

復興の現状と取組

1 東日本大震災

2 復旧・復興の現状と課題

3 復興関連諸制度

平成 25 年 9 月 25 日



目次

1 東日本大震災	3	<人的支援>
1-1 東日本大震災の概要		2-19 被災自治体の職員確保等に向けた取組
1-2 これまでの主な動き		<多様な担い手による連携>
2 復旧・復興の現状と課題	5	2-20 企業連携の推進
<被災者支援関係>		2-21 ボランティア・公益的民間連携
2-1 避難者・仮設住宅の状況		2-22 「新しい東北」の創造に向けて
2-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績		<原子力災害関係>
2-3 被災者の孤立防止と心のケアに関する取組		2-23 福島県の状況
2-4 東日本大震災における震災関連死		2-24 福島対応体制の強化について
<まちづくり関係>		2-25 福島復興に向けた予算等
2-5 災害廃棄物(がれき)処理の状況と課題		2-26 福島復興に向けた制度対応等
2-6 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況		2-27 個別課題への対応
2-7 鉄道の復旧状況		3 復興関連諸制度等 67
2-8 農地の復旧状況		3-1 復興庁の体制
2-9 復興施策に関する国の事業計画及び工程表		3-2 復興加速への取組
2-10 住宅再建及び高台移転に向けた取組		3-3 関連立法
2-11 医療・福祉の復旧・復興状況		3-4 復興関係予算
2-12 復旧・復興の進捗情報の「見える化」		3-5 復興特区制度
<産業・雇用関連>		3-6 復興交付金
2-13 産業の復興状況		3-7 取崩し型復興基金について
2-14 産業の復興に向けた取組		3-8 福島復興に向けた制度
2-15 被災事業者に対する資金繰り対策		
2-16 中小企業者等の二重ローン問題への対応		
2-17 雇用の状況		
2-18 雇用確保に向けた取組		

1-1 東日本大震災の概要

※我が国の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降4番目の規模の地震

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日 14時46分	
震源および規模(推定)	三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近) 深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9.0	
震源域	長さ約450km、幅約200km	
断層のすべり量	最大20~30m程度	
震源直上の海底の移動量	東南東に約24m移動、約3m隆起	
	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北東部・南部、東京都23区、新島、神奈川県東部・西部、山梨県中部・西部、山梨県東部・富士五湖

(気象庁資料・海上保安庁資料による)

被害状況等

(平成25年9月10日現在 出典:警察庁、復興庁等)

(1) 人的被害

ア 死者	15, 883名
イ 行方不明	2, 654名
ウ 負傷者	6, 146名
エ 震災関連死(※2)	2, 688名

(2) 建築物被害

ア 全壊	126, 576戸
イ 半壊	272, 292戸
ウ 一部破損	742, 629戸

※ 未確認情報を含む。

※ 平成23年4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震等の被害を含む。

※2 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義(実際には支給されていない方も含む。)。復興庁等調べ(平成25年3月31日現在)。

1-2 これまでの主な動き

【平成23年】

- 3月11日 東日本大震災発災
　　・緊急災害対策本部発足
- 3月17日 被災者生活支援特別対策本部(支援チーム)設置
- 5月 2日 東日本大震災財特法成立
　　第1次補正予算成立(復興経費4兆153億円)
- 6月24日 復興基本法施行
- 6月25日 東日本大震災復興構想会議「復興への提言」提出
- 6月28日 東日本大震災復興対策本部(第1回)開催
- 7月25日 第2次補正予算成立(復興経費1兆9,106億円)
- 7月29日 「復興基本方針」策定
- 8月 5日 原発避難者特例法成立
- 8月26日 各府省の事業計画と工程表のとりまとめ(第1回)
- 8月27日 原子力災害からの福島復興再生協議会(第1回)開催
- 11月21日 第3次補正予算成立(復興経費9兆2,438億円)
- 11月30日 復興財源確保法成立
- 12月 7日 復興特別区域法成立
- 12月 9日 復興庁設置法成立

【平成24年】

- 2月 9日 復興推進計画第1号認定(岩手、宮城)
- 2月10日 復興庁開庁
- 3月 2日 復興交付金の交付可能額通知(第1回目)
- 3月 5日 東日本大震災事業者再生支援機構始業開始
- 3月30日 福島復興再生特別措置法成立
- 4月 5日 平成24年度予算成立(復興経費3兆7,754億円)
- 6月21日 子ども・被災者支援法 成立
- 7月13日 福島復興再生基本方針閣議決定
- 9月24日 被災地域の原子力被災者・自治体に対する国の方針(グランドデザイン)の公表
- 11月22日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告

【平成25年】

- 1月29日 復旧・復興事業の規模と財源の見直し
　　・19兆円を25兆円に見直し
- 2月 1日 福島復興再生総局を設置
- 2月 6日 復興推進委員会平成24年度審議報告
- 2月26日 平成24年度補正予算成立(復興経費3,177億円)
- 3月 7日 「住まいの復興工程表」公表
- 3月15日 「原子力災害による被災者支援策パッケージ」公表
- 4月 2日 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」公表
- 5月10日 福島復興再生特別措置法の改正
- 5月15日 平成25年度当初予算成立(復興経費4兆3,840億円)
- 6月 5日 復興推進委員会
　　「新しい東北」の創造に向けて(中間とりまとめ)
- 8月 7日 避難区域の見直しが完了
- 8月30日 平成25年度予算概算要求(復興経費3兆6,377億円+事項要求)

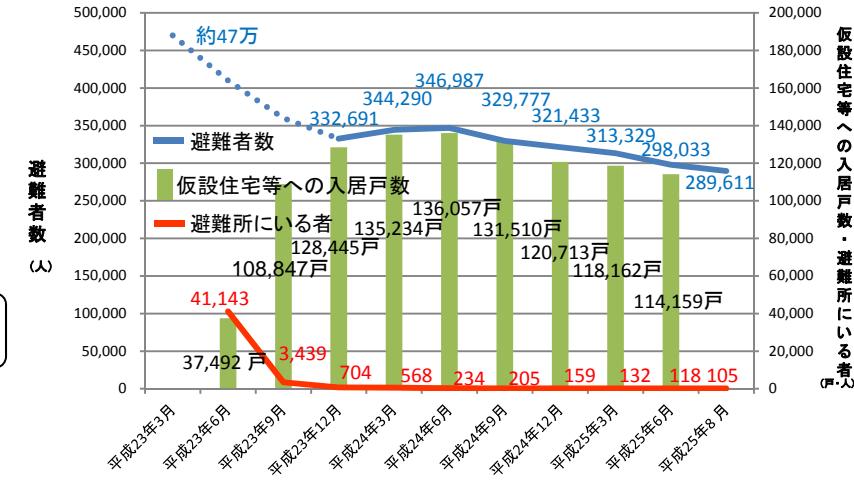
2-1 避難者・仮設住宅の状況

- 避難者数は約29万人。
- 仮設住宅等への入居戸数は減少しており、恒久住宅への移転が始まりつつある。

(1) 避難者等の減少

	(*1) 発災3日目 (平成23年3月14日)	現時点(平成25年8月12日) (*2)		
		全体	避難所にいる者	住宅等にいる者
避難者等 の数	約47万人	289,611人	105人	274,365人

* 1 緊急災害対策本部資料 青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県の避難状況の合計。
* 2 復興庁調べ 全国の避難所(公民館・学校等)、旅館・ホテル、その他(親族・知人宅等)、住宅等(公営・仮設・民間・病院含む)にいる者の合計。

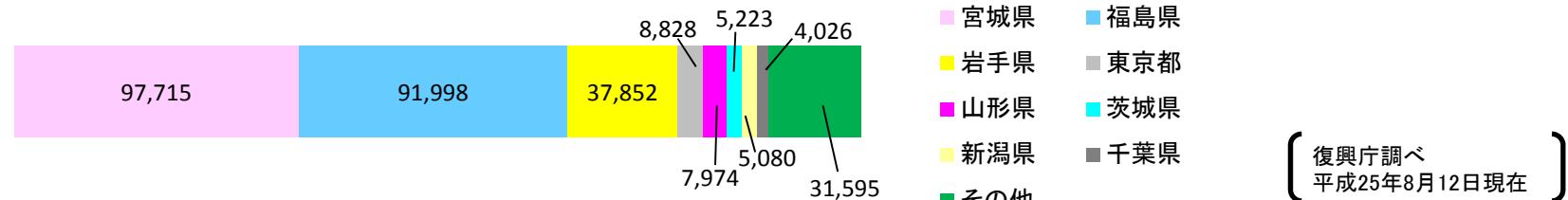


(2) 仮設住宅等の入居状況

[※厚生労働省調べ(平成25年6月1日現在)]

	入居者数	入居戸数	備考
公営住宅等	27,383人	10,004戸	全国計
民間住宅	140,818人	56,585戸	全国計
仮設住宅	107,768人	47,570戸	岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・長野県

(3) 避難者等の数 (避難先の都道府県別) [避難先:47都道府県 約1,200市区町村]



【県外への避難等】 岩手県から約 1,500人、宮城県から約 7,500人、福島県から約52,000人

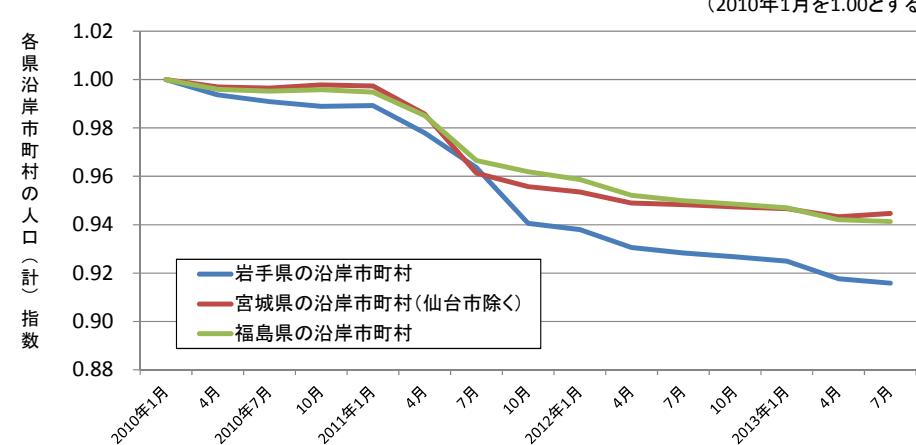
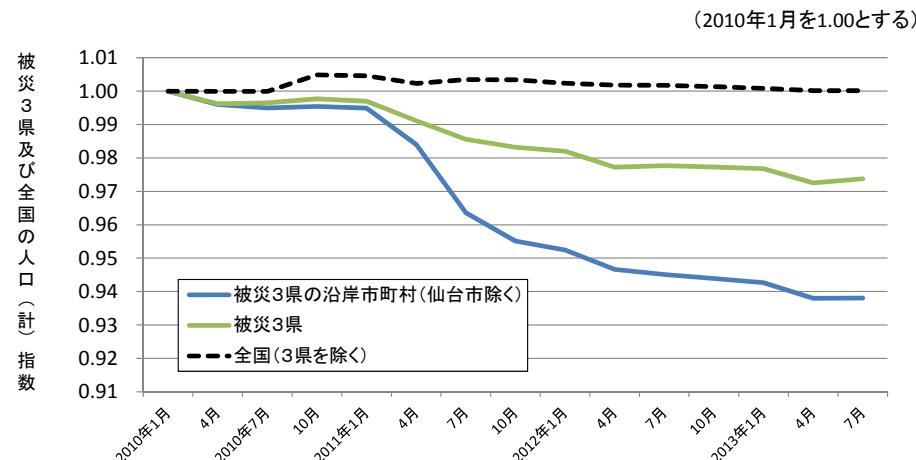
2-1 (参考) 被災3県における人口の状況

- 被災3県における人口は、減少傾向にあるもののその度合いは鈍化しており、社会増減率は、沿岸市町村※においても震災前の水準に戻りつつある。

※沿岸市町村…海岸線を有する市町村(岩手県12市町村、宮城県15市町、福島県10市町)

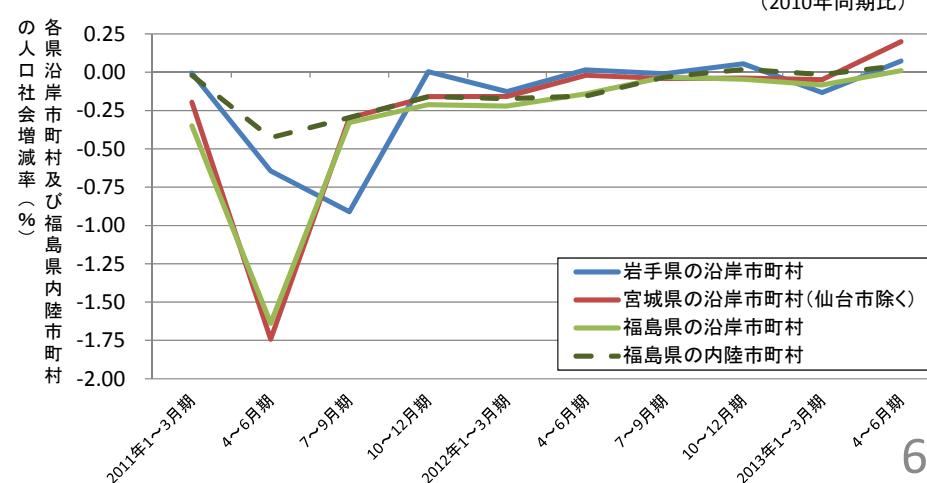
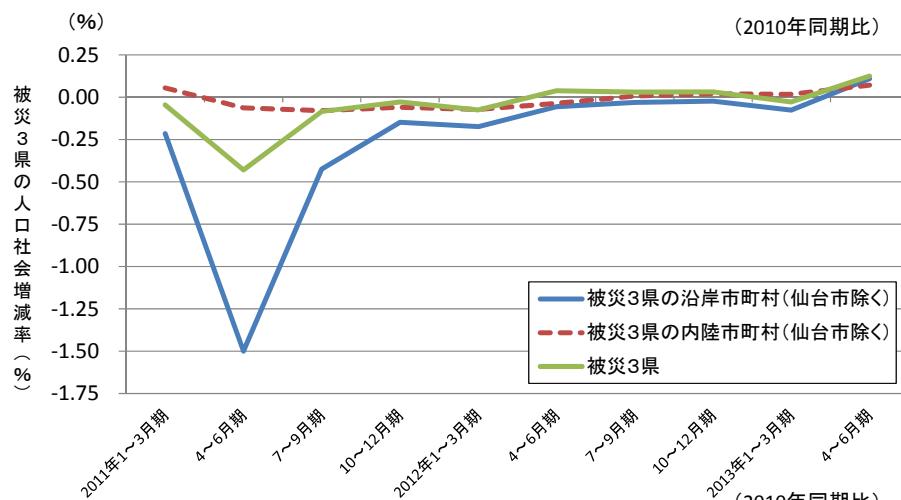
(1) 人口推移 (被災3県の沿岸市町村)

沿岸市町村の人口推移は、減少傾向にあるものの、2012年4月以降、減少の度合いが鈍化している。



(2) 社会増減率 (被災3県の沿岸市町村)

人口の社会増減率は、被災3県の沿岸市町村及び福島県内陸市町村においても2010年同月の水準に戻りつつある。



※ 各県公表資料を元に復興庁作成 ・岩手県毎月人口推計 ・宮城県推計人口(月報) ・福島県の推計人口(福島県現住人口調査結果) ※推計人口とは、国勢調査による人口を基礎として、出生・死亡・転入・転出等の届出数を加減して算出した値

2-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績

- 日本赤十字社等に寄せられた義援金3,669億円の約9割を被災者に配布済(平成25年3月29日現在)
- 災害弔慰金の支給済件数は、19,249件(平成25年3月29日現在)
- 被災者生活再建支援金の支給世帯数は187,782世帯(平成25年5月31日現在)

(1) 義援金の配布状況（厚労省調べ、平成25年3月29日現在）

募金総額	配分			
	都道県への送金額	うち市町村への送金額	うち被災者への配付額	配付件数
3,669億円	3,591億円	3,537億円	3,397億円	1,647,397件
	97.9%	98.5%	96.0%	

※日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団の4団体に寄せられた義援金を集計したもの。

(2) 災害弔慰金の支給状況（厚労省調べ、平成25年3月29日現在）

	支給済件数	うち被災3県	支給済額	うち被災3県
災害弔慰金	19,249件	19,045件	573億1,250万円	566億3,750万円
災害障害見舞金	72件	68件	1億2,125万円	1億1,500万円

※災害弔慰金：災害により死亡された方のご遺族に対して支給するもの。

災害障害見舞金：災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に支給するもの。

(3) 被災者生活再建支援金の支給状況（内閣府調べ、平成25年5月31日現在）

	世帯数	うち被災3県	支給額	うち被災3県
基礎支援金	187,782世帯	170,993世帯	1,494億円	1,369億円
加算支援金	101,441世帯	89,004世帯	1,212億円	1,049億円

※被災者生活再建支援金：災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給するもの。

東日本大震災財特法の一部改正により、東日本大震災に限った措置として国の補助率を50%から80%に引き上げ。

また、地方負担(20%)のための基金積み増し分について、平成23年度第2次補正予算で増額される特別交付税により全額手当。

2-3 被災者の孤立防止と心のケアに関する取組

- 被災者の多くが、避難所から仮設住宅等に移行。コミュニティの弱体化や、被災者の孤立が問題。
- このため、①見守り活動、②心のケア、③生きがいづくり等を行う。
- 福島の原子力災害地域を始め、子どもたちの心のケアの状況等について、調査を実施中。

(1) 孤立防止の主な取組

- ①「介護等のサポート拠点」を被災3県で合計117箇所設置し(H25年4月末現在)、仮設住宅における高齢者等の総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流などを実施。

地域支え合い体制づくり事業

(平成23年度1次補正予算70億円、3次補正予算90億円、
平成25年度予算23億円)

- ②高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、市町村、社会福祉協議会、NPO等と連携、ボランティア等による孤立防止のための見守り活動等を実施。

地域コミュニティ復興支援事業

(平成23年度3次補正予算40億円、平成24年度予備費30億円)



(2) 心のケアの主な取組

- ①岩手・宮城・福島各県に「心のケアセンター」を設置するなど、専門職による訪問支援等を実施。

被災者的心のケア支援事業

(平成23年度3次補正予算28億円、平成25年度予算18億円)

- ②被災した児童生徒・教職員等の心のケア等のため、スクールカウンセラー等の緊急派遣を実施。

緊急スクールカウンセラー等派遣事業

(平成23年度1次補正予算30億円、3次補正予算4億円、
平成24年度予算47億円、平成25年度予算39億円)

- ③心血管疾患やPTSD等に関する長期間追跡調査を実施。

(平成24年度は、宮城県及び岩手県の12,943名を対象に調査を行い、前年度と比較して睡眠障害が疑われる者の割合の改善がみられた。(特に、宮城県での44歳以下の者(特に男性)における改善が顕著)平成25年度も同様の調査を行う予定である。)

- ④子どもの心の健康状態を把握するための調査を実施。

(H24.5月調査実施、H25.7月をめどに報告書作成予定。12月東京都で教職員等を対象にシンポジウムを開催予定。)

- ⑤子どもの発育状況やストレス状況等の調査研究を実施中。

(平成24~26年度の3年計画で調査を実施。)

- ⑥子どもを支援する専門職の研修や巡回相談等、被災した子どもの心の支援に関する自治体の取組を支援。

2-4 東日本大震災における震災関連死

- 東日本大震災における震災関連死の死者数は、平成25年3月31日現在で2,688人。
- そのうち発災後1か月以内に亡くなられた方が約4割。66歳以上の高齢者が約9割。

(1) 東日本大震災における震災関連死の死者数（時期別）

都道府県	計	時期別							
		～H23.3.18 (1週間以内)	H23.3.19～H23.4.11 (1か月以内)	H23.4.12～H23.6.11 (3か月以内)	H23.6.12～H23.9.11 (6か月以内)	H23.9.12～H24.3.10 (1年以内)	H24.3.11～H24.9.10 (1年半以内)	H24.9.11～H25.3.10 (2年以内)	H25.3.11～ (2年超)
全国計	2,688	440	693	639	410	359	140	7	0
累計		440 (約16%)	1,133 (約42%)	1,772 (約66%)	2,182 (約81%)	2,541	2,681	2,688	2,688

※注1 平成25年3月31日までに把握できた数。

注2 平成23年3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震による者を含む。

注3 本調査は、各都道府県を通じて市区町村に照会し、回答を得たもの。

注4 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義。(実際には支給されていない方も含む。)

(2) 対応状況

- ・ 東日本大震災における震災関連死については、①その原因を把握するとともに、②今後の災害への備えを含め、必要な対応策を検討し、平成24年8月21日に「東日本大震災における震災関連死に関する報告」を取りまとめた。
- ・ 福島県における死者数が、発災から1年以上経過した後も他県に比べ多いこと等を踏まえ、福島県に特化して、国と県で連携し、原因の把握を行うとともに対応策を検討し、平成25年3月29日に「福島県における震災関連死防止のための検討報告」を取りまとめた。

2-5 災害廃棄物（がれき）処理の状況と課題

- 被災地において最大限処理を進める一方で、処理が間に合わない分については、広域処理を活用。
- 災害廃棄物処理のより具体的な処理の方針や内容を設定した処理工程表を作成。
- 福島県の一部地域を除き、平成26年3月末までに処理可能な見込み。

(1) 災害廃棄物処理の状況(岩手県、宮城県、福島県の沿岸32市町村)

7月末 現在	推計量 (A)	撤去済 み量(B)	撤去率 (B/A)	処理・処 分量(C)	処理・処分 割合(C/A)
災害廃棄物	1,608万t	1,496万t	93%	1,263万t	79%
津波堆積物	1,021万t	881万t	86%	566万t	55%

※福島県の汚染廃棄物対策地域(国直轄処理地域)を除く

(2) 被災地での取組

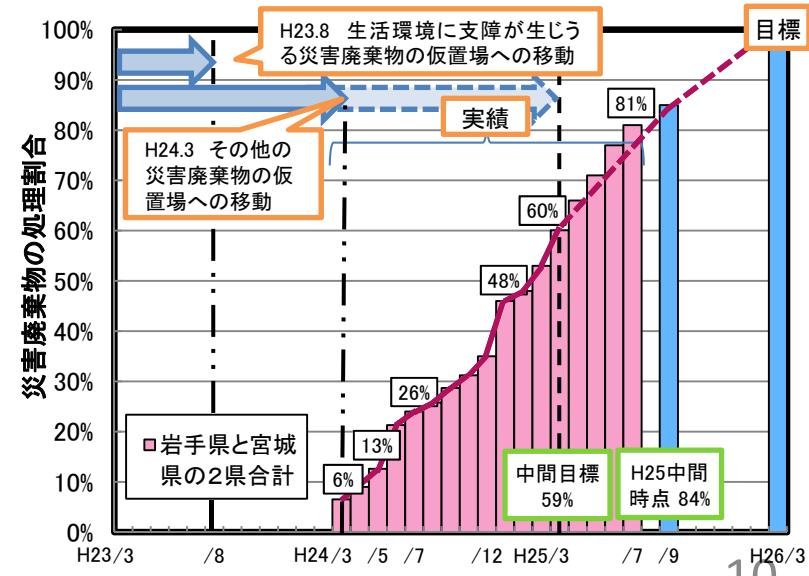
- ・被災地において最大限処理を進めるため、34基の仮設焼却炉や、23箇所の破碎・選別施設が稼働中。
- ・更に復興資材として再生利用を進める。



(仙台市設置仮設焼却炉)

処理割合	市町村等
完了	利府町、松島町
9割以上	洋野町、普代村、田野畠村、仙台市、亘理名取ブロック(名取市、岩沼市、亘理町、山元町)
8割以上	石巻ブロック(女川町、石巻市、東松島市)、宮城東部ブロック(塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町)、いわき市
7割以上	岩泉町、宮古市、釜石市、大船渡市、気仙沼ブロック(気仙沼市、南三陸町)
6割以上	野田村、大槌町、陸前高田市、新地町、相馬市
6割未満	久慈市、山田町、広野町、南相馬市

沿岸市町村の処理割合の実績



(3) 広域処理

- ・広域処理必要量約65万トンは、全て受入先を確保済み
- ・これまでに1都1府16県で広域処理を実施(約45万t処理済み)

(4) 取組の現状

- ・平成25年5月7日に「災害廃棄物の処理工程表」を改定。
- ・岩手県、宮城県では、災害廃棄物、津波堆積物とも平成26年3月末までに処理可能な見込み。
- ・福島県(避難区域を除く)では、仮置場への搬入は平成25年度内の完了、搬入後の処理は、発生量の多い一部地域等では平成26年度のできるだけ早期に、それ以外の地域では平成25年度末までの処理完了を目指す。また、国の代行処理は、仮設処理施設設置に向けた状況に応じ、できるだけ早期の処理完了を目指す。

2-6 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況①

- 公共インフラは、応急復旧段階から本格復旧・復興段階へ移行し、復興の事業計画及び工程表に基づき、着実に整備を推進しているところ。
- 加えて、14事業24項目の指標により本格復旧・復興の進捗状況をより適切に「見える化」。

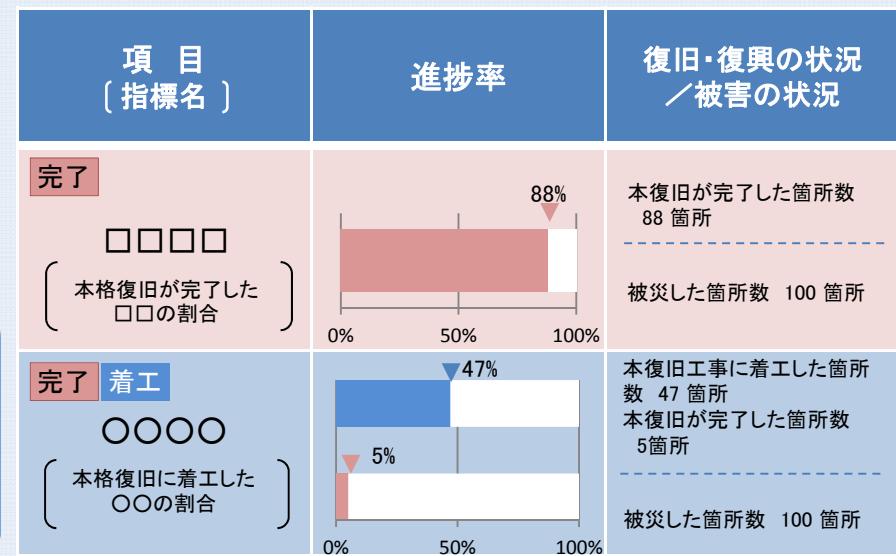
指標について

・福島県の避難指示区域については、原則除いており、今後、区域見直しの動向等を踏まえ、インフラ復旧の工程表の作成状況等に応じて指標を作成する予定。

【補足】

- ・指標は **完了** で表示することを基本とし、**完了** のみでは進捗状況が分かづにくい場合などは **着工** も表示。
- ・**完了** か **着工** かを分かりやすく記載。
- ・今後、指標は節目節目において更新するとともに、事業の進捗に応じて指標を追加するなど、進捗状況を適切に示す工夫を実施。

■指標の例



事業計画及び工程表と指標を合わせて効果的な事業の進捗管理を行い、本格復旧・復興の一層の推進を図る。

※各指標の分母、分子の定義については、事業の進捗に応じ変更となる可能性あり。

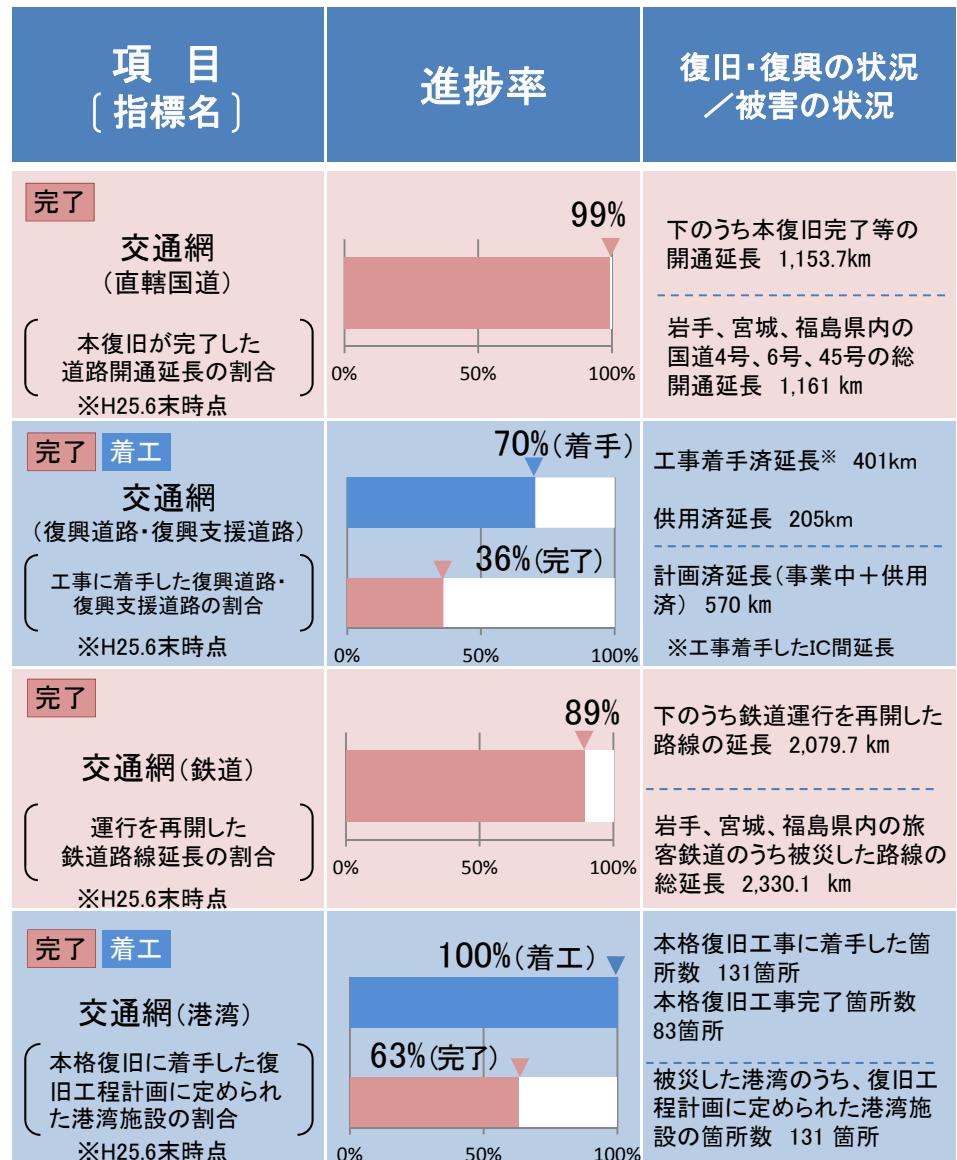
2-6 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況②

○安全・安心のための基盤整備関係(被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況)

項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 着工 海岸対策 (全体) <small>〔本復旧工事に着工した地区海岸の割合 ※H25.6末時点〕</small>	 43%(着工) 13%(完了)	本復旧工事に着工した地区海岸数 202地区 本復旧工事が完了した地区海岸数 61地区 被災した地区海岸数 471地区	完了 下水道 <small>〔通常処理に移行した下水処理場※の割合〕</small> <small>※「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能な処理場である。これの中には、一部の水処理施設や汚泥処理施設は未だ本復旧工事中のものもある。</small> <small>※H25.6末時点</small>	 96%	通常処理に移行した処理場数 70箇所 <small>災害査定を実施した処理場数 73箇所</small>
完了 着工 海岸対策 (国施工) <small>〔本復旧工事に着工した地区海岸の割合 ※H25.6末時点〕</small>	 100%(着工) 0%(完了)※	本復旧工事に着工した地区海岸数 9地区 本復旧工事が完了した地区海岸数 0地区※ <small>※国施工区間(代行区間含む)約42kmのうち、復興・復旧を支える上で不可欠な仙台空港及び下水処理場の前面の区間約5kmについては、工事を完了している。</small> 被災した地区海岸数のうち国施工区間(代行区間含む) 9地区	完了 水道施設 <small>〔本格復旧が完了した水道事業数の割合〕</small> <small>※H25.6末時点</small>	 87%	本格復旧事業のための災害査定の対象工事がすべて完了した水道事業数 158事業 <small>災害査定を実施した、あるいは実施を予定している水道事業数 181事業</small>
完了 着工 海岸防災林の再生 <small>〔復旧工事に着手・完了した海岸防災林の割合 ※H25.6末時点〕</small>	 39%(着手) 13%(完了)	海岸防災林の復旧事業の工事着手延長距離 55km 海岸防災林の復旧事業の工事完了延長距離 18km 海岸防災林の被災延長距離(青森県～千葉県)約140 km※ <small>※警戒区域等を含む</small>	完了 災害廃棄物の処理 <small>〔災害廃棄物の処理が完了した割合〕</small> <small>※H25.6末時点</small>	 75%	国の事業計画及び工程表の対象市町村における災害廃棄物処理量計 1,230万t <small>国の中事業計画及び工程表の対象市町村における災害廃棄物推計量 1,651万t</small>
完了 河川対策 <small>〔本復旧工事が完了した河川堤防(直轄管理区間)の割合 ※H25.6末時点〕</small>	 99%	本復旧工事が完了した箇所数 2,113箇所 <small>被災した河川管理施設の箇所数 2,115箇所</small>	河川対策の状況 <small>(被災状況)</small> <small>宮城県北上川▶</small>		<small>(本復旧完了)</small> 

2-6 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況③

○ 交通関係(被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況)



2-6 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況④

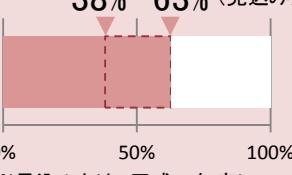
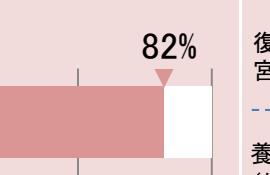
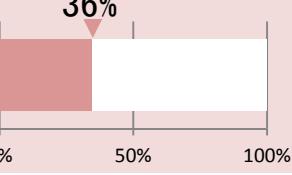
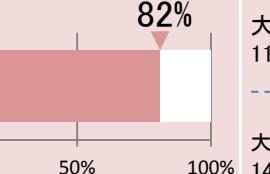
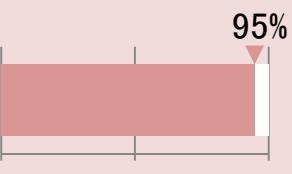
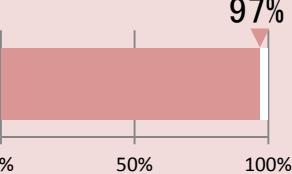
○公営住宅・まちづくり関係(被災者が安心して生活するために必要な住宅、医療・学校施設等の復旧・復興状況)

項目 (指標名)	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 (指標名)	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 着工 復興住宅 災害公営住宅の整備に着手した割合 ※H25.6末時点	 52%(着工) 1.4%(完了)	災害公営住宅の整備に着手した戸数(用地確保が完了した時点) 11,483戸 災害公営住宅の整備が完了した戸数 316戸 各県が公表している必要災害公営住宅の戸数※ 21,929戸 ※全体計画未定のため福島県分はいずれも除外	完了 着工 復興まちづくり (被災した造成宅地) 宅地造成の工事に着手した地区数 ※H25.6末時点	 93%(着工) 3%(完了)	対策工事に着手した地区数 170地区 対策工事が完了した地区数 6地区 復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち、対策工事が必要な地区数 182地区
完了 着工 復興まちづくり (防災集団移転) 事業計画の同意地区数、造成工事の着手地区数、造成工事の完了地区数の割合 ※H25.6末時点	 100%(同意) 36%(着工) 2%(完了)	事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区数 334地区 造成工事に着手した地区数 119地区 造成工事が完了した地区数 7地区 住まいの工程表に基づく面整備事業を行う地区数 334地区	完了 復興まちづくり (医療施設) 入院の受入制限等から回復した病院の割合 ※H25.6末時点	 93%	入院の受入制限又は受入不可から回復した病院数 171箇所 被災直後に入院の受入制限又は受入不可を行った病院数 184箇所
完了 着工 復興まちづくり (土地区画整理) 都市計画の決定地区数、造成工事の着手地区数、造成工事の完了地区数の割合 ※H25.6末時点	 90%(都決) 63%(着工) 0%(完了)	都市計画決定された数 46地区 造成工事に着手した地区数(事業計画の認可地区数) 32地区 造成工事が完了した地区数 0地区 住まいの復興工程表に基づく面整備事業を行う地区数 51地区	完了 復興まちづくり (学校施設等) 復旧が完了した公立学校施設の割合 ※H25.6末時点	 92%	下のうち復旧が完了した学校数 2,148校 公立学校施設災害復旧事業に申請した若しくは申請予定の学校数 2,328校 (応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み)
完了 着工 復興まちづくり (漁業集落防災強化) 漁業集落防災機能強化事業の実施地区数の割合 ※H25.6末時点	 97%(事業費措置) 32%(着工) 6%(完了)	復興交付金の事業費措置地区数 33地区 造成工事に着手した地区数 11地区 造成工事が完了した地区数 2地区 当事業により住宅用地の整備を行う地区数 34地区	復興住宅の状況 相馬市井戸端長屋	工事期間:平成24年2月～平成24年8月 構造階数:木造平屋建 戸数:12戸	

注) 漁業集落防災機能強化事業については、上記以外に住宅用地の整備は行わず水産関係用地や公共施設の整備を行う地区が予定されている。

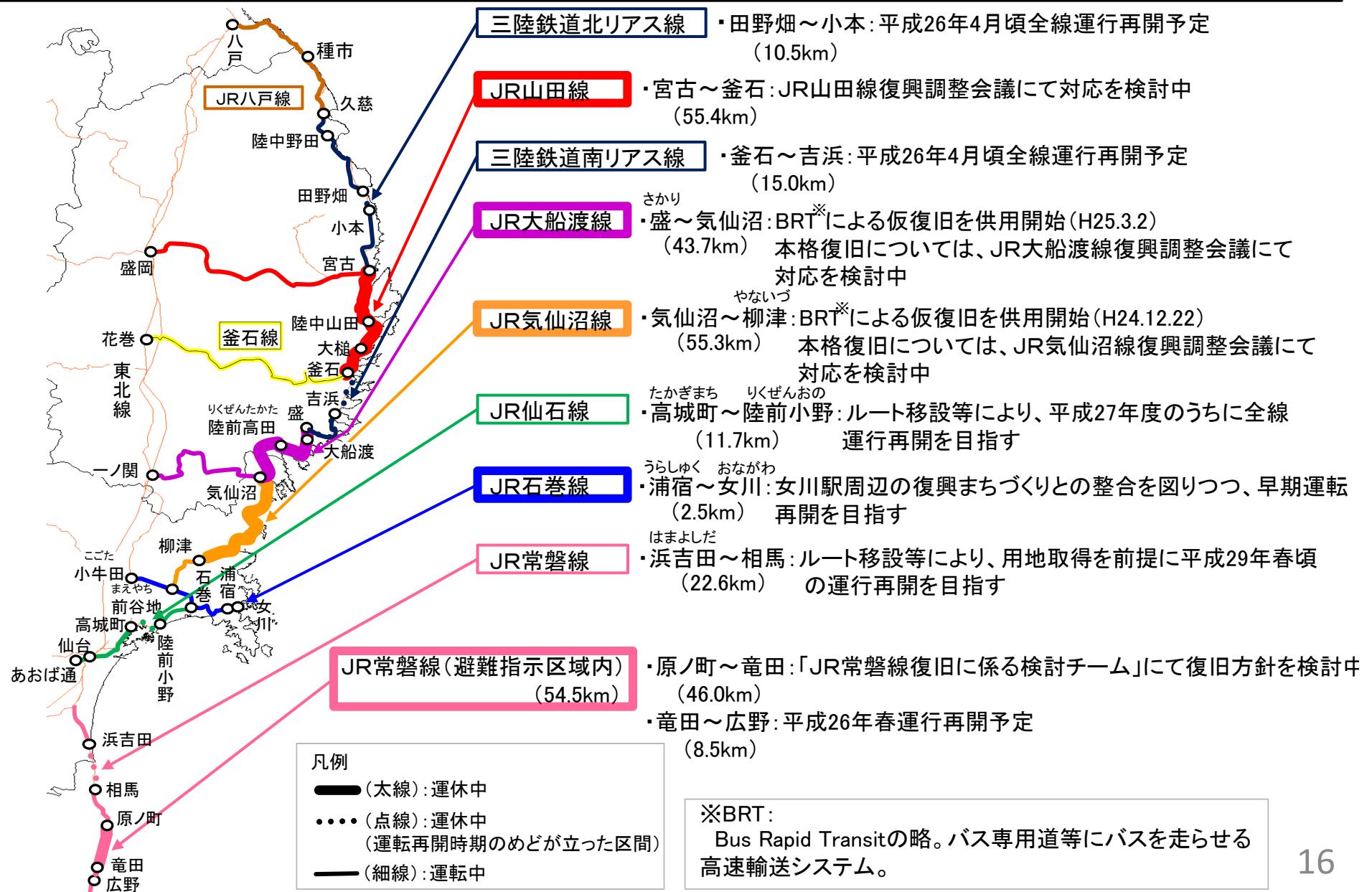
2-6 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況⑤

○ 農林水産業関係(被災地域の主な産業基盤である農業、林業、水産業の復旧・復興状況)

項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 農地 <small>津波被災農地面積に対する営農再開可能面積の割合</small> <small>※H25.6末時点</small>	 38% 63% (見込み)	営農再開が可能な農地面積 8,190 ha 加えて、25年度営農再開に向けて5,280haで実施中 津波被災農地面積（青森県～千葉県）21,480 ha※ <small>※見込みとは、平成25年度に作付け可能となる割合</small> <small>※避難指示区域を含む</small>	完了 養殖施設 <small>養殖施設の復旧の割合</small> <small>※H25.3末時点</small>	 82%	復旧した養殖施設数(岩手・宮城) 62,655 施設 <small>※H25.3末時点</small> 養殖業再開希望者の施設数(岩手・宮城) 76,192 施設
完了 漁港 <small>陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港の割合</small> <small>※H25.3末時点</small>	 36%	陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港数 115 渔港 <small>※警戒区域等を含む</small>	完了 定置網 <small>大型定置網の復旧の割合</small> <small>※H25.5末時点</small>	 82%	大型定置網の復旧数 116ヶ統 <small>※H25.5末時点</small> 大型定置網の操業再開希望数 142ヶ統
完了 漁場(養殖) <small>がれき撤去が完了した養殖漁場の割合</small> <small>※H25.6末時点</small>	 95%	がれき撤去が完了した箇所数 1,017 箇所 <small>※再流入による追加箇所数を含む</small>	漁港の状況 <small>平成24年5月 八戸市</small>	▼ 陸揚げ岸壁の復旧 	
完了 漁場(定置) <small>がれき撤去が完了した定置漁場の割合</small> <small>※H25.6末時点</small>	 97%	がれき撤去が完了した箇所数 975 箇所 <small>※再流入による追加箇所数を含む</small>	漁場の状況 <small>平成23年3月 気仙沼市</small>	▼ がれき撤去 	

2-7 鉄道の復旧状況

東北地方沿岸部の鉄道については、2事業者8路線271.2kmの区間が運休中。(平成25年9月1日現在)



2-8 農地の復旧状況

- 「農業・農村の復興マスタークリーン(平成23年8月公表、平成25年5月改訂)」に基づき、被災農地の営農再開に向けて、農地復旧や除塩を実施中。

① 農林水産業における農地の復旧状況

- 6県(青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉)の津波被災農地21,480haのうち、13,470haで営農再開が可能となった。加えて、(25年7月末時点)

② おおむね3年間で農地を復旧

津波被災農地における年度ごとの営農再開可能面積の見通し (単位:ha)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	その他		小計	避難指 示区域 ※3	転用(見 込み含 む)※4	計
					大区画 化等※1	被害甚 大等※2				
岩手県	10	100	150	160	80	220	720	0	10	730
宮城県	1,220	5,450	4,240	1,560	970	490	13,930	0	410	14,340
福島県	60	400	890	510	1,080	0	2,940	2,120	400	5,460
青森・茨城・ 千葉県	810	140	-	-	-	-	950	-	-	950
計	8,190	5,280	2,230	2,130	710	18,540	2,120	820	21,480	
(全体に対する割合)	38%	25%	10%	10%	3%	86%	10%	4%	100%	
(小計に対する割合)	85%				11%	4%	100%			

※1 農地復旧と一体的に農地の大区画化等を実施する予定の農地2,130ha

※2 海水が浸入しているなど被害が甚大な農地の部及びまちづくりや他の復旧復興事業との調整が必要な農地で別途復旧工法等の検討を進める地域710ha

※3 原子力発電所事故に伴い設定されている避難指示区域の農地で、避難指示解除の見込みや除染の工程等を踏まえつつ、復旧に向けて取り組む地域2,120ha

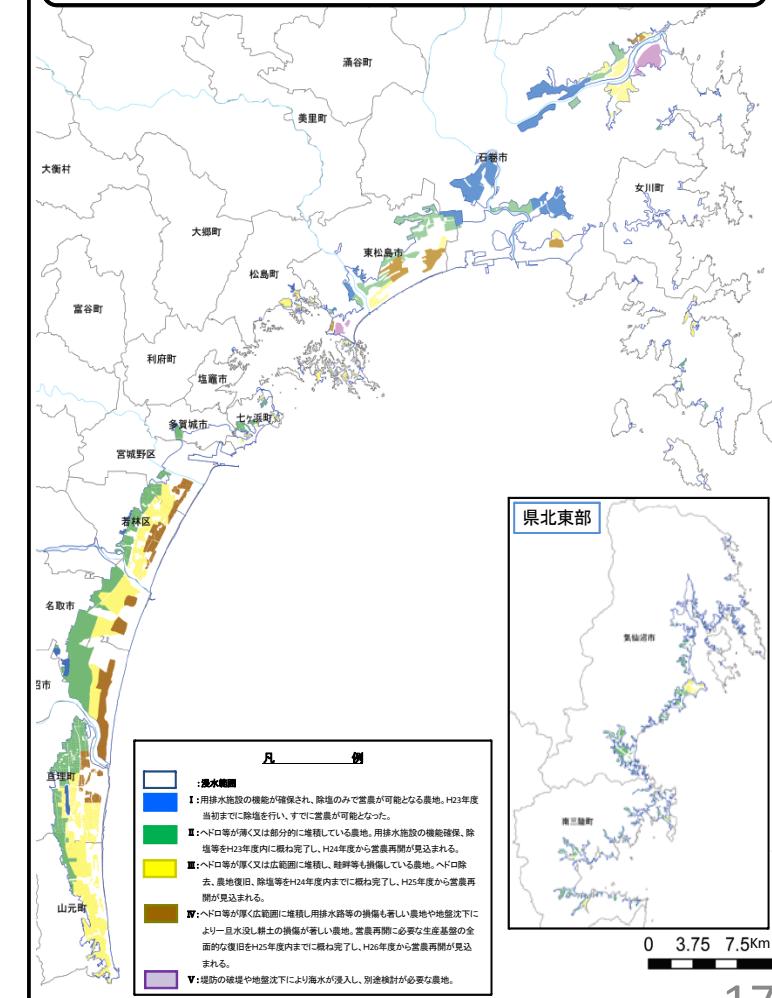
※4 農地の転用等により復旧不要となる農地(見込みを含む) 820ha

出典:農林水産省「農業・農村の復興マスタークリーン」(平成25年5月)

③ 農地の大区画化の状況

- 岩手県、宮城県、福島県においては、復興交付金等を活用し、面的な集積による経営規模拡大や土地利用の整序化を図る農地の大区画化等を約9,400haで実施中。(25年6月現在)

【参考】宮城県の農地の復旧可能性図面



2-9 復興施策に関する国の事業計画及び 工程表の見直しと進捗確認①



復興庁
Reconstruction Agency

- ・平成25年度予算成立を機に、平成25年度の目標を含めた事業計画及び工程表見直しを実施。
- ・平成24年度の目標の達成状況について進捗確認を実施。

【事業計画及び工程表の概要】

- ・復興施策について事業計画と工程表を取りまとめて公表。
- ・公共インフラ全体版及び公共インフラ地域版(市街地復興パターンの検討調査実施した43市町村を中心)を作成。
- ・今後も、節目節目において事業計画及び工程表の見直しを行い、取りまとめの上、公表していく予定。

■作成内容

○事業計画

対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方、成果、目標などを記載。

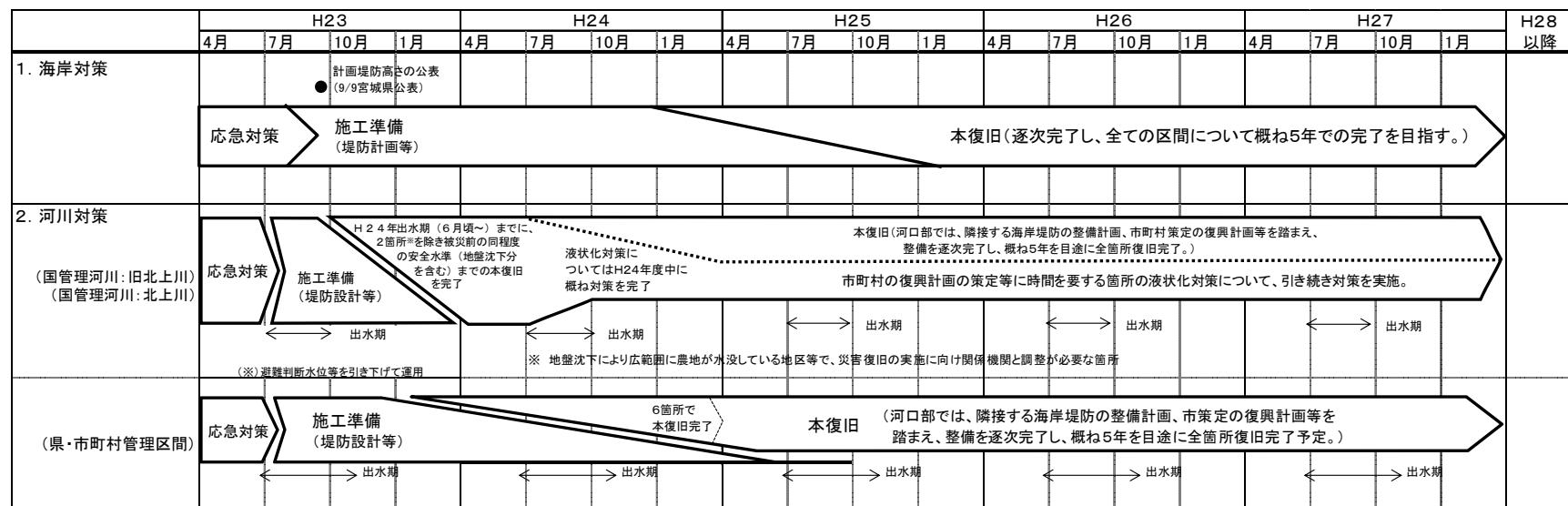
○工程表

上記の事業計画に即して、対象事業ごとに復旧・復興の目標をバーチャートで表示。

■対象事業

海岸、河川、下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港・漁場・養殖施設・大型定置網、復興住宅(災害公営住宅)、復興まちづくり(防災集団移転・区画整理等、医療施設等、学校施設等)、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理

■ 公共インフラ地域版: 工程表の例(宮城県石巻市の海岸対策・河川対策)



2-9 復興施策に関する国の事業計画及び 工程表の見直しと進捗確認②



- ・公共インフラ(全体版)の対象18事業について、所管省庁による工程の進捗確認を実施。
- ・その結果、11事業は「概ね平成24年度に目標達成」もしくは「平成24年度に目標達成」、海岸対策など3事業及び災害廃棄物の処理など4事業の一部が「平成25年度に目標達成がずれ込む」となっている。
- ・平成25年度に目標達成がずれ込む理由は、復興まちづくり計画や他事業との調整、用地取得等の合意形成、港湾岸壁の復旧より利用の優先、不発弾発見等の周辺状況の変化等により、時間を要したことである。
- ・このため、復興事業の円滑な推進及び加速化に向けて、復興庁にタスクフォースを設置し、本年3月、4月と住宅再建・復興まちづくりの加速化措置を立て続けに打ち出すとともに、フォローアップを行い、柔軟かつきめ細かな対応を実施。

事業名		平成24年度成果の進捗分析【評価】※	事業名		平成24年度成果の進捗分析【評価】※
1.	海岸対策	平成25年度に目標達成がずれ込む	10.	漁港・漁場・養殖施設・定置網	【漁港】平成24年度に目標達成 【漁場】平成25年度に目標達成がずれ込む 【養殖施設】平成24年度に目標達成 【定置網】平成25年度に目標達成がずれ込む
2.	河川対策	【国管理区間】概ね平成24年度に目標達成 【県・市町村管理区間】 平成25年度に目標達成がずれ込む	11.	復興住宅(災害公営住宅等)	平成24年度に目標達成
3.	下水道	平成24年度に目標達成	12.	復興まちづくり(防災集団移転促進事業、土地区画整理事業等)	平成24年度に目標達成
4.	交通網(道路)	平成24年度に目標達成	13.	復興まちづくり(被災した造成宅地)	平成24年度に目標達成
5.	交通網(鉄道)	【旅客鉄道】平成24年度に目標達成 【貨物鉄道】平成24年度に目標達成	14.	復興まちづくり(医療施設等)	概ね平成24年度に目標達成
6.	交通網(空港)	平成25年度に目標達成がずれ込む	15.	復興まちづくり(学校施設等)	概ね平成24年度に目標達成
7.	交通網(港湾)	【産業・物流上、特に重要な港湾施設】 平成25年度に目標達成がずれ込む 【復旧に期間を要する施設(防波堤)】 平成24年度に目標達成	16.	土砂災害対策	平成25年度に目標達成がずれ込む
8.	農地・農業用施設	概ね平成24年度に目標達成	17.	地盤沈下・液状化対策	平成24年度に目標達成
9.	海岸防災林の再生	平成24年度に目標達成	18.	災害廃棄物の処理	【災害廃棄物の仮置場への移動】 平成25年度に目標達成がずれ込む 【中間処理・最終処分】 概ね平成24年度に目標達成(ただし、福島県の一部を除く)

※ 目標とは、平成24年度の成果目標を指す。

2-10 住宅再建及び高台移転に向けた取組

- 住宅再建や復興まちづくりに当たっては、スピードアップを図るため、市町村における地域住民との調整や事業実施を円滑に進めてくことが最大の課題であり、国としても、復興交付金による支援、まちづくりの専門職員の派遣の促進、円滑な施工確保の支援等を実施。
- 市町村において地域住民との調整を円滑に進めていくことが最大の課題であるが、国としても、復興交付金による支援、まちづくりの専門職員の派遣の促進等を実施。
- 住民の定着を促進する住宅再建支援のため、震災復興特別交付税を増額(平成24年度補正:1,047億円)。

復興まちづくりの進捗状況(平成25年6月末時点)

- ・事業着手の前提となる法定手続きが済んだのは、防災集団移転促進事業(大臣同意)が334地区、土地区画整理事業(都市計画決定)が46地区となっている。
- ・工事に着手した地区数は防災集団移転促進事業で119地区、土地区画整理事業で32地区、災害公営住宅整備事業で3,462戸。

【例】防災集団移転促進事業の進捗状況(工事着手地区数)

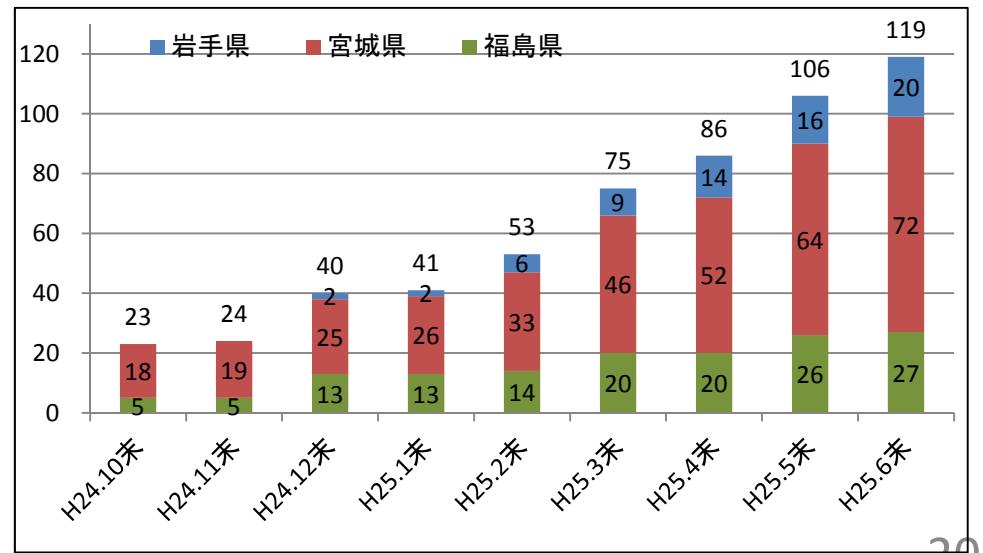
	防災集団移転促進事業 ^{注1)}	土地区画整理事業	災害公営住宅整備事業
想定	334地区	51地区	(2万戸以上) ^{注2)}
法定手続き済	334地区 (大臣同意)	46地区 (都市計画決定)	
工事着手	119地区	32地区 ^{注3)}	3,462戸 [13,783戸 ^{注4)}]

注1)移転先の住宅団地の地区数

注2)主な内訳は、岩手県約6千戸、宮城県約1万5千戸、(福島県は未定)

注3)事業計画の認可地区数

注4)用地確保した戸数



【東日本大震災】

沿岸市町村の建築物被害

全壊:
約12万戸

半壊:
約19万戸

～主な住宅再建方法～

移転を伴う再建

地盤の嵩上げを
基本とした
現地での再建

移転もしくは
現地での再建

～住宅再建のための主な事業手法～

防災集団移転促進事業
(被災宅地の公的買い上げと高台への移転)

漁業集落防災機能強化事業
(漁業集落の嵩上げと高台への移転)

土地区画整理事業

(区画を整え住宅地・公共施設を整備することに加え地盤を嵩上げ)

津波復興拠点整備事業

(全面買収方式により安全な拠点市街地を整備)

災害公営住宅整備事業

自主再建など

市街地・集落の根本的改造

市街地の再生

【阪神・淡路大震災】

建築物被害

全壊:
約10万戸

半壊:
約14万戸

現地での再建

住み替えもしくは
現地での再建

土地区画整理事業

(区画を整え住宅地・公共施設を整備)

市街地再開発事業

(住宅地の高度利用化)

災害公営住宅整備事業

自主再建など

21

2-10 (参考) 津波被災地の市街地・居住地復興のための事業規模等②

	東日本大震災	他の震災事例
土地区画整理事業 (区画を終え住宅地・公共施設を整備することに加え地盤を嵩上げ)		【阪神・淡路大震災】
地区数	51地区	20地区
事業期間	—	約4～15年 平均約8年
津波復興拠点整備事業 (全面買収方式により安全な拠点市街地を整備)		
地区数	22地区	—
防災集団移転促進事業 (被災宅地の公的買い上げと高台への移転)		【中越地震】
地区数	334地区	3地区
戸数	約12,500戸	115戸
事業期間	—	約2年
漁業集落防災機能強化事業 (漁業集落の嵩上げと高台への移転等)		【北海道南西沖地震】
地区数	34地区	1地区
戸数	約560戸	180戸
事業期間	—	約3年
災害公営住宅整備事業		【阪神・淡路大震災】
戸数	2万戸以上 (岩手県 約6千1百戸、宮城県約1万5千戸、 福島県 未定)	約2万6千戸
事業期間	—	約6年

※東日本大震災の事業規模等は想定であり、関係者調整等により今後変更の可能性あり。

(参考)仮設住宅入居戸数…東日本大震災:約4.9万戸、阪神・淡路大震災:約4.7万戸

避難者数………東日本大震災:約47万人、阪神・淡路大震災:約31.7万人

H25.3.7 住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージ（第1弾）

- ・住まいの復興工程表の公表
- ・実現および加速化のための主な措置
 - ① 用地取得の迅速化
 - ② 埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化
 - ③ 資材不足、人員不足、入札不調への対応

H25.4.9 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第2弾）

- ・用地取得の困難な場合の課題に速やかに対応できるよう手続きの簡素化
 - ① 防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化（土地取得困難地の回避等）
 - ② 土地収用手続きの効率化
 - ③ 財産管理制度の円滑な活用（不在者財産、相続財産への対応）
 - ④ 所有者不明土地に係る手続きの円滑化

H25.6.21 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置のフォローアップ

- ・第1弾及び第2弾のフォローアップおよび加速化のための新たな対応について、取りまとめを実施
 - ① 加速化措置のフォローアップ
関係省庁から現在の主な取り組み状況の報告のもと、短期間で積極的な取り組みが進められていることを確認
 - ② 加速化のための新たな対応（今後予定している主な施策）
復興大臣より関係省庁に、さらなる加速化に向け、これまでの措置をより効果的に推進するため、モデルによる試行や現地に即した工夫を進めるよう指示

2-10 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（概要）②

【住まいの復興工程表(平成25年6月末時点)】(H25.7.30更新)

- ・工程表は、各市町村の地区毎・年度毎に作成し供給戸数を明示。
- ・今後、四半期毎に更新し、公表。

①災害公営住宅の整備に係る進捗見込み(戸数)

	26年度まで累計	27年度まで累計
岩手県 (進捗率)	概ね4,800戸 (概ね8割)	概ね5,800戸 (概ね9.5割)
宮城県 (進捗率)	概ね7,500戸 (概ね5割)	概ね11,700戸 (概ね7.5割)
福島県	概ね2,600戸	概ね3,000戸

※福島県における原発避難者向け災害公営住宅の整備戸数は、

整備中の548戸(上記戸数に含まれている)を含み、全体で概ね3,700戸を予定しており、平成27年度までの入居を目指している(平成25年6月時点)。

【住まいの復興工程表(例)】

都道府県	岩手県	市町村	野田村
○住宅再建に係る工程表			
		合計	H24年度
民間住宅等用宅地	181戸		18戸
災害公営住宅	103戸	8戸	19戸
合計	284戸	8戸	37戸
			H25年度
			39戸
			124戸
			H26年度
			H27年度
			H28年度以降
			調整中

《目標（工程表）の策定に係る前提条件・留意事項》

- ・「民間住宅等用宅地」については、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により造成／供給される宅地数（災害公営住宅分を除く）を計上しています。
- ・「調整中」とは、用地交渉中や整備計画の策定中など現段階では供給時期が確定していないものを計上しています。
- ・本工程表は、平成25年6月末現在で市町村から提出を受けたデータをもとに集計整理しています。
- ・供給戸数としては、災害公営住宅については、建築工事終了時期で戸数を、民間住宅等用宅地については、宅地造成工事の完了時期で宅地数を計上しています。

②民間住宅等用宅地の整備に係る進捗見込み(宅地数)

	27年度まで累計	28年度以降も含めた累計
	概ね5,200戸 (概ね6割)	概ね8,100戸 (概ね9割) ^{注)}
	概ね6,800戸 (概ね5割)	概ね10,600戸 (概ね8割) ^{注)}
	概ね800戸	概ね2,500戸

注)岩手県の概ね600戸(概ね1割)、宮城県の概ね2,500戸(概ね2割)については、用地交渉中や整備計画の策定中など現段階では供給時期を調整中である。

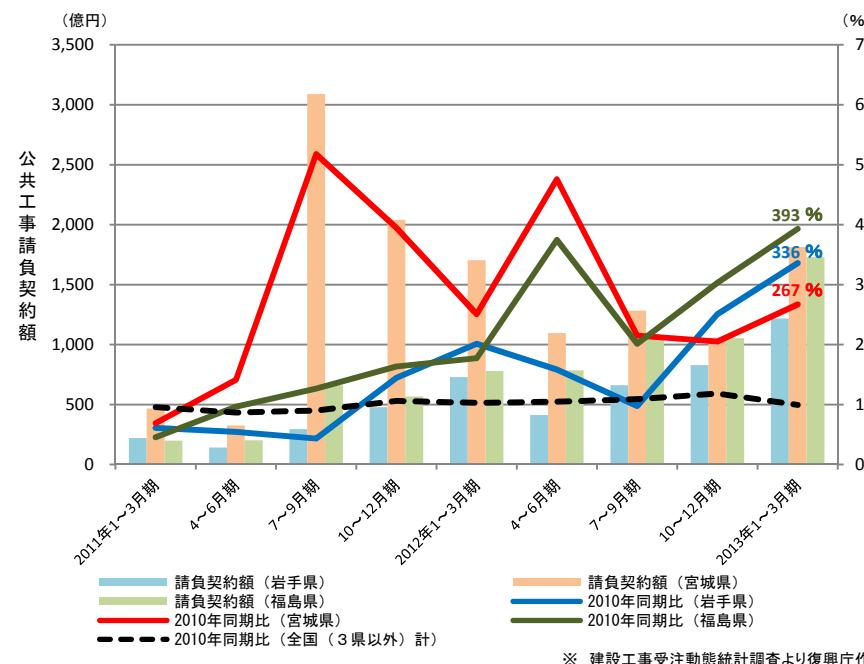


2-10 (参考) 建設投資の状況

- 公共工事請負契約額は、震災前及び全国を上回る水準。
- 新設住宅着工戸数は、増加傾向にあり、震災前及び全国を上回る水準。沿岸市町村においても、震災前に比べ高い水準となっている。

(1) 公共工事請負契約額

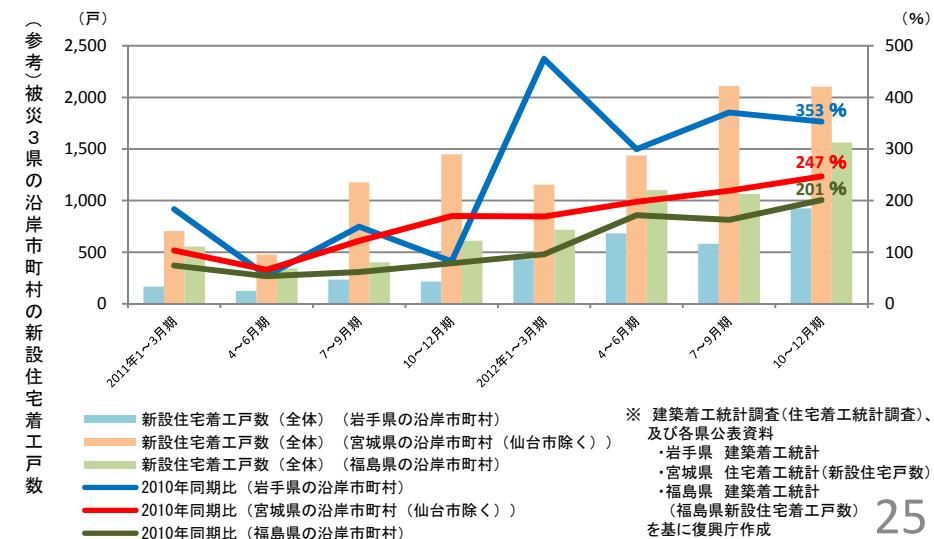
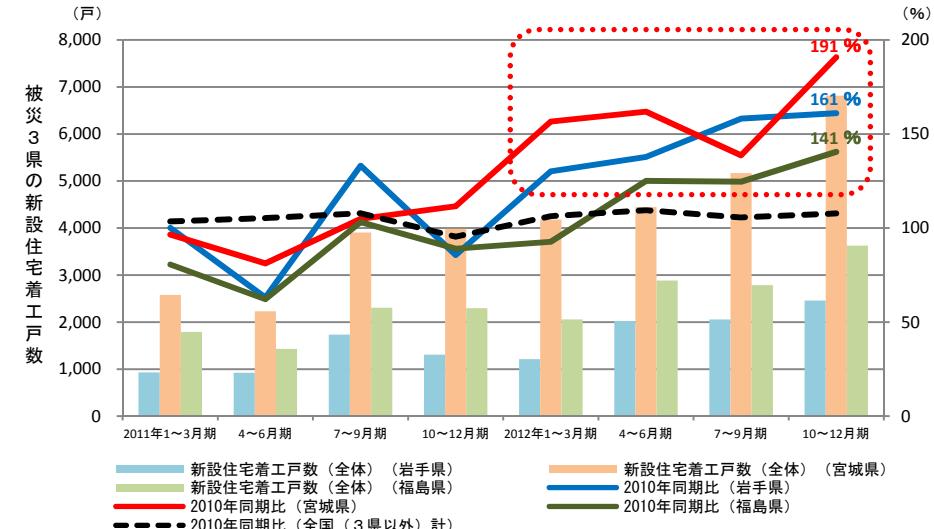
岩手県、宮城県、福島県における公共工事請負契約額(公共機関からの受注工事(1件500万円以上の工事))は、震災後、全国を上回る水準となっている。2013年1~3月期は、各被災3県で2010年同期比250%以上になっている。



(2) 新設住宅着工戸数

岩手県、宮城県、福島県における新設住宅着工戸数は、震災後、増加傾向にあり、2012年以降は全国を概ね上回る水準となっている。

沿岸市町村※では、震災後概ね増加傾向。2012年10~12月期には3県全てで2010年同期比200%に達している。 ※沿岸市町村…海岸線を有する市町村



2-11 医療・福祉の復旧・復興状況

- 被災施設の災害復旧等により、当面の医療・介護・福祉サービスを確保するとともに、中長期的には、自治体の復興計画の進捗に合わせて、医療・介護・福祉の提供体制の復興に取り組む。

■施設の復旧状況

項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 医療施設 〔入院の受入制限等から回復した病院の割合 ※H25.3末時点〕	90%	<p>入院の受入制限又は受入不可から回復した病院数 166箇所</p> <p>被災直後に入院の受入制限又は受入不可を行った病院数 184箇所</p>
完了 介護施設等 〔復旧が完了した介護施設等の割合 ※H25.2末時点〕	83%	<p>復旧事業のための災害査定の対象工事がすべて完了した介護施設等の数 829箇所</p> <p>災害査定を実施した、あるいは実施を予定している介護施設等の数 999箇所</p>
完了 児童福祉施設等 〔復旧が完了した児童福祉施設等の割合 ※H25.2末時点〕	83%	<p>復旧事業のための災害査定の対象工事がすべて完了した児童福祉施設等の数 580箇所</p> <p>災害査定を実施した、あるいは実施を予定している児童福祉施設等の数 701箇所</p>
完了 障害者支援施設等 〔復旧が完了した障害者支援施設等の割合 ※H25.2末時点〕	86%	<p>復旧事業のための災害査定の対象工事がすべて完了した障害者支援施設等の数 267箇所</p> <p>災害査定を実施した、あるいは実施を予定している障害者支援施設等の数 309箇所</p>

■復興に向けた主な取組

〈地域医療提供体制の再構築〉

○地域医療再生基金の積み増し

(23年度3次補正720億円(被災3県)、24年度予備費380億円(被災3県、茨城県)、24年度補正500億円(被災地を含む全国を対象))

地域医療に甚大な被害を受けた地域において、切れ目なく医療サービスの提供を行う新たな体制を構築するため、被災地における医療機関等の再整備、医療機関相互の情報連携の基盤整備、医師、看護師等の人材の確保等に対して財政支援。

〈地域包括ケアの再構築〉

○介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し

(23年度1次補正70億円(被災県)、3次補正119億円(被災県))

日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災自治体における地域包括ケアの拠点整備、介護等のサポート拠点の整備等に対して財政支援。

※ 平成25年度は、東日本大震災復興特別会計において計上
(平成25年度予算23億円)。

〈子育てサービスの再構築〉

○安心子ども基金の積み増し

(23年度3次補正16億円(被災県))

被災地での保育所等の復興に当たり、子育てサービスを総合的・一体的に行う基盤を整備・強化できるよう、被災自治体における保育所等の複合化、多機能化に対して財政支援。

〈障害福祉サービスの再構築〉

○障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し

(23年度3次補正20億円(被災県))

被災地の障害福祉サービス事業所において、引き続き安定したサービスの提供を行うことができるよう、障害福祉サービス復興支援拠点の整備や居宅介護事業所等の事業再開に向けた施設整備に対して財政支援。

※ 平成25年度は、東日本大震災復興特別会計において計上
(平成25年度予算11億円)。

2-12 復旧・復興の進捗情報の「見える化」

- 復興の加速化に向けては、復旧・復興事業の進捗状況を分かり易く見せ、見通しを示すとともに情報の共有化を図ることが重要。
- 復興庁ホームページでは、「ここで見える復旧・復興状況」において進捗情報をワンストップで見せる取り組みを実施。
- 進捗情報を見つけやすく、所在まで導く **(復)**「まるふくマーク」を共通の目印として関係機関で利用。

(1) 「ここで見える復旧・復興状況」(ポータルページ)

- ・国、県、市町村で個別に公開している復旧・復興の進捗情報をワンストップで掲載。

[復興庁トップページ]

「ここで見える復旧・復興状況」(ポータルページ)

○平成25年3月29日提供開始

○平成25年5月28日提供開始

[住宅・公共インフラの復旧・復興情報] (復)

- 国による事業計画と工程表・指標
- 県・市町村による工程表・指標
- 除染に関する情報(5月28日追加)
- 住まいの復興工程表
- 最近の着工式・完工式一覧
- 復興まちづくり事業カルテ
- 復興アルバム(定点観測写真)(5月28日追加)

[まるふくマーク] (復)

- 「まるふくマーク」とは
- 「まるふくマーク」の取組にご賛同下さい

[医療・福祉・教育の復旧・復興情報] (復)

- 医療・福祉の復旧・復興状況
- 学校施設の復旧・復興状況 等

[産業・生業の復旧・復興情報] (復)

- 被災地の水産業、農林業、商工業・観光業の情報の復旧・復興情報
- 復興特区制度の活用状況
- 被災地域の雇用の状況 等

[地域からの復興情報] (復)

- 各市町村の復興計画、復興推進計画
- 現地からの復興だより 等

(2) **(復)**「まるふくマーク」(進捗情報なら **(復)** を クリック!)

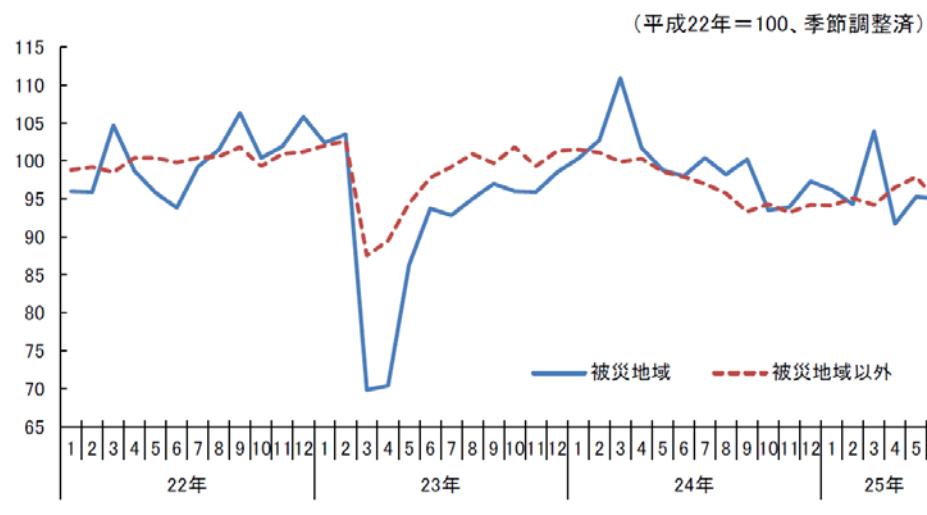
- ・閲覧者が何処のホームページでも共通の目印で容易に目的の進捗情報に辿り着けるように設定。(現在、利用機関を拡大中)

2-13 産業の復興状況①

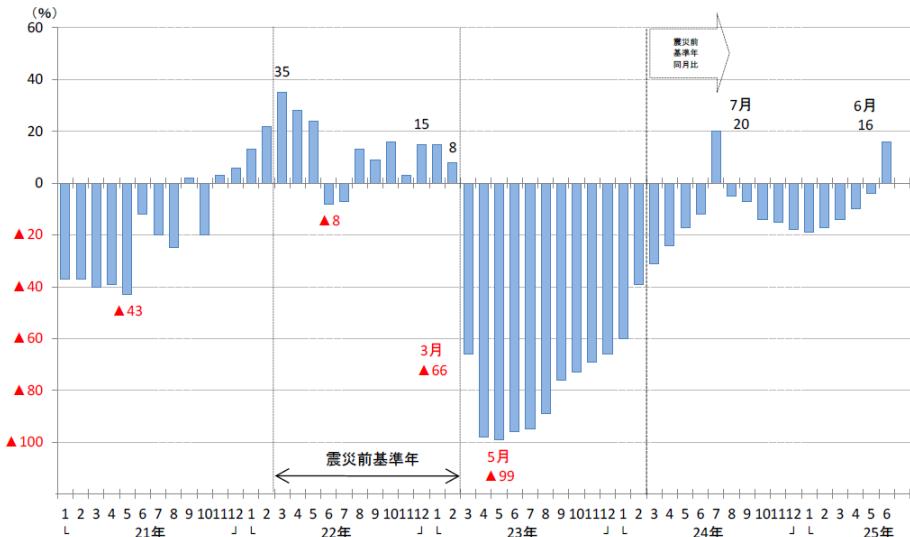
○被災地の鉱工業生産能力は震災前の水準にほぼ回復したが、業況は経済動向の影響を受けている。

(1) 鉱工業 (いずれも経済産業省)

鉱工業生産指数(6月分確報値／被災地:95.0、外94.7)



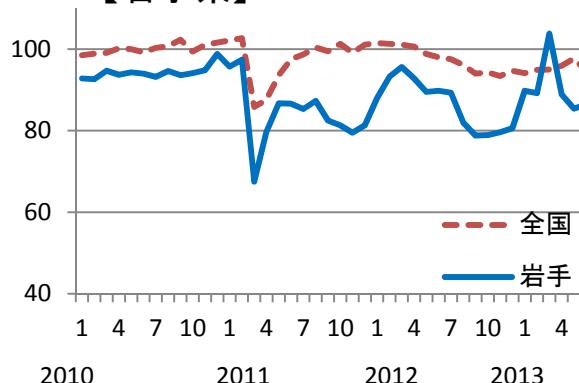
津波浸水地域(59事業所)の生産額試算値(震災前同月比)



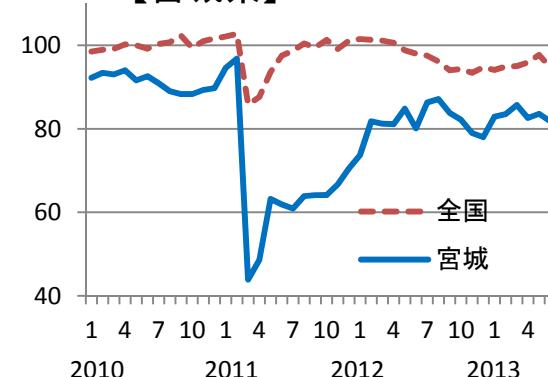
被災3県の鉱工業生産指数 (2005年=100、季節調整済み)

※各県等公表資料を元に復興庁作成

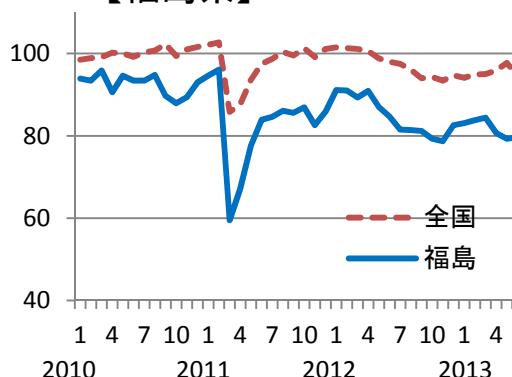
【岩手県】



【宮城県】



【福島県】



2-13 産業の復興状況②

○ 農業・水産業・観光業も改善が見られるが、本格的な復興が今後の課題。

(2) 農業・水産業

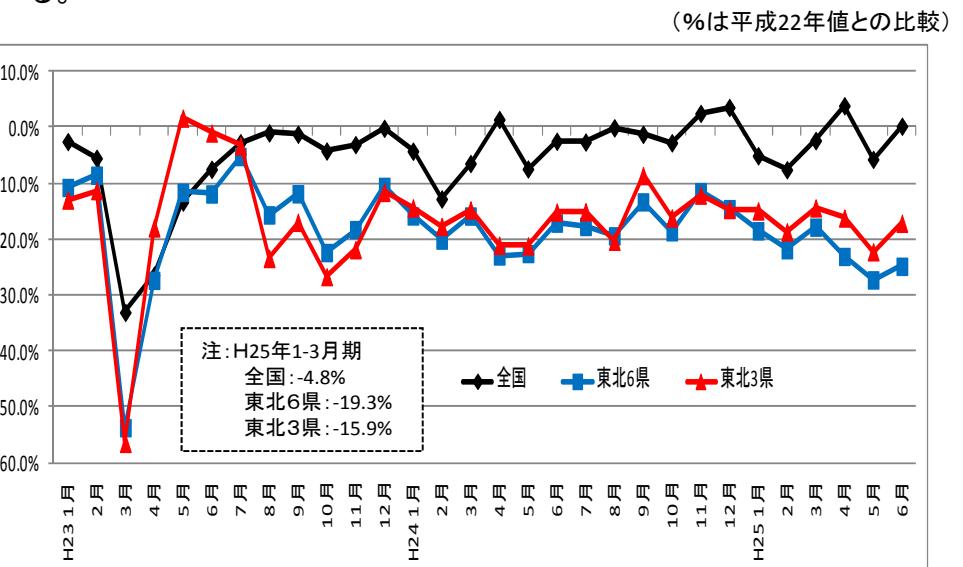
項目（最大被害）	(復旧済み)／(最大被害)	復旧率
農地 被害のあった青森県から千葉県までの6県の津波被災農地:21,480ha（避難指示区域を含む）	當農再開が可能となった農地:約13,470ha	約63%
農業経営体 津波被害のあった農業経営体（東北・関東6県）:約10,100経営体（25年3月時点）	経営を再開した約5,070経営体 未再開:約5,070経営体	約50%
水揚げ <small>注1、2</small> 岩手・宮城・福島各県の主要な魚市場の水揚げ数量の比較（22年3月-23年2月合計）	約70%（数量ベース）	約70%
水産加工施設 被災3県で被害があった水産加工施設:830施設	626施設が業務再開	約75%

注1:久慈(岩手)、宮古(岩手)、釜石(岩手)、大船渡(岩手)、気仙沼(宮城)、女川(宮城)、石巻(宮城)、塩釜(宮城)、小名浜(福島)における直近1年間(24年8月-25年7月)の合計の水揚げ数量の被災前1年間(22年3月-23年2月)の合計に対する比率を示したもの。
注2:福島県沖については、現在、全ての海面漁業・養殖業で操業を自粛しており、当該期間における小名浜での水揚げは全て県外で漁獲されたもの。

(3) 観光業

■観光客中心の宿泊施設の延べ宿泊者数(同月比の推移)

観光客中心の宿泊施設は、平成25年に入ても平成22年値との比較において、全国・東北6県・東北3県いずれもマイナスとなっている。



※【観光客中心の宿泊施設】とは、宿泊者のうち観光目的の宿泊者が全体の50%以上と回答した施設。

【参考】

なお、ビジネス客中心の宿泊施設（宿泊者のうち観光目的の宿泊者が全体の50%未満であると回答した施設）においては、震災直後から東北6県・東北3県でいずれも平成22年値との比較ではプラスで推移している。

注:平成22年4-6月期調査より従業者数9人以下を含む全宿泊施設に調査対象を拡充している。
(H23.1-3月、H24.1-3月、H25.1-3月の平成22年値との比較は従業者数10人以上の宿泊施設の数値のみで作成。H25.1-3月は暫定値。)

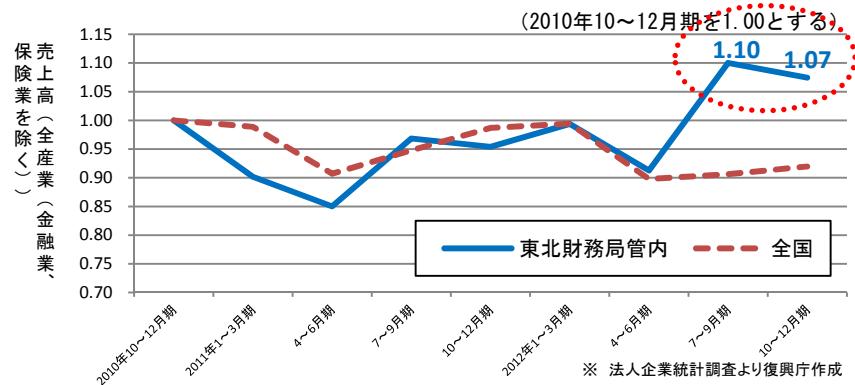
出典:宿泊旅行統計調査

2-13 (参考) 産業の復興状況③

- 被災県の売上高及び大型小売店販売額は徐々に回復し、特に2012年7～9月期以降は、震災前及び全国と比較しても高い水準。
- 輸出入額は、ほぼ震災前の水準にまで回復しつつある。

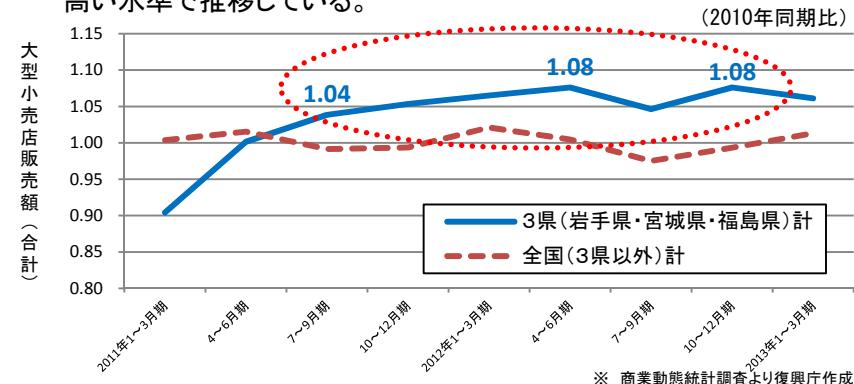
(1) 売上高

東北財務局管内(東北6県)における売上高は、徐々に回復が見られる。特に2012年7～9月期以降は震災前を上回り、全国と比較しても高い水準となっている。



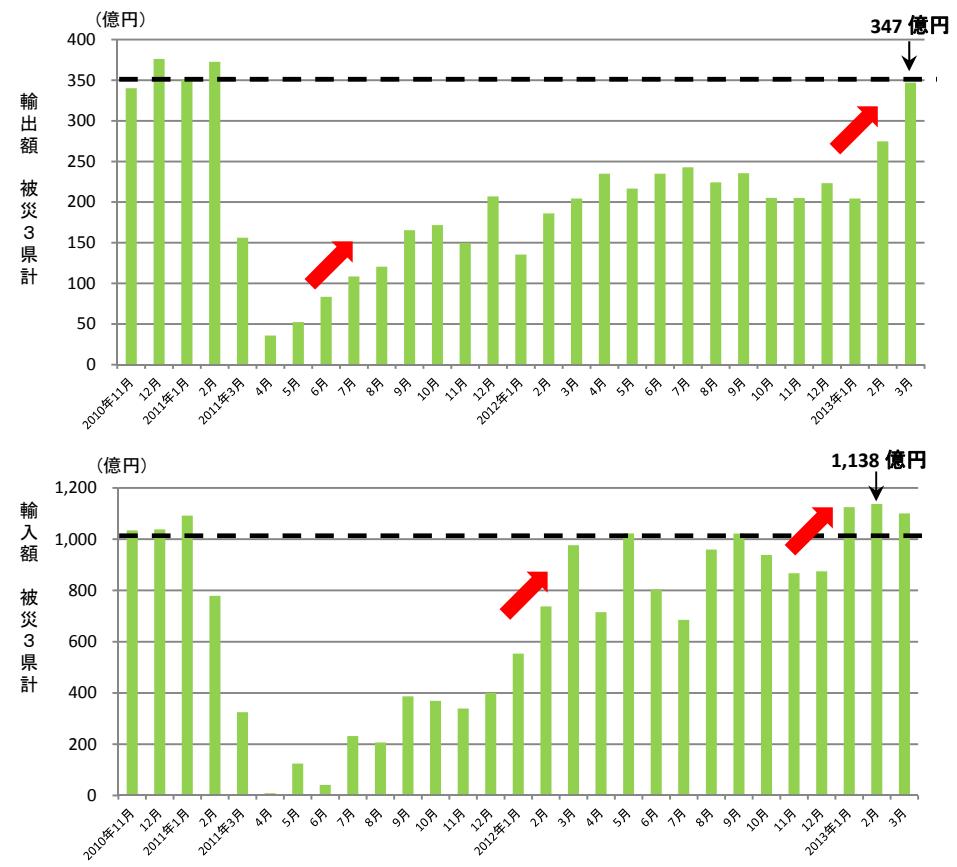
(2) 大型小売店販売額

被災3県の大型小売店販売額(「百貨店」及び「スーパー」の販売額を合計したもの)は、震災後回復し、2011年7～9月期以降は全国より高い水準で推移している。



(3) 輸出額・輸入額

岩手県、宮城県及び福島県に所在する税関官署で通関された輸出額及び輸入額は、震災後大きく落ち込んだものの、2013年にはほぼ震災前の水準にまで回復しつつある。



2-14 産業の復興に向けた取組（事業再開支援）

- 地域経済の核となる中小企業等グループの施設・設備の復旧を支援(グループ補助金3／4補助)。
なお、中小零細企業の個社支援は、各県が1／2補助を実施。
- (独)中小企業基盤整備機構が自治体からの要望を受け、仮設施設を整備し、自治体に無償貸与、その後1年以内に自治体に無償譲渡。現在、仮設商店街、仮設工場等に利用。

グループ補助金の実績（25年8月9日現在）

(県が計画認定、国1/2と県1/4補助。国費は、H23補正1503億円、H24・500億円、H24予備費801億円、H25・250億円)

	国費+県費	グループ数	交付企業数
北海道	10億円	6	36
青森県	86億円	10	208
岩手県	763億円	98	1,185
宮城県	2,227億円	162	3,499
福島県	830億円	192	2,837
茨城県	195億円	58	1,432
栃木県	5億円	1	14
千葉県	28億円	8	154
合計	4,144億円	535	9,365

仮設店舗・工場等の整備実績（25年9月6日）

(H23補正計273.6億円、H24・50億円、H25・30億円)

	要望箇所数	うち基本契約締結箇所数		
		うち着工箇所数	うち完成箇所数	うち未着手工箇所数
青森県	18	18	18	0
岩手県	345	342	342	3
宮城県	135	134	134	1
福島県	58	53	52	5
茨城県	1	1	1	0
長野県	1	1	1	0
合計	558	549	548	538

復旧事例

高徳海産(石巻市)



太平洋セメント(大船渡市)

23年11月、セメント製造再開。大船渡市及び陸前高田市のガレキ等の処理も実施。



いわき四倉中核工業団地(いわき市)

72社分の仮設工場等が事業再開。
23年11月以降、順次完成。



福幸きらり商店街(大槌町)

23年12月、40店舗が同商店街で営業再開。



2-14 産業の復興に向けた取組（水産業）

- 水産を構成する各分野を広く見渡し、地元の意向を十分に踏まえ、全体として我が国水産の復興を推進。
- 被害を受けた漁業者等に対し、漁船や定置網などの漁具の導入費や冷凍冷蔵施設などの整備費を補助するほか、経営再建に必要な経費を助成。

漁船などに被害を受けた漁業者のために、漁業協同組合などが漁船、定置網などの漁具を導入する場合に、国は、事業費の1／3を補助し、あわせて都道府県が事業費の1／3以上を補助。

＜共同利用漁船等復旧支援対策事業＞

(平成23年度補正予算387億円、平成24年度当初予算39億円、平成25年度当初予算29億円)

共同利用漁船等復旧支援対策事業の実績

	漁船	定置網
○北海道	22隻	
○青森県	80隻	7ヶ統
○岩手県	5,928隻	186ヶ統
○宮城県	2,384隻	46ヶ統
○福島県	141隻	
○茨城県	2隻	1ヶ統
○富山県	6隻	
○三重県		6ヶ統

※H25年7月末時点復旧数

※「ヶ統」とは、定置網を数える単位

活用事例



採集藻漁船※(岩手県宮古市)

平成23年7月、漁協から漁業者に引渡

※船上からヤス等を用いて貝類や海藻を探捕するための漁船

被災した漁業者等の共同利用施設(荷さばき施設、加工処理施設、製氷貯氷施設、養殖施設、放流用種苗生産施設等)や漁港環境の復旧に必要な施設を整備する場合、国が事業費の2／3、又は半額を補助。

＜水産業共同利用施設復旧整備事業＞

(平成23年度補正予算731億円、平成24年度当初予算100億円、平成25年度当初予算82億円)

水産業共同利用施設復旧整備事業の交付実績

○北海道	3 件	5 億円
○岩手県	250 件	306 億円
○宮城県	197 件	261 億円
○福島県	4 件	1.2 億円
○茨城県	1 件	5 億円
○千葉県	3 件	0.3 億円

※H25年8月末時点

※件数は事業計画の数

活用事例



製氷・貯氷施設(宮城県気仙沼市)

平成24年3月交付決定。

平成24年10月中旬から稼働開始。

地域の漁業者、養殖業者などが、新しい操業形態の導入や養殖業の共同化など、安定的な水産物の生産体制を構築する場合、必要な経費(人件費、燃油費、販売費など)について、水揚げ金額では賄えない部分の9／10、2／3、又は半額を国が支援。

＜がんばる漁業・養殖業復興支援事業＞

(平成23年度補正予算805億円、平成24年度当初予算103億円)

がんばる漁業支援事業の実績

○北海道	9 業者	○茨城県	4 業者
○青森県	3 業者	○千葉県	3 業者
○岩手県	7 業者		
○宮城県	47 業者		
○福島県	3 業者		

※H25年8月末時点

活用事例



さんま棒受網漁船(岩手県大船渡市)

平成23年12月、計画認定。平成24年10月から事業開始。

2-14 産業の復興に向けた取組（観光業）



- 太平洋沿岸エリア及び福島県の旅行需要の回復と、滞在交流型観光の実現に向けた支援を実施する「東北地域観光復興対策事業」や、東北・北関東を訪問することにより復興を応援する「東北・北関東への訪問運動」を実施。
- 福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業を支援。
- 引き続き、放射能不安を払拭するための正確な情報発信を行うとともに、東北・北関東への訪日外国人旅行を促進するため、メディア招請等を効果的に実施。

東北地域観光復興対策事業

- ・復興の基盤が整いつつある太平洋沿岸エリアにおいて、復興のプロセスと連動して人的交流の促進を図るため、必要な受入体制の整備を行うとともに、震災の記憶を風化させることなく来訪者に伝える仕組みの構築等を実施。

東北・北関東への訪問運動

- ・東日本大震災から1年が経過した平成24年3月から、官民が一体となって、東北・北関東を訪問することにより、東北・北関東の復興を応援することを目的として実施。

福島県における観光関連復興支援事業

- ・福島県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業を支援。

ビジットジャパン事業による風評被害対策

- ・正確で海外消費者の目線に立った情報の発信。
- ・東北・北関東への訪日外国人旅行を促進するため、メディア招請や旅行会社との共同広告などを効果的に実施。

これまでの取組

東北観光博

- ・ポータルサイトを通じた一元的な情報発信の実施。
- ・30箇所のゾーン等が主体的に旬の観光情報を掲載。



東北・北関東への訪問運動

- ・平成25年6月10日現在、賛同団体として各省庁49事業、民間企業等63団体を観光庁HPに登録。

ビジットジャパン事業による風評被害対策

- ・メディア招請の取組事例（韓国）
【KBS生き生き情報通】において、築地市場の寿司屋を取り上げ、食の安全等について発信。



東北・北関東インバウンド再生緊急対策

- ・商談会等の取組事例（バンコク）
【観光復興PRイベント】平成24年8月19日
【商談会】平成24年8月17日
来場者数：約5,000人
日本側11団体、現地旅行会社69団体が参加

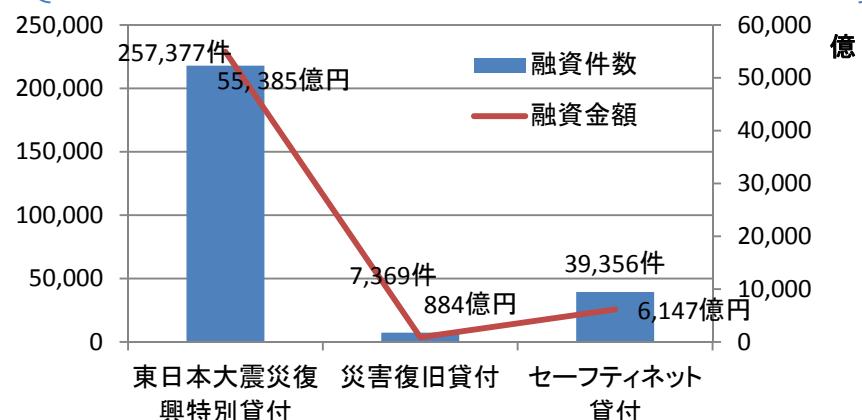


2-15 被災事業者に対する資金繰り対策

中小・小規模事業者向けの融資・保証として、東日本大震災復興特別貸付257,377件、東日本大震災復興緊急保証97,695件(H23年5月23日～H25年7月31日)。農林漁業者向けの融資については5,749件貸付決定、保証については1,524件(H23年5月2日～H25年2月28日)。

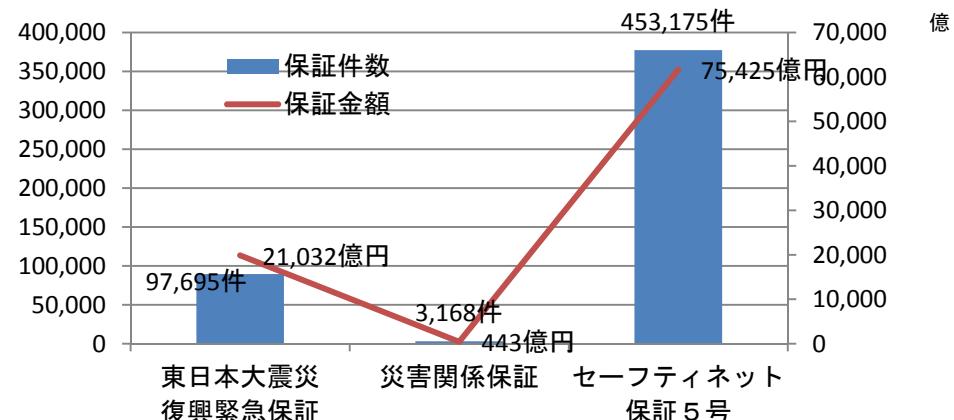
中小・小規模事業者向け融資

東日本大震災復興特別貸付	H23年5月23日～H25年7月31日
災害復旧貸付	H23年3月14日～H23年5月22日
セーフティネット貸付	H23年3月14日～H23年5月22日



中小・小規模事業者向け保証

東日本大震災復興緊急保証	H23年5月23日～H25年7月31日
災害関係保証	H23年3月14日～H25年7月31日
セーフティネット保証5号	H23年3月14日～H24年7月31日



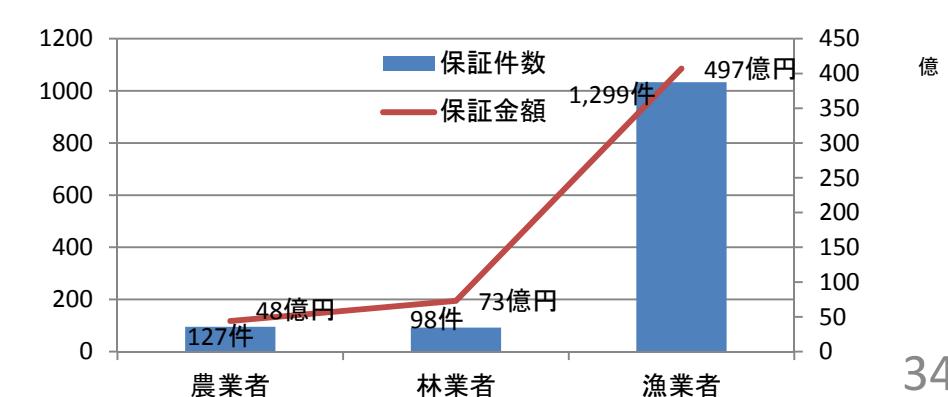
出典:中小企業庁HP「東日本大震災後の資金繰り支援策の実施状況」(<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/earthquake2011/index.htm>)

農林漁業者向け融資(貸付決定済)

(H23年5月2日～H25年2月28日)



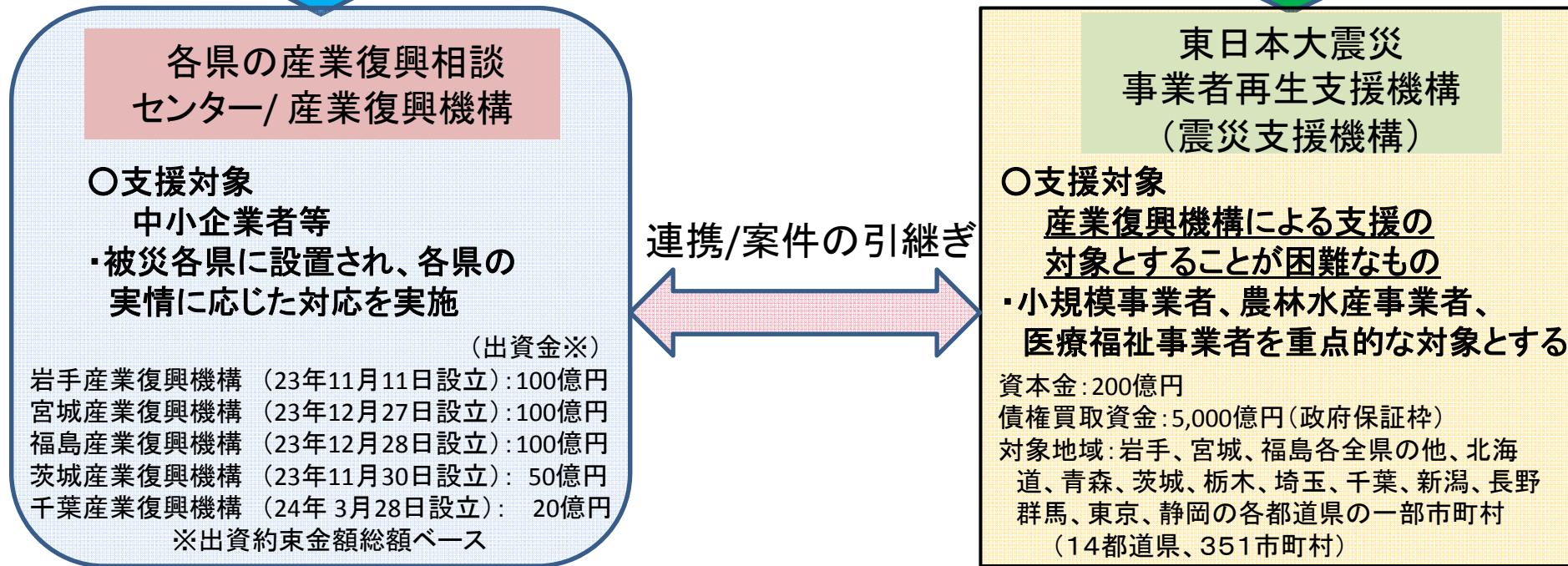
農林漁業者向け保証(H23年5月2日～H25年2月28日)



2-16 中小企業者等の二重ローン問題への対応

- 中小企業者等の二重ローン問題については、震災支援機構及び産業復興機構が連携して対応。

被災事業者(震災により過大な債務を負っている事業者)



【両機構の実績】

○ 産業復興相談センター・機構(8月30日現在)

	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
相談件数	452	838	596	533	2,419
震災支援機構への引継	40	96	18	11	165
金融機関等による金融支援の合意	107	102	34	121	364
うち買取決定数	71	56	20	16	163

○ 震災支援機構(8月30日現在)

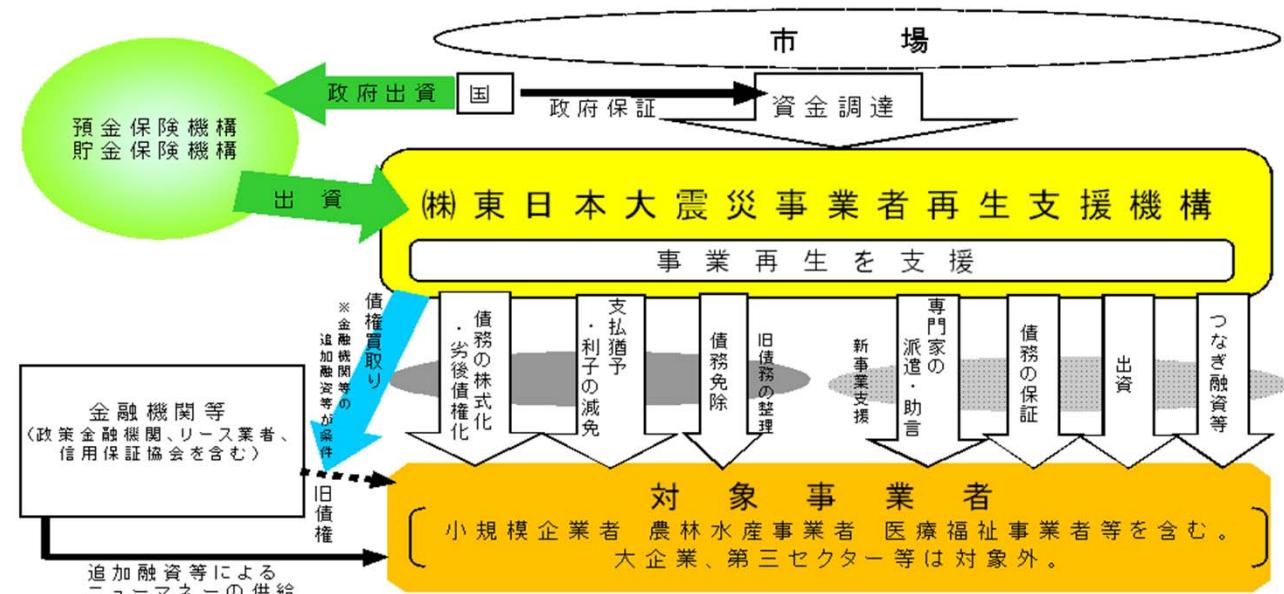
	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
相談件数	298	660	196	269	1,423
最終調整中	40	82	33	66	221
支援決定数	73	117	17	36	243

2-16 (参考) 東日本大震災事業者再生支援機構及び 産業復興相談センター・産業復興機構の概要

○東日本大震災事業者再生支援機構

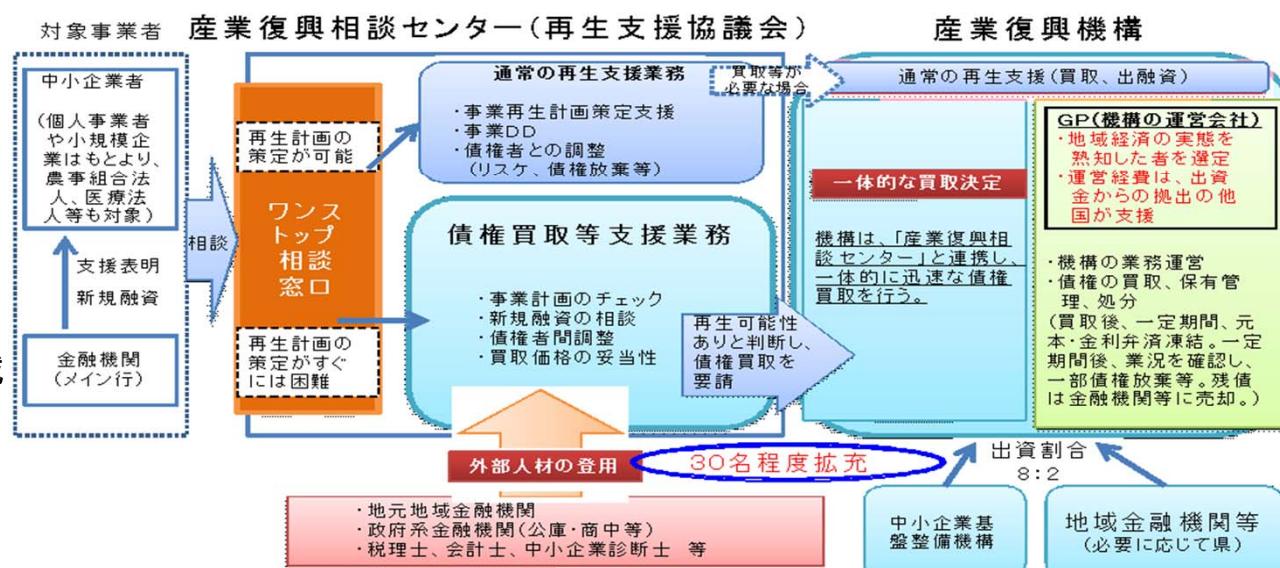
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設立され、平成24年3月5日より業務開始。金融機関等からの債権買取や被災事業者に対する出資、事業再生の専門家の派遣等を通じて、震災により被害を受けた中小企業等の再生を支援。

対象地域は、14都道県321市町村。



○産業復興相談センター／ 産業復興機構

被災県(岩手・宮城・福島・青森・茨城・千葉)において、二重ローン問題に関する相談窓口となる産業復興相談センターを設置するとともに、債権買取等を行う産業復興機構(岩手・宮城・福島・茨城・千葉)を設立し、被災事業者の事業再生を支援。



2-17 雇用の状況

※平成25年8月末時点

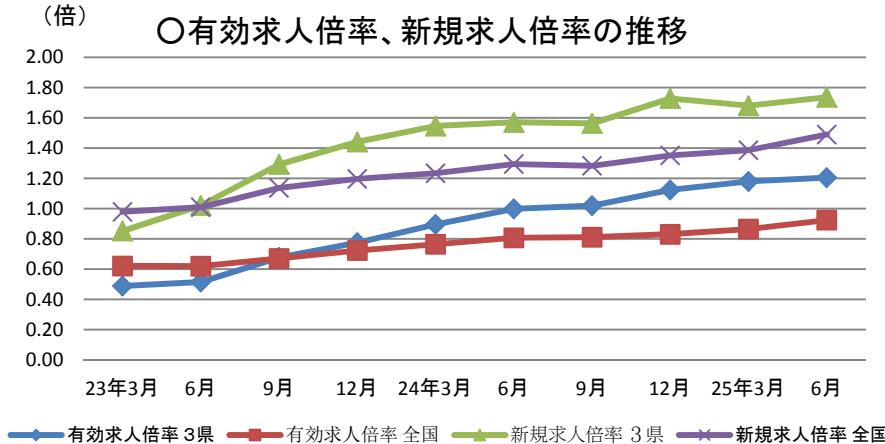
- 被災3県の雇用情勢は、全体として落ち着いてきているものの、沿岸部については震災前の水準まで回復していない地域もある。また、建設業などについてミスマッチの解消が課題。
- 地域の基幹産業である食料品製造業(水産加工業)等について、求人の充足に努める。

- ・被災3県全体では、労働力の需給の状況は改善。

有効求人数:約12.3万件、有効求職者数:約10.6万人(※23年3月約12.5万人)、新規求人数:依然高水準(約4.5万件)、新規求職者数:減少傾向(約2.9万人)

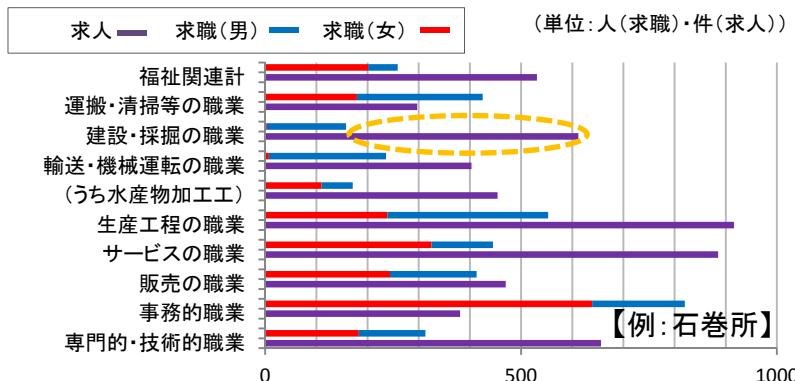
- ・就職は進んでいる。

就職件数:23年4月～25年7月で34.8万人が就職。



○課題＝ミスマッチ等

建設業求人が増えているが、未経験者が就職困難。



○雇用保険被保険者数の推移

雇用保険の被保険者数(雇用者数)を見ると、全体としては震災前の水準まで回復しているが、産業別で見ると食料品製造業(水産加工業)で回復していない地域が見られる。

※単位(人)。前年比、3年前との比は(%)

		25年7月	前年比	3年前との比	24年7月	22年7月
3県計	産業計	1,557,255	2.0	3.3	1,526,679	1,507,695
	うち食料品製造業	55,717	2.6	▲10.5	54,279	62,284
岩手県	産業計	356,096	1.5	3.9	350,944	342,642
	うち食料品製造業	17,862	1.1	▲8.4	17,659	19,510
	大船渡	16,027	7.6	▲0.5	14,894	16,101
	うち食料品製造業	2,141	15.9	▲24.6	1,848	2,838
宮城県	産業計	670,351	1.9	4.1	657,834	643,767
	うち食料品製造業	23,736	3.1	▲14.6	23,013	27,799
	石巻	41,890	7.2	0.5	39,066	41,672
	うち食料品製造業	3,597	19.3	▲30.4	3,015	5,170
	気仙沼	16,719	7.5	▲9.2	15,559	18,412
	うち食料品製造業	2,085	19.3	▲46.8	1,748	3,919
福島県	産業計	530,808	2.5	1.8	517,901	521,286
	うち食料品製造業	14,119	3.8	▲5.7	13,607	14,975

2-18 雇用確保に向けた取組み

被災地における雇用対策

- 産業政策と一体となった雇用創出やミスマッチ（職種や産業などの求人と求職がかみあわない状況）の解消により、被災3県の被災者の就職支援を推進。

- ・震災後は、被災者の雇用の継続や、雇用創出基金なども活用し、復旧事業を通じた雇用創出などを推進。
(震災等緊急雇用対応事業により、被災3県で6万5千人超(平成25年3月末時点)の雇用機会を創出等。)
- ・地域経済の再生復興のための産業政策と一体となって、本格的な安定雇用の創出に向け、雇用創出基金などを活用した雇用支援を推進。(※ 被災地の本格的な雇用復興を図る「雇用復興推進事業」のための基金:約1,510億円)
- ・雇用のミスマッチ解消のため、きめ細かな就職支援や職業訓練を実施。

事業復興型雇用創出事業

《概要》

国や地方自治体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象にするもの。）の対象となっている事業などを実施する事業所に対し、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

・助成内容

1人当たりの助成額225万円（3年間）

《雇用計画数》（被災3県）

50,406人〔25年度〕

ハローワークの就職支援

《概要》

産業政策や復旧・復興需要で生じる求人をハローワークで開拓・確保するとともに、担当者制等により、個々の求職者に応じたきめ細かな職業相談の実施や、職業訓練への誘導を行う。

《実績》（被災3県）

- ・23年4月～25年7月
34万人以上の就職支援
・避難所、仮設住宅等への出張相談



出張相談の様子（福島労働局） 就職された方からのお礼の手紙

職業訓練の機動的拡充・実施

《概要》

介護、情報通信等の職業訓練コースの他、建設機械の運転技能を習得する特別訓練コースを設定する。（実績は7月末現在）

《実績》（被災3県）

- ・24年度開講コースの受講者数
12,062人【速報値】（23年度は16,179人）
- ・特別訓練コースの定員数 826人
(23年度は950人)

（岩手・宮城・福島県の訓練実施状況）

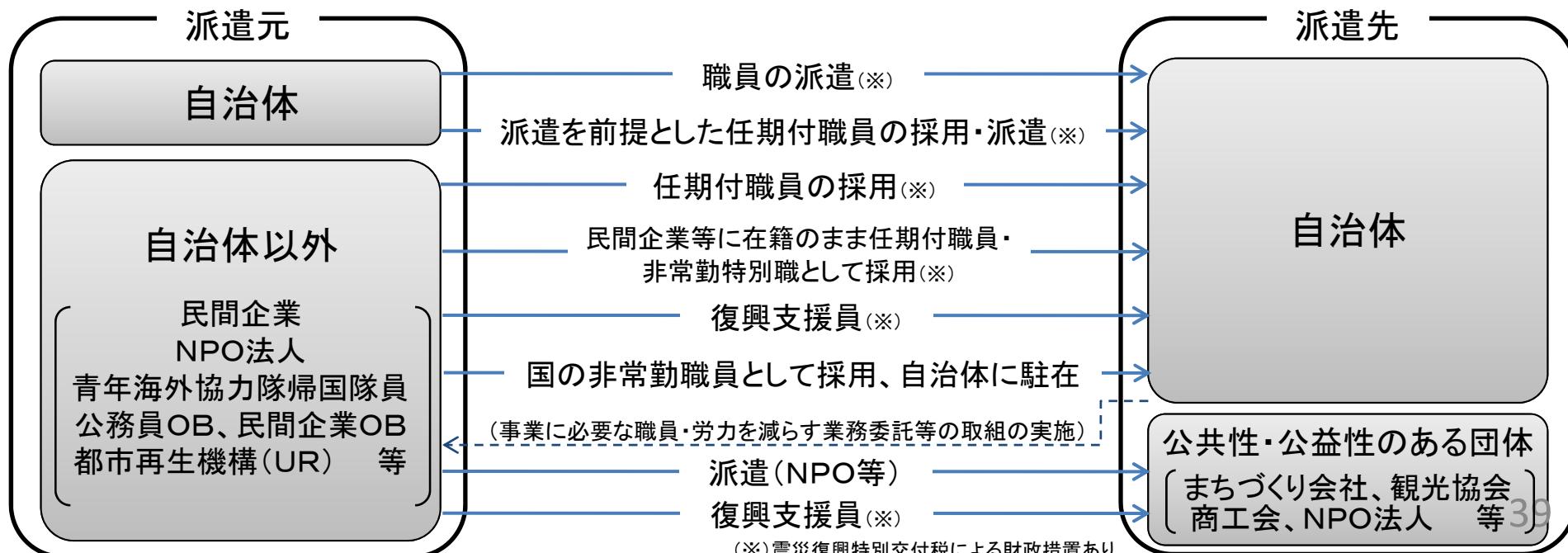


特別訓練コースの実施
(岩手県宮古市)

2-19 被災自治体等の職員確保等に向けた取組①

- 全国の自治体から被災自治体へ派遣されている職員は2,056人。(25年5月14日時点)
- 被災市町村における更なる要請数は252人。(25年8月時点)
- 全国の自治体からの職員派遣の更なる強化に加え、公務員OB、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等を活用するとともに、都市再生機構(UR)の現地の人員体制の強化などの対応を推進。
 - ・民間企業等の人材の採用手続及びこれに伴う財政措置の周知の実施(25年3月1日付けで通知)
 - ・市町村に駐在させている復興庁職員：103人(25年9月17日現在)
 - ・URの現地支援体制：316人(25年9月1日時点)
- 併せて、被災自治体の事務負担を軽減するために、発注方法の工夫(CM方式の導入等)や、事務のアウトソーシング(土地買収関連業務の補償コンサルタントへの委託等)など、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組を推進。

被災自治体等の人材確保の手法



2-19 被災自治体等の職員確保等に向けた取組②

○被災自治体への地方公務員の派遣状況（平成25年5月14日時点（総務省調べ））

(単位：人)

派遣先 派遣元	岩手県			宮城県			福島県			千葉県			合計		
	県庁	市町村	県庁	市町村	県庁	市町村	県庁	市町村	県庁	市町村	県庁	市町村	県庁	市町村	
都道府県	267	161	106(79)	502	251	251(167)	264	211	53(34)	1(1)	0(-)	1(1)	1,034(281)	623(-)	411(281)
政令指定都市	78	8	70(-)	144	2	142(2)	5	2	3(-)	0(0)	0(0)	0(0)	227(2)	12(0)	215(2)
市区町村	207	0	207(53)	450	0	450(21)	135	2	133(0)	3(3)	2(2)	1(1)	795(77)	4(2)	791(75)
合計	552	169	383(132)	1,096	253	843(190)	404	215	189(34)	4(4)	2(2)	2(2)	2,056(360)	639(2)	1,417(358)

※ ()内の人数は、同一県内における派遣(例 岩手県庁から県内各市町村への派遣)に係る人数で、内数である。

○復興支援員の状況

被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図ることを目的に、被災地方公共団体が、復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱。

(平成24年度の取組事例)

団体名	人数	活動内容等
岩手県(県事業)	15名	・陸前高田市、宮古市、岩泉町、軽米町、住田町、洋野町、葛巻町、野田村、九戸村において、復興事業の企画運営、商店街の活性化、仮設住宅支援等に従事。
宮城県(県事業)	35名	・東松島市、石巻市、南三陸町、仙台市等において活動中。 ・観光まちづくり、産業振興、伝統文化行事の再開、子育て支援等に従事。
宮城県気仙沼市	13名	・仮設住宅における自治会の運営支援等に従事。
宮城県多賀城市	2名	・被災地のコミュニティ再形成に従事。
宮城県東松島市	3名	・被災者の生活支援、見守り・ケア等に従事。
福島県浪江町	7名	・町外の避難者支援、コミュニティ形成に従事。
福島県富岡町	3名	・町外避難者の支援、コミュニティ形成に従事。

2-20 企業連携の推進

- 被災地での産業を振興するため、復興庁では、民間企業と被災自治体の連携（企業連携）を促し、被災地域企業の経営力強化や新規投資等を支援している。
 - ・制度説明会等の開催、事例集の作成等の情報発信や、企業間連携を生み出す対話の場を提供。
 - ・国・被災自治体・民間事業者等が参加する新商品開発や事業パートナー探しを支援。

情報発信

- 民間企業の復興事業参加を促進するため、国内外で復興の現状に係る企業向け説明会等を実施。企業による研究会等とも連携。
- メールマガジンを発行し、定期的に情報提供。
- 企業による復興事業事例集を作成・公表。



平成24年7月
に開催された
復興支援・対
日投資フォー
ラム（米国）の
様子

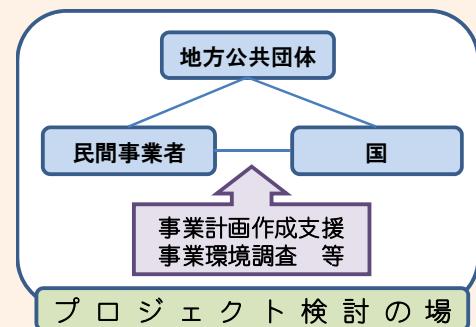


「被災地での
55の挑戦
—企業による
復興事業事
例集—」
平成25年4月

個別プロジェクト事業化支援

国・被災自治体・民間事業者等
が参加するプロジェクトの事業化
(新商品開発や事業パートナー
探し)を支援。

【支援実績】
平成24年度は7件のプロジェクト
を検討支援。



地域復興マッチング「結の場」

被災企業の抱える課題を解決するため、大手企業等の経営支援とのマッチングを行う「結の場」を開催。

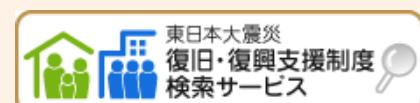
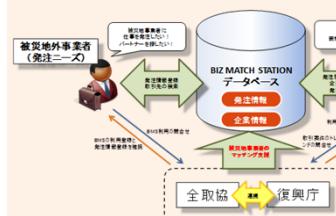


【開催実績】

平成24年11月28日石巻市
(共催:石巻商工会議所)
平成25年 2月13日気仙沼市
(共催:気仙沼商工会議所)

インターネットを活用した事業者支援

- (財)全国中小企業取引振興協会が運営するビジネスマッチングサイトと連携して、被災事業者の販路開拓等のマッチングを支援。
- 復興庁が運営する「復旧・復興支援制度データベース」により、事業者が活用可能な各省庁及び自治体の支援制度の情報を提供。



復旧・復興支援制度データベース
URL:<http://www.r-assistance.go.jp>

2-21 ボランティア・公益的民間連携

- NPO等のボランティア活動に対する被災地のニーズが多様化している中、ボランティア活動のニーズとその果たしている役割は依然として大きい。
- 多様なニーズに柔軟に対応するため、行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して取り組む必要がある。
- このため、NPO、ボランティア団体等が活動を円滑に進めるために必要な情報の提供や連絡調整、震災ボランティアの啓発・普及等を行っている。

1. 体制

- NPO等に精通した民間出身の非常勤職員の知見を活用するとともに、岩手・宮城・福島の各復興局に「ボランティア・NPO等担当」を配置

2. 役割

- 政府の取組に関し、NPO等への情報提供
- 復興に当たって行政・民間それぞれの多様な担い手の連携促進と、連携事例の収集・情報提供
- ボランティア活動全般の促進
- NPO等の活動に係る制度・手続きに関し、関係府省との相談・調整

3. 主な取組内容

情報提供

- NPO等が息の長い支援活動を行えるよう、活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、被災3県での説明会や全国のNPO等が集まる会議等で周知。



平成25年2月に開催された説明会（いわて連携復興センター主催）

多様な担い手の連携促進

- 行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して復興にあたるために参考となる「ロードマップ」を作成し、NPO等やその中間支援組織に説明。
- また、「多様な担い手による連携事例」を公表・周知。



「ロードマップ」と
「連携事例（第2版）」

- 社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターに登録し活動したボランティア総数（被災3県）

岩手県	宮城県	福島県	3県計
約47万人	約65万人	約17万人	約128万人

平成23年3月11日～平成25年7月31日までの累計
・その他、NPO等の団体を通じ独自に活動しているボランティアも多数。
・発災当初は泥やガレキの撤去、避難所における炊き出し等が活動の中心だったが、その後は地元NPO等を中心に、心のケアやコミュニティづくり支援、さらには復興に向けたまちづくり支援など息の長い取組を展開。

ボランティア活動全般の促進

- ボランティア活動に携わる方々に、被災された方に寄り添う気持ちを持ち続け、被災地で更に活躍してもらうため、学生等に向けたキャンペーンやNPO等に向けたメッセージを発信。



「東北に行ったよ。～この夏も、ボランティアに行こう！～」キャンペーン

2-22 「新しい東北」の創造に向けて

「新しい東北」の創造とは、「最低限の生活再建」にとどまることなく、創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげるというもの。基本方針(H24.12.26閣議決定)等に沿って、検討を行う。

【目的】

- 被災地は、人口減少、高齢化等の今の日本が抱える課題が顕著であり、復興事業を進める中で、単に以前の課題ある状態に復旧するではなく、復興の中でこれらの課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性のある未来社会」を形成していく。



【復興推進委員会での審議経過】

- 本年3月から復興推進委員会において「新しい東北」の創造について議論を開始。
- 「解は現場にある」との認識の下、現場の先駆的な取組を集め、復興大臣と被災地で活躍する専門家との懇談会を開催し意見集約を行いつつ、その成果を復興推進委員会で審議。
- 6月5日に「『新しい東北』の創造に向けて(中間とりまとめ)」を公表。(今後、政策の具体化に向けた検討を進め、25年度末を目指して「新しい東北」の創造に向けて、提言を取りまとめ予定。)

【検討テーマ】～地域の将来像について、5つの柱を中心に検討。～

- ①元気で健やかな**子どもの成長**を見守る安心な社会
- ②「高齢者標準」による**活力ある超高齢社会** ※「高齢者標準」：低下した高齢者の身体・認知機能を標準とすること。
- ③持続可能なエネルギー社会(**自律・分散型エネルギー**社会)
- ④頑健で高い回復力を持った**社会基盤(システム)**の導入で先進する社会
- ⑤高い発信力を持った**地域資源**を活用する社会

【今後の取組】

- 被災地で既に芽生えている先進事例を育て、他の被災地に横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくことを目指し、以下の取組を実施。(H25は調整費で対応。H26は概算要求中。)
 - ①地域の先駆的な取組を加速化するためのモデル事業を実施。
(H25の60件の公募に対し、460件余りの提案。10月からの実施を目指し、選定作業中。)
 - ②人材派遣や民間投資を促進するため、官民連携を推進する新たな仕組みを構築

避難指示区域等からの避難者数 ※1、※2 約10.2万人

- ・避難指示解除準備区域 約3.3万人
- ・居住制限区域 約2.3万人
- ・帰還困難区域 約2.5万人

※1 平成22年国勢調査及び各市町村からの聞き取りを基に、
原子力被災者生活支援チームで集計(平成25年9月17日時点)

※2 旧緊急時避難準備区域からの避難者も含む

- ・旧緊急時避難準備区域 約2.1万人

福島県全体の避難者数

(区域からの避難者も含む)

約14.6万人

出典:「福島県公表「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第1031報)」
(平成25年9月17日)」

(1) 福島県内への避難者数※3

※3 親類宅等へ避難した自主避難者は含まれていない

約9.3万人

- 仮設住宅(民間借上げを含む)
- 雇用促進住宅等

約8.9万人
約0.4万人

(2) 福島県外への避難者数

約5.2万人

山形県	約7.5千人
東京都	約7.2千人
新潟県	約4.9千人
埼玉県	約3.2千人
茨城県	約3.9千人 等 44

2-23 福島県の状況②（避難指示区域の見直し）

○以下の市町村において、警戒区域及び避難指示区域について順次見直しを行い、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を設定。

- ・川内村及び田村市(H24.4.1実施)
- ・南相馬市(H24.4.16実施)
- ・飯舘村(H24.7.17実施)
- ・楢葉町(H24.8.10実施)
- ・大熊町(H24.12.10実施)
- ・葛尾村(H25.3.22実施)
- ・富岡町(H25.3.25実施)
- ・浪江町(H25.4.1実施)
- ・双葉町(H25.5.28実施)
- ・川俣町(H25.8.8実施)

避難指示解除準備区域：

年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域

居住制限区域：

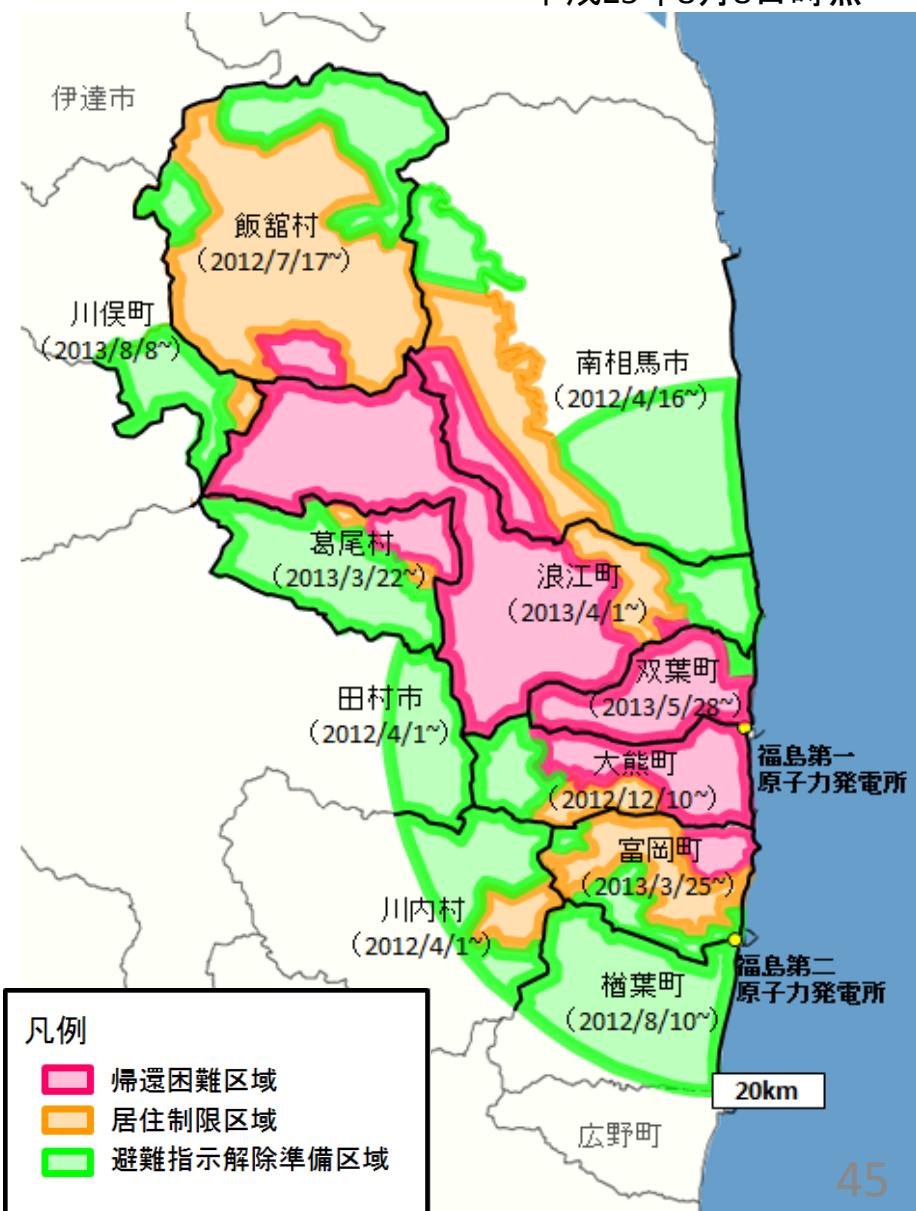
年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域

帰還困難区域：

事故後6年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、平成24年3月時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域

避難指示区域の概念図

平成25年8月8日時点



2-24 福島対応体制の強化について①

復興庁の司令塔機能を強化しつつ、復興大臣トップの、いわゆる『福島・東京2本社体制』とする。

福島

1. 「福島復興再生総局」を設置(2月1日)

- ① 復興大臣をトップとする現地関係政務の体制を整備。
- ② その下に、事務局として、内閣官房参与のほか、復興庁事務次官、環境省、経産省の現地トップ等を配置。
- ③ 除染をはじめ、体制を一元化することにより、復興大臣自ら機動的に統括・指揮し、現地で即断即決。

2. 本庁幹部職員等の福島常駐

内閣官房参与、次官、統括官等トップクラスによる福島常駐。

3. 現地組織の一体運用

福島復興局に、環境再生事務所及び原子力災害現地対策本部の関係職員を集め、復興局に駐在。

東京

1. 「福島復興再生総括本部」を設置(2月1日)

- ① 復興大臣直轄により政府中枢機能を強化。
- ② 大臣が、関係省庁の局長クラスを直接指揮。

2. 福島対応体制の強化

- ① 福島担当統括官の新設
- ② 内閣府原子力被災者生活支援チーム(避難指示区域の運用・見直しを担当)を復興庁内に移し、福島対応体制を強化。

福島復興再生総局

総局の長 根本 復興大臣(福島原発事故再生総括担当大臣)

【構成員】 浜田 復興副大臣

亀岡 復興大臣政務官

赤羽 原子力災害現地対策本部長(経済産業副大臣)

井上 環境副大臣

事務局

内閣官房参与(事務局長)

復興庁事務次官

復興庁統括官、福島復興局長

原子力災害現地対策本部副本部長(経済産業省)

福島環境再生事務所長(環境省) 等

福島復興局

福島環境 再生事務所

(除染、廃棄物対策)

原子力災害 現地対策本部

(区域運用、見直し等)

福島復興再生総括本部

本部長 根本 復興大臣 (福島原発事故再生総括担当大臣)

関係省庁(局長クラス)

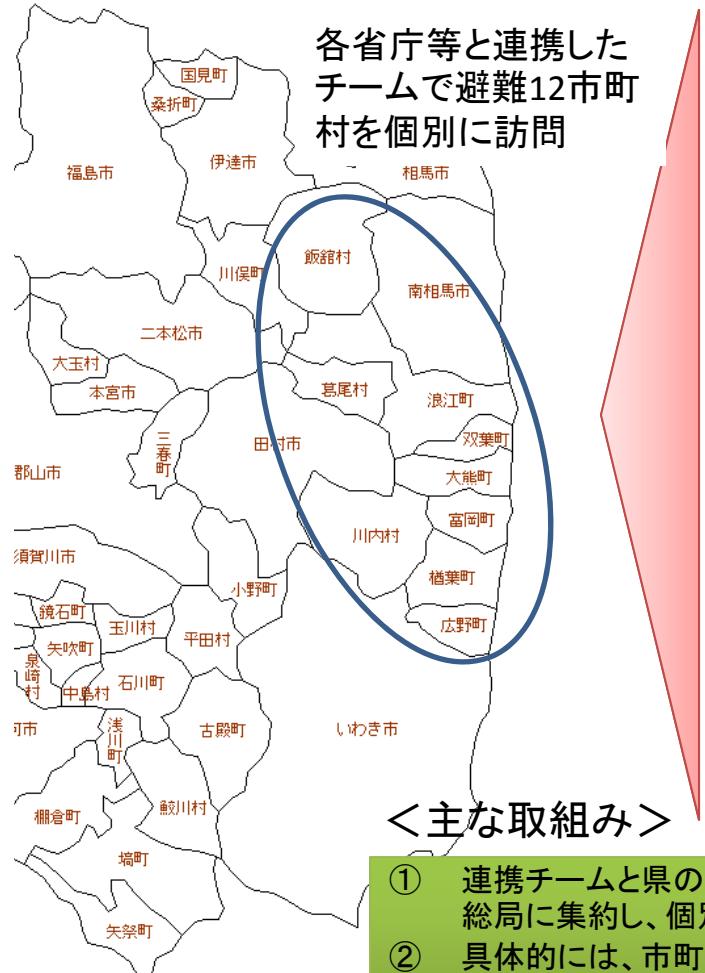
復興庁、警察庁、内閣府原子力被災者生活支援チーム

消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省

経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁 等

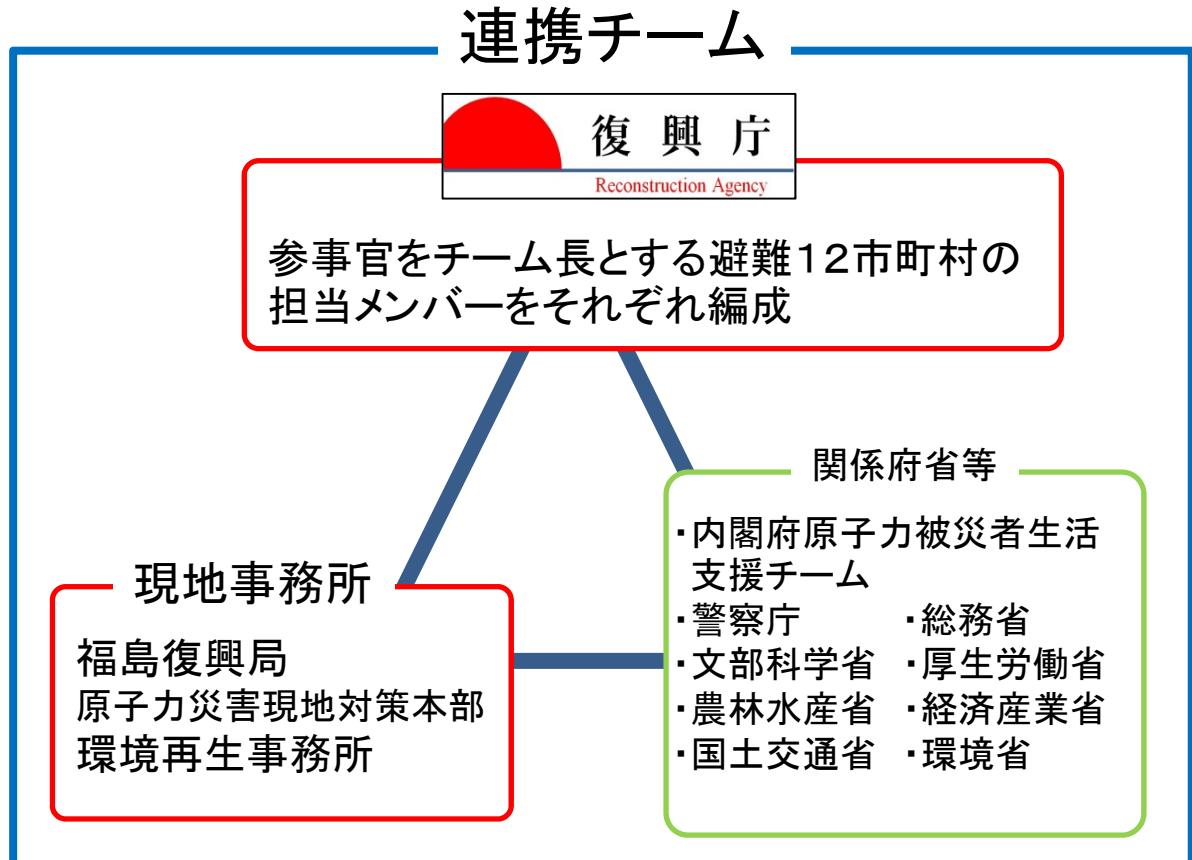
2-24 福島対応体制の強化について②

復興庁内自治体担当体制を強化するとともに、関係省庁、現地事務所との連携チームを編成し、県と共に個別の市町村の復興計画の具体化・充実を支援



<主な取組み>

- ① 連携チームと県の市町村担当者が、各市町村に出向いて現場の状況把握及び協議を進め、福島復興再生総局に集約し、個別課題の解決、復興の道筋を検討。
- ② 具体的には、市町村が策定した復興ビジョン、復興計画、インフラ工程表等をベースとして、「グランドデザイン」(12市町村共通)も踏まえつつ、市町村ごとの条件に沿った事業の具体化、段取りを検討。
- ③ 協働体制の中で精査された事業については、「避難解除等区域復興再生計画」や各省庁の事業に反映。



2-25 福島復興に向けた予算等（概要）



23年度予算等	24年度予算等	25年度予算
<p>(1) インフラ整備 ①東日本大震災復興交付金 1兆5, 612億円等</p> <p>(2) 産業振興・雇用 ②グループ補助金、仮設工場・店舗の整備 1504億円</p> <p>○福島県原子力災害等復興基金の創設 【3, 840億円程度】 ・国際的な医療センター・開発拠点等の整備 及び地域医療の再生 690億円 ・産業復興企業立地補助 1, 700億円 ・緊急雇用創出事業基金 800億円</p> <p>○既存の制度等を活用した追加的予算措置による機動的対応(再生可能エネルギー導入促進等) 【1, 500億円程度】</p>	<p>(1) インフラ整備 ①東日本大震災復興交付金 2, 868億円 ②災害復旧事業 2, 605億円 ③復興関係公共事業 2, 389億円</p> <p>(2) 産業振興・雇用 ②グループ補助金、仮設工場・店舗の整備 550億円 ④農林水産業への支援 422億円 ⑤雇用の確保 118億円 ○避難解除等区域生活環境整備事業 42億円</p> <p>※予備費での対応 ②グループ補助金 801億円 ○産業復興企業立地補助金 402億円 ○医療機器開発・安全性評価センター整備 134億円 ○福島健康管理拠点の整備 60億円</p> <p>※補正予算での対応 ○福島県環境創造センター整備 113億円 ○福島県での営農再開支援等 246億円 ○福島産農産物等風評被害対策 13億円 ○緊急雇用創出事業基金 500億円</p>	<p>(1) インフラ整備 ①東日本大震災復興交付金 5, 918億円 ②災害復旧事業 6, 611億円 ③復興関係公共事業 2, 868億円</p> <p>(2) 産業振興・雇用 ②グループ補助金、仮設工場・店舗の整備 280億円</p> <p>○津波・原子力災害被災地域雇用創出企業 立地補助金 1, 100億円 ④農林水産業への支援 319億円 ○避難解除等区域生活環境整備事業 24億円 ○再生可能エネルギー導入支援等 (浮体式洋上風力発電の実証研究等) 103億円 ○福島発農産物等風評被害対策 3億円 ○福島県における観光関連復興支援 4億円</p>
<p>(3) 除染・健康管理等 ①除染の緊急実施 2, 179億円 ②除染等の実施 1, 997億円 ○中間貯蔵施設の設置に向けた取組 11億円</p> <p>○福島原子力被災者・子ども健康管理基金の創設 (健康管理事業・除染) 962億円 ・全県民を対象とした放射線影響の推定調査 など</p> <p>○福島県原子力被害応急対策基金 404億円 ・子供のリフレッシュキャンプ、学校給食の検査</p>	<p>(3) 除染・健康管理等 ③放射性物質により汚染された土壌等の除染 3, 721億円 ○中間貯蔵施設の設置に向けた取組 20億円</p> <p>(4) 新たな課題への対応 ※補正予算での対応 [福島ふるさと復活プロジェクト] ○帰還加速・区域の荒廃抑制 208億円</p>	<p>(3) 除染・健康管理等 ③放射性物質により汚染された土壌の除染 4, 978億円 ○中間貯蔵施設の設置に向けた取組 146億円</p> <p>(4) 新たな課題への対応 [福島ふるさと復活プロジェクト] ○帰還加速・区域の荒廃抑制 48億円 ○長期避難者支援 503億円 ○定住にむけた環境整備 100億円</p>

(注)①についての事業費は被災県の合計であり、その一定部分が福島県で実施される。

2-25 福島復興に向けた予算等（平成25年度予算のポイント）



○「福島復興再生基本方針」、総理指示等を踏まえ、復興庁が司令塔となって原子力災害からの福島の復興及び再生を加速的に推進するべく、福島県等からの要望にも配慮した予算を編成。国が全面に立って福島の深刻な諸問題に対応できるよう事業制度を創設するとともに、諸制度の隙間を埋め、機動的に対応する。

1. 福島の復興・再生の加速 【福島ふるさと復活プロジェクト】 【652億円(新規等)】

①地域の希望復活応援事業 【48億円】(208億円(H24補正予算))

(原災避難区域等帰還・再生加速事業)

帰還支援(生活基盤施設の立ち上げ支援等)、区域の荒廃抑制・保全(除草、廃家屋の撤去等)など様々なニーズにきめ細かく対応するための市町村への新たな支援)

②コミュニティ復活交付金 【503億円 (新規)】

(長期避難者生活拠点形成本付金)

災害公営住宅、関連する道路・学校施設等の生活拠点の形成のための県・市町村への新たな支援)

③子ども元気復活交付金 【100億円 (新規)】

(福島定住等緊急支援交付金)

子育て環境の整備(全天候型運動施設の整備、遊具設置等)や子育て世代が定住できる環境整備のための市町村への新たな支援)

2. 復興庁の司令塔機能の強化

①復興加速化・福島再生予備費 【6,000億円(4,000億円)】※

(復興大臣の裁量により、事業費の追加や新たなニーズに機動的に対応)

②東日本大震災復興推進調整費 【100億円(50億円)】※

(復興大臣の裁量により、諸制度の隙間を埋め、復興に関する調査企画の委託を弾力的に実施)

3. 地域社会の再生(まちの復旧・復興)

・東日本大震災復興交付金【5,918 (2,868)】※

・災害復旧事業【6,611 (2,605)】※

・災害廃棄物の処理【1,266 (3,442)】※

(注)各項目の合計額は、復興庁一括計上予算のうち、「原子力災害からの復興・再生」に係る予算の合計額。総額では、7,264億円(24年度:4,655億円)となる。なお、上記の斜体の事業は、「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。

4. 安全・安心な生活環境の実現 【6,466億円(4,617億円)】

①除染・放射性廃棄物処理等【6,220億円(4,547億円)】

- ・放射性物質により汚染された土壌等の除染【4,978(3,721)】※
- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業【971(772)】※
- ・中間貯蔵施設の設置に向けた取組【146(20)】等

②放射線モニタリング・リスクコミュニケーション等【62億円(28億円)】

- ・モニタリング対策関連交付金【13(-)】(住民のニーズに応じたモニタリングの実施)
- ・地方消費者行政活性化事業【7(4)】※(食品等の放射性物質検査、消費生活相談等)等

5. 地域経済の再生 【148億円(38億円)】

①再生可能エネルギー等の研究開発支援等【135億円(32億円)】

- ・浮体式洋上風力発電の実証研究【95(-)】
- ・再生可能エネルギー次世代技術開発事業【3(-)】(福島県内企業等の技術開発への支援)
- ・市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業【5(-)】(福島県内体験型再生施設等への補助)
- ・革新的エネルギー研究開発拠点の形成【13(12)】
- ・福島再生可能エネルギー研究開発拠点機能強化事業【9(-)】

(産総研の拠点
(郡山)での研究
開発等)
(参考)福島県環境創造センター(仮称)整備への支援(113(H24補正予算))等

②産業振興・雇用・風評被害対策【13億円(6億円)】

- ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金【1,100(-)】※
- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(グループ補助金)【250(500)】※
- ・福島発農産物等戦略的情報発信事業【3(-)】(13(H24補正予算))
- ・福島県における観光関連復興支援事業【4(-)】等

(参考)震災等緊急雇用対応事業【500(補正予算)】※

(備考)※の予算額は被災県等の合計であり、その一定部分が福島県に関連するもの。

25年度予算 24年度
【〇〇(〇〇)】初
※単位:億円

(平成24年度補正・平成25年度予算)

1. 帰還加速・区域の荒廃抑制**地域の希望復活応援事業**

(原災避難区域等帰還・再生加速事業)

【48億円】(24年度補正(新規):208億円)**【事業概要】**

被災12市町村における避難解除区域の住民帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を、国の費用負担により実施。

【対象区域】

原子力被災12市町村

【対象事業】**①避難解除区域への帰還加速のための取組**

喪失した生活基盤施設の代替・補完
住民の安全安心確保
地域コミュニティ機能の維持・確保 等

②直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全

荒廃抑制・保全対策・
住民の一時帰宅支援 等

2. 長期避難者の生活拠点形成**コミュニティ復活交付金**

(長期避難者生活拠点形成交付金)

【503億円(新規)】**【事業概要】**

災害公営住宅の整備を中心に、避難者を受け入れている自治体の基盤整備等を推進するとともに、コミュニティの維持などの避難者支援のためのソフト対策を一体的に実施することにより、長期避難者のための生活拠点の形成を促進。

【対象地域】

長期避難者を受け入れている市町村

【対象事業】

・災害公営住宅整備(補助率7/8)

・道路改良、学校施設整備等
(復興交付金同等の補助率)

・上記事業と一体となって効果を増大させるソフト施策(地域住民との交流事業、スクールバス運行等)

3. 定住促進**子ども元気復活交付金**

(福島定住等緊急支援交付金)

【100億円(新規)】**【事業概要】**

公的な賃貸住宅の整備や子どもの運動機会の確保のための施設整備の早急な実施を支援することにより、子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域の復興・再生を促進。

【対象地域】

原発事故により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域

【対象事業】・公的な賃貸住宅整備費助成
(補助率2/3) 等・遊具の更新、地域スポーツ施設、
水泳プール等の整備(補助率1/2)
等・上記事業と一体となって効果を増大させるソフト施策
(公的賃貸住宅の駐車場整備 等)

2-26 福島復興に向けた制度対応等（復興施策体系）

福島復興再生特別措置法

[平成24年3月31日施行]

- 福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情と原子力政策を推進してきた国の社会的な責任を踏まえ推進を目的

福島復興再生基本方針

[平成24年7月13日閣議決定]

- 法の基本理念に則し、福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針

重点推進計画(県作成)

[平成25年4月26日認定]

- 基本方針に即して、再生可能エネルギーや医療機器関連産業等の新たな産業創出の取組を推進する計画

産業復興再生計画(県作成)

[平成25年5月28日認定]

- 基本方針に即して、福島の産業の復興・再生の推進を図る計画

被災者支援(被災者支援施策PKG)

[平成25年3月15日復興庁策定]

風評被害対策(風評被害PKG)

[平成25年4月2日復興庁策定]

施策の展開
を加速

グランドデザイン

[平成24年9月4日復興庁策定]

基本的な考
え方を提示

避難解除等区域復興再生計画

[平成25年3月19日総理決定]

- 基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域等の復興及び再生を推進する計画

早期帰還を目指す区域

早期帰還・定住プラン

[平成25年3月7日復興庁策定]

- 早期帰還を目指す区域等における政府の取組をとりまとめ。

- 子ども被災者支援法の趣旨も踏まえ、原子力災害の被災者の安心した生活、子どもの元気を復活させる政府の取組をとりまとめ

広域

- 原子力災害による風評被害を含む影響に対する政府の取組とりまとめ

全国

2-26 福島復興に向けた制度対応等（早期帰還・定住プラン）

(平成25年3月7日公表)

○国は避難指示解除を待つことなく、前面に立って以下の施策を速やかに実行に移す。

○これにより、今後1、2年で帰還を目指すことが可能となる区域等において、避難住民の早期帰還・定住を実現する。

区域見直しの完了

避難指示の解除

早期帰還の実現

第1フェーズ：環境整備・帰還準備の本格化

第2フェーズ：早期帰還の実現

<プランの内容>

①生活環境の整備

- ・医療・福祉体制の確保
- ・商業施設の再開
- ・その他、地元ニーズに対応したきめ細やかな対応（避難住民の再会、コミュニティバス運行等）

②産業振興・雇用の確保

- ・立地補助金や税制優遇措置による企業の誘致・再開
- ・廃炉等の研究開発拠点の整備 等

③農林水産業の再開

- ・復旧を迅速に進めるための技術職員の派遣
- ・営農再開に向けた農地の保全管理の取組 等

住民の生活再開にあたって
取り組むべき3つの重点分野

①インフラの早期復旧

- ・工程表に基づく復旧／福島特措法の改正 等

②災害廃棄物等の処理の着実な実施

- ・避難指示解除準備区域を優先的に実施 等

③除染・中間貯蔵施設の着実な進展

- ・除染の着実な実施／除染と復興関連目的の同時達成に向けた取組／中間貯蔵施設についての丁寧な説明 等

④安全・安心に向けた取組

- ・福島第一の安全性確保／廃炉の確実な実施／リスクコミュニケーション／きめ細かな放射線モニタリング 等

⑤十分な予算の確保と柔軟な執行：福島復興再生総局による即断即決／技術的な専門人材の派遣 等

⑥賠償の丁寧かつ迅速な対応：住民の生活再建が一日も早く進むよう、円滑な賠償を実施 等

今後の流れ

○今後1、2年のうちに住民の帰還のために必要な環境整備を行うべき区域を擁する自治体については、平成25年夏頃を目途に、早期帰還に向けた具体的な筋道を示す工程表を策定し、時間軸を示しながら取組を進める。

2-26 福島復興に向けた制度対応等 (原子力被害による被災者支援施策パッケージ)



(平成25年3月15日公表)

ポイント

- 原子力災害により、健康不安やそれに伴う生活上の負担が生じており、支援を行うことが必要。
- さらに、子どもの元気を復活させる先進的取組を実施することが重要。
- 上記をあわせて以下の施策パッケージをとりまとめ。

1 子どもの元気復活 ~子どもの元気を復活させる先進的な取組~

- ・全天候型運動施設等の整備により福島県の子どもの運動機会を確保
- ・福島県及び県外において自然体験活動を実施

2 子どもの健康・心のケア

～健康不安に対して、安心を確保する取組～

- ・福島県民を対象とした健康管理調査の実施
- ・福島県での健康管理調査や福島県外の甲状腺検査結果を活用し、福島県内外でリスクコミュニケーションを強化
- ・原発被災者に対する健康管理に係る今後の支援の在り方を検討
- ・子どもの食の安心・安全を確保するため、学校給食等の検査を実施
- ・専門家等の訪問・相談を通じた被災者の心のケア

3 子育て・生活環境の改善

～健康不安に伴い生じた生活上の負担への支援～

- ・母子避難者等に対し、新たに高速無料措置
- ・福島県中通り等において公的な賃貸住宅を整備、借上げ仮設住宅を引き続き提供
- ・経済的な理由により就学が困難な子どもへの就学支援
- ・雇用機会の確保、福島県からの避難者に対する帰還就職の支援
- ・被災地の医師・看護師等の確保
- ・生活習慣病対策

4 その他 ~支援を行う団体への支援等~

- ・行政では手が届きにくいきめ細やかな支援を行うため、NPO等の民間団体等を通じた支援を実施

○より効果的かつ効率的な施策推進に向け、フォローアップを実施するとともに、専門的知見を活用しつつ、パッケージの拡充に向けて引き続き検討を進める。 53

2-27 個別課題への対応（賠償①）

東京電力による損害賠償の仮払い・本賠償の支払状況

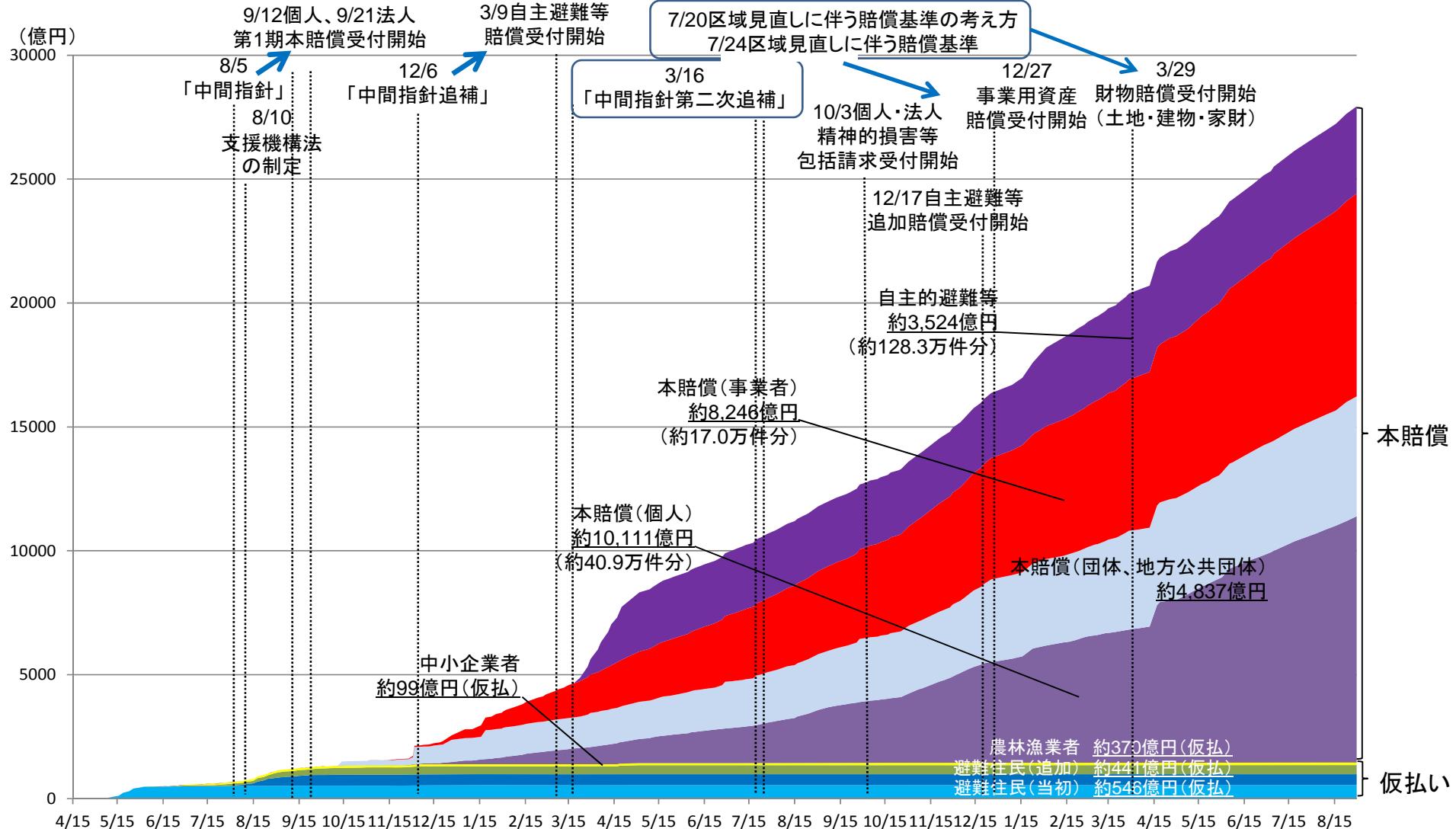
賠償総額：約2兆8,220億円(9月6日現在)

仮払い：

1,502億円

本賠償：

2兆6,718億円



※上記の他、仮払い法に基づく国による仮払い約17億円(福島・茨城・栃木・群馬の観光業者(中小企業者に限る)向け、平成23年9月より受付開始)

2-27 個別課題への対応（賠償②）

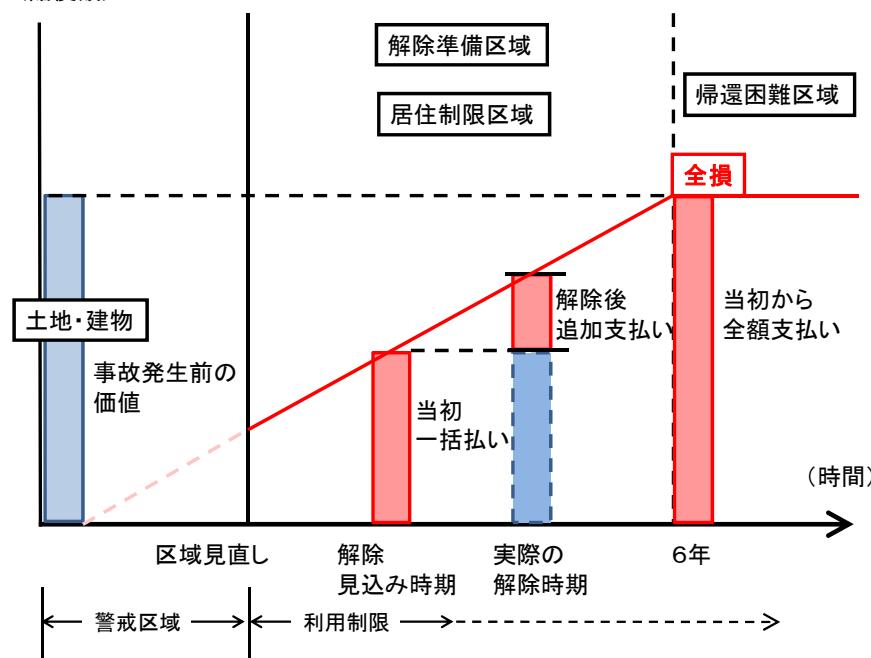
中間指針第二次追補を踏まえ、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」について、経済産業省が7月20日に取りまとめ。この考え方に基づき、東京電力が7月24日に「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」を公表。

○避難指示区域における賠償の方針

(1)不動産(住宅・宅地)に対する賠償

- ① 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償。
- ② 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償。

(賠償額)



(2)家財に対する賠償

- ① 家族構成に応じて算定した定額の賠償。
- ② 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能。

家財賠償額(定額)表

(単位:万円)

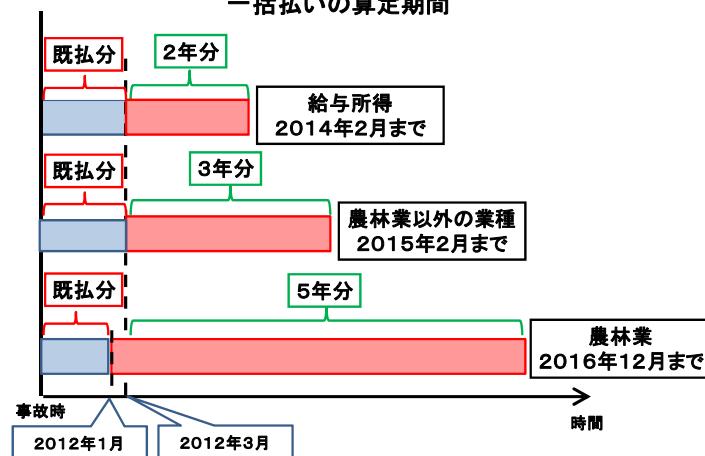
家族構成	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
帰還困難区域	325	595	635	655	675	715	735	775	775
居住制限区域 避難指示解除準備区域	245	445	475	490	505	535	550	580	580

※ 上記家族構成以外の場合も構成人数に応じて金額を算定

(3)営業損害・就労不能損害に対する賠償

- ① 従来の一定期間毎における実損害を賠償する方法に加え、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法を用意。

一括払いの算定期間



平成24年1月1日に全面施行した放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針にのっとり、環境省を中心に除染を推進。人の健康の保護の観点から必要な地域について優先的に除染を実施。除染に伴い発生した土壌等は、安全に収集・運搬、仮置き、処分する。

除染特別地域(直轄地域)

- 国が直接除染を行う地域。警戒区域又は計画的避難区域であったことのある福島県内の11市町村(※)を指定。
- 各市町村の意向を踏まえつつ、それぞれの特別地域内除染実施計画を策定し、それに沿って取り組む。

※楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域。田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域。

市町村が除染を行う地域(非直轄地域)

- 市町村が中心となって除染を行う地域。毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む8県(※)100市町村を汚染状況重点調査地域として指定。
- 各市町村が行った調査測定の結果などを踏まえて策定した除染実施計画に基づき除染を推進。
- 国は、財政的措置や技術的措置を講ずる。

※岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県

2-27 (参考) 直轄地域の除染の進捗状況



準備ができたところから順次除染を実施。これまで、対象11市町村のうち、10市町村で除染計画を策定、9市町村の全域又は一部地域において除染の作業中又は作業準備中、1市で除染計画に基づく除染が終了。

	除染対象区域 人口(人)(概 数)	除染対象面積 (ha)(概数)	区域 見直し	除染の進捗状況			
				除染計画	仮置場 (H25年8月末現在)	同意取得 (H25年7月末現在)	除染作業 (H25年8月末現在)
田村市	400	500	H24/4	H24/4	確保済み	終了	H25/6 終了
楓葉町	7,700	2,000	H24/8	H24/4	確保済み	ほぼ終了	作業中
川内村	400	500	H24/4	H24/4	確保済み	終了	作業中 (宅地、道路終了)
南相馬市	13,300	6,100	H24/4	H24/4	約2割 確保済み	約3割	作業中
飯館村	6,000	5,100	H24/10	H24/5	約2割 確保済み	約3割	作業中
川俣町	1,200	1,500	H25/8	H24/8	約8割 確保済み	約9割	作業中
葛尾村	1,400	1,700	H25/3	H24/9	約2割 確保済み	ほぼ終了	作業中
浪江町	18,800	3,200	H25/4	H24/11	約1割 確保済み	約1割	入札手続中
大熊町	400	400	H24/11	H24/12	約7割 確保済み	約6割	作業中
富岡町	11,300	2,800	H25/3	H25/6	約5割 確保済み	準備中	事業者決定済み 作業準備中
双葉町	300	200	H25/5	調整中	調整中	調整中	調整中



除染実施計画策定予定の94市町村すべてにおいて、
放射線物質汚染対処特措法に基づく除染実施計画の協議を終了。

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村		当面策定予定なし
		※は、除染に関する緊急実施基本方針に基づく除染計画を策定した市町村		
岩手県	3	一関市、奥州市、平泉町	(3市町村)	
宮城県	8	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町、亘理町	(8市町村)	
福島県	40	福島市※、郡山市※須賀川市※、相馬市※、二本松市※、伊達市※、本宮市※、桑折町※、国見町※、大玉村※、鏡石町※、天栄村、会津坂下町、湯川村※、会津美里町、西郷村※、泉崎村※、中島村※、矢吹町※、棚倉町※、鮫川村※、玉川村※、平田村※、浅川町※、古殿町※、小野町※、広野町※、新地町※、田村市※、川俣町※、川内村※、白河市※、石川町※、三春町※、南相馬市※、いわき市※	(36市町村)	三島町、矢祭町、塙町、柳津町
茨城県	20	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町、利根町	(19市町村)	鉾田市
栃木県	8	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町	(8市町村)	
群馬県	10	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、川場村	(9市町村)	安中市
埼玉県	2	三郷市、吉川市	(2市町村)	
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市	(9市町村)	
計	100	94		6

長期避難者等のための生活拠点の検討に当たって

1. 復興計画の策定

各町において、長期避難者対策等を策定
 飯館村(H24.8),大熊町(H24.9),富岡町(H24.9),
 浪江町(H24.10),葛尾村(H24.12),双葉町(H25.6)

2. 住民意向調査の実施

国、県、避難元自治体において、長期避難者に対する支援策の具体化等のため、今後の生活再建に向けた意向等を把握

3. 長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会

国、県、受入自治体、避難元自治体において、生活拠点整備のための諸課題等を検討

- ・長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整
- ・避難元自治体のニーズに応じて、受入自治体と連携しつつ、災害公営住宅のモデル的整備について検討・調整 他

交付金制度の創設

「コミュニティ復活交付金」
 503億円

- ・災害公営住宅の整備を中心に、受入自治体の基盤整備等を推進
- ・コミュニティ維持などの避難者支援のためのソフト対策を一体的に実施

災害公営住宅の整備

原発避難者向けの災害公営住宅を整備

基盤整備等の推進

避難者の増加に対応する道路改良や学校施設整備などの実施

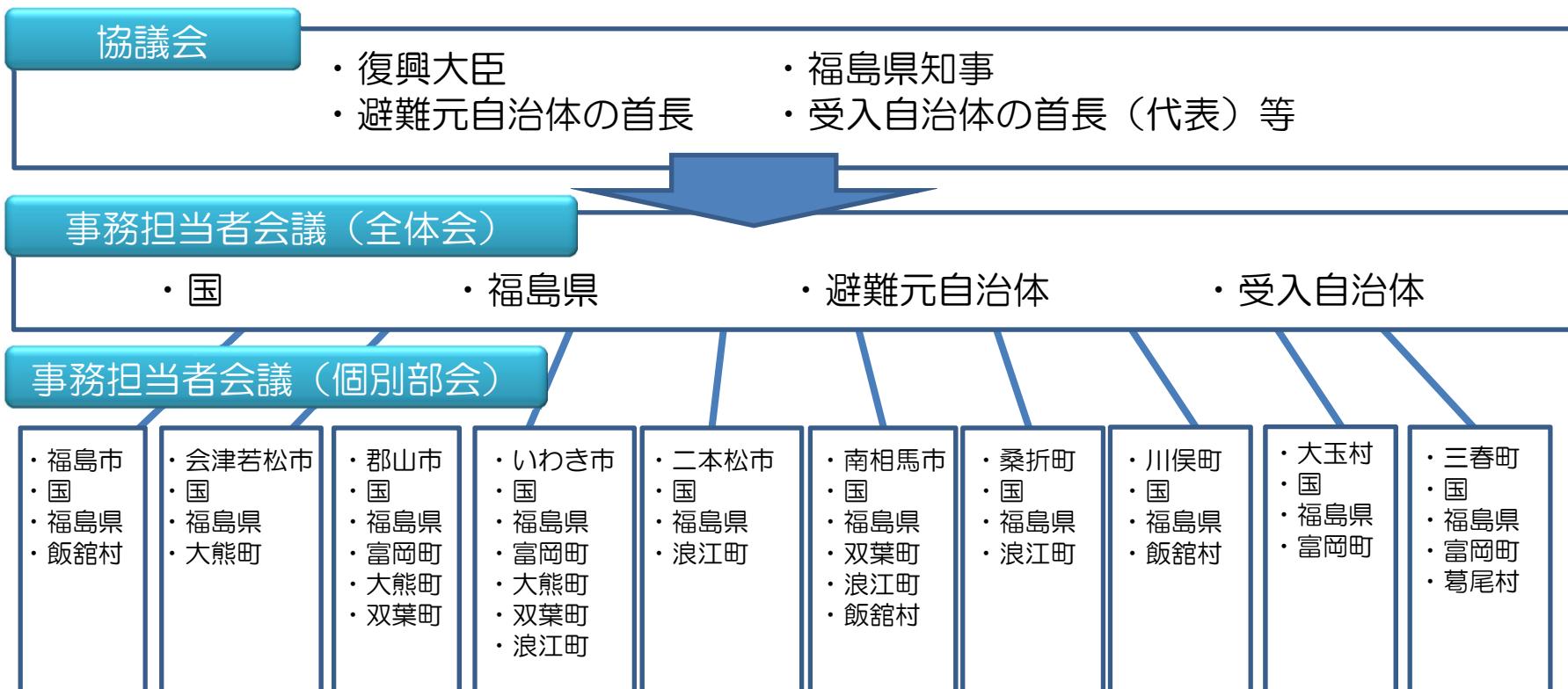
新たな
生活拠点
への移転

ソフト対策の実施

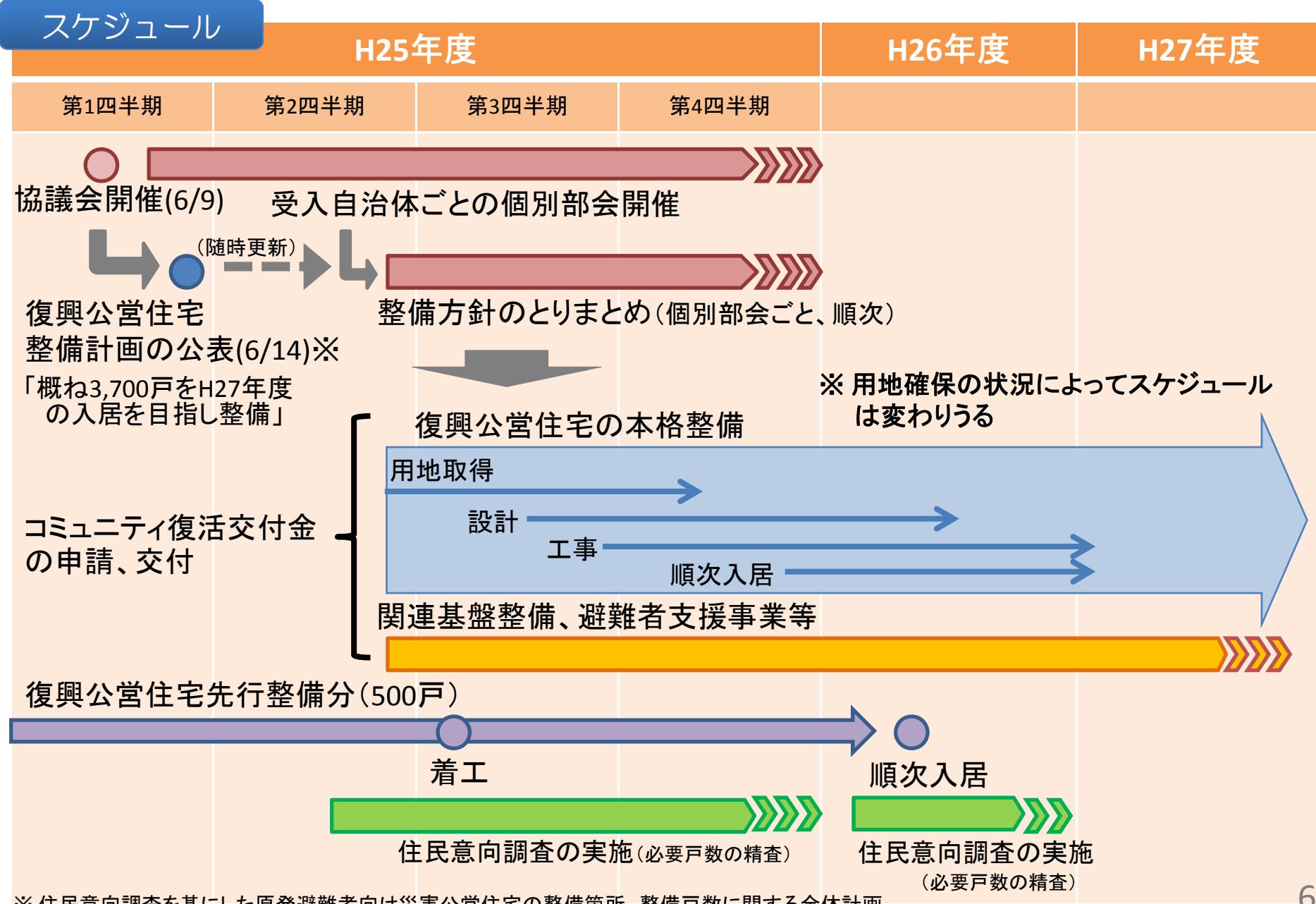
上記と一緒にコミュニティ維持や健康管理などのソフト対策を実施

長期避難者の生活拠点の検討のための協議会

- ◆ 設置趣旨 避難期間が長期に及ぶ避難者等のための生活拠点の確保、整備等に向けた検討を促進するため、国、福島県、避難指示区域が設定されている、または、かつて設定されていた市町村（避難元自治体）及び避難元自治体からの避難者を受け入れている市町村（受入自治体）からなる協議会を設置する。
- ◆ 協議事項
 - ・長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整
 - ・避難元自治体のニーズに応じて、受入自治体と連携しつつ、災害公営住宅のモデル的整備について検討・調整 他
- ◆ 構成



2-27 個別課題への対応（長期避難者への生活支援について③）



※ 住民意向調査を基にした原発避難者向け災害公営住宅の整備箇所、整備戸数に関する全体計画

2-27 個別課題への対応

(避難指示解除準備区域等の公共インフラの本格的な復旧(工程表))

- 警戒区域等が見直された市町村を中心に、公共インフラ復旧の工程表を作成し、本格的な復旧に着手。
- 平成25年3月までに10市町村(広野町・田村市・川内村・南相馬市・楓葉町・飯館村・富岡町、浪江町、葛尾村、川俣町)の工程表を段階的に、関係各省、福島県、当該市町村ホームページにて公表。
- 区域見直しの動向等に応じて、さらに対象町村を拡大するとともに、事業の具体化に応じて対象事業を拡充し、節目節目で見直しも実施。

工程表の内容

- ① 国、県、市町村等の事業を対象に作成
- ② 対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方を記載
- ③ 上記の基本的考え方に基いて、対象事業ごとに復旧の目標を工程図で表示
- ④ 事業の進捗をわかりやすく示すため「前年度の成果」と「当年度の目標」を記載

工程表の作成趣旨

- ① 「工程表」の目的は、災害復旧事業を中心として、当面3か年の復旧の見通しについて、現状を「見える化」し、帰還を目指す住民の方々や地域の関係者とも共有化すること。
- ② 工程表は、各施設管理者における進捗管理の基礎となるものであることから、各施設管理者において作成。

対象事業及び作成単位

- 市町村単位で作成する事業(例)
海岸、河川、上・下水道、農地・農業用施設、市町村道、海岸防災林の再生、医療施設、学校施設 等
- 路線、施設単位等で作成する事業(例)
し尿処理施設、下水汚泥処理施設、廃棄物処理施設、国道・県道・常磐道、鉄道、漁港等 等

工程表公表の履歴

- H24. 8 南相馬市、田村市、川内村、広野町 公表
- H24. 11 飯館村、楓葉町 公表
- H24. 12 富岡町 公表
- H25. 3 浪江町、葛尾村、川俣町 公表
- H25. 6 平成25年度予算成立を踏まえ
作成済10市町村の見直し 公表

■工程表のイメージ

	整備 主体	被災/稼働状況	H24年度に実施 したこと(成果)	H25年度に実施 すること(目標)	H25年度				H26年度				H27年度				H28年度 以降	備考・ポイント等
					4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
OO事業					調査		査定		工事									
※※事業					査定		工事											
△△事業					調査		査定	工事										

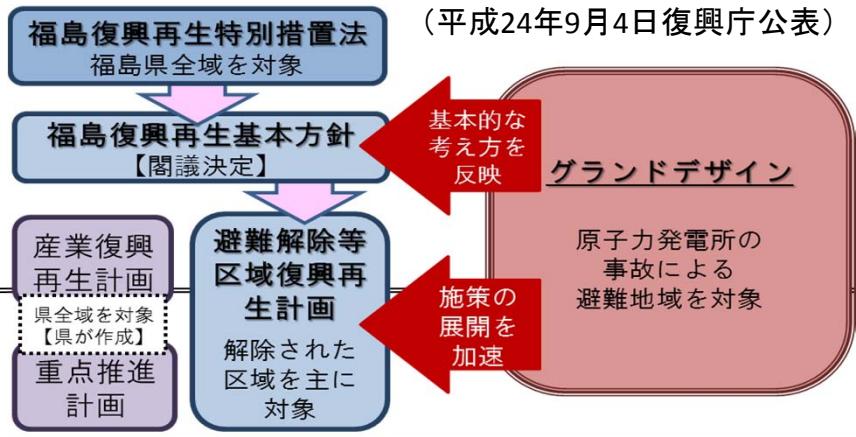
2-27 個別課題への対応（原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）について [概要]）

(平成24年9月4日復興庁公表)

[グランドデザインの位置づけ]

- 福島県・関係市町村からの要請を踏まえ、概ね10年後に向かう避難地域の復興に対する国の方針を示すもの。
- グランドデザインの中で示す復興の姿などは、今後、自治体との対話や議論を深めるための素案として示すもの。

[グランドデザインの概要]



I 国の基本姿勢

- 国は、原子力政策を推進してきた社会的責任を踏まえ、被災者の方々に十分寄り添った取組を責任を持って加速する。
- 国は、被災者が一日も早く将来の生活設計が描けるよう、①生活環境の回復、②居住環境及び就労の確保、③地域の経済とコミュニティの再生に取り組む。
- 国は、被災者の方々が誇りと自信を持てるふるさとを取り戻し、安全に安心して生活が再建できるよう、最後まで前面に立って取組を実行する。

II 目指すべき復興の姿

震災以前の双葉郡の状況

- 地域の人口は、震災以前においても減少傾向（2020年は2010年比▲8.9%）。内陸部では高齢化も進展。
- 電力関連産業に大きく依存した経済構造（就業者約3.5万人中、約1万人が東電・その他関連産業等。域内総生産の6割超を占める）。
- 放射線量の高い4町（大熊、双葉、浪江、富岡）が、双葉郡の人口の76%、総生産の67%を占める。

目指すべき復興の姿

短期的な姿（2年後）

- 避難指示解除区域を復興の前線拠点とし、解除が見込まれる区域の復旧に繋ぐ。
- 避難指示解除準備区域等の環境回復、インフラ復旧、生活基盤の回復を早期に構築。
- 住民が生活の再建に取り組める環境を構築。

中期的な姿（5年後）

- 避難指示解除区域が拡大し、隣接地域と一緒に地域全体の復興を加速化。
- 産業振興・営農支援等を全面的に進め、生活圏とコミュニティを形成。

長期的な姿（10年後以降）

- 将来も健康で安心して定住できる魅力ある地域を形成し、地域や人のつながりを大切にした地域社会の形成を目指す。
- 新たな産業、研究・教育機能の集積を図り、原発事故で失われた雇用規模の回復に取り組む。

III 実施すべき取組

上記「復興の姿」を実現するため、国は、①生活環境の再生と社会資本の再構築、②地域を支える産業の再生と雇用の創出、③避難の状況に応じた生活の再建、④放射線対策の強化、のための取組の指針を示し、具体的な取組を一体的に進める。

(平成24年9月4日復興庁公表)

避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針(グランドデザイン)に即して、産業振興・雇用促進を強力に進めるための当面のプラン

具体的な対策

企業の帰還に向けた取組

- ↑ 経営相談
- ↑ 金融支援
- ↑ 税制上の特例
- ↑ 規制・手続の特例

新規投資の促進等

- ↑ 増設等の推進
- ↑ 用・産業創出
- ↑ ネスによる雇用・ソーシャルビジネスによる雇用・産業活性化
- ↑ 新産業創出・構想
- ↑ 研究開発拠点

雇用拡大・就労支援

- ↑ ハローワークによる就職支援
- ↑ 職業訓練
- ↑ 雇用創出事業
- ↑ ハローワークによる除染・復興事業の人材確保

個別企業のニーズ等に対応、施策の活用促進に向け、きめ細かいフォローアップ体制を構築

住民

企業

地元経済団体

地元自治体

緊密な連携・協力体制の構築

国(復興庁、厚生労働省、経済産業省ほか)

(平成24年9月4日復興庁公表)

避難地域における農林水産業の再生のための道筋として、帰還の取組を進める際の基本的な考え方、具体的な取組、事業支援メニュー等を提示するもの

営農の再開に向けた取組

○農用地等の除染

- ・国及び市町村が策定する除染実施計画に従って実施。

○農地・農業用施設等の復旧

- ・基幹的水利施設の災害復旧事業を迅速に進めるとともに、県・市町村による農業用施設及び農地の災害復旧事業が進むよう支援。

○農業生産基盤整備の推進

- ・農業の復興及び再生のための生産基盤整備を推進。
- ・農道や集落道についても一体的に整備。

○農業に係る環境モニタリング等

- ・農地土壌、農業用水等のモニタリングの継続的な実施、情報発信により国民の理解を得る。

○地域の農業再生に向けた計画づくり

- ・避難指示解除後の農業の再生に向けて、市町村、JA、生産者等の関係者により、地域の今後の農業のあり方について検討。

○営農再開に向けた条件整備

- ・営農再開に向けた地域の取組推進
- ・農業系廃棄物の処分
- ・生産者等による施設、機械等の補修・整備
- ・試験栽培の実施
- ・施設、機械等の整備等に対する支援

○食品の検査の実施と情報の提供

○風評被害対策

林業・木材産業再生に向けた取組の推進

- ・現地の状況を勘案し、県や市町村等による路網整備、森林所有者による森林整備を推進。

- ・木質バイオマス発電施設等の整備に対する支援を実施。

漁業の再開に向けた検討

- ・放射性物質の値が低い一部の魚種から、水産物の安全・安心を確保しつつ漁業再開が可能か検討。

区域外での事業再開等

- ・被災地から他の地域へ移転せざるを得ない被災農家等に対し、受入情報の提供等営農の再開に向けた支援を実施。

2-27 個別課題への対応

(原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージの概要)

(平成25年4月2日公表)

○復興庁において、平成25年度当初予算

を中心に各省庁における取組(予算以外の取組を含む)を取りまとめ。

○被災地域産の食品・農林水産物等の安全と消費者の信頼を確保するとともに、風評被害等の影響を受けている地域産業における新たな需要創出に向けた支援等を行う。

1. 放射性物質の確実な把握と コミュニケーションの強化

(1) 被災地産品の放射性物質検査の実施

- ・食品中の放射性物質の基準値の設定
- ・被災地産品の放射性物質検査体制整備と検査実施 等

(2) 空間線量等の環境放射線量の把握と公表

- ・福島県内を中心とした放射線モニタリング体制整備 等

(3) 正確で分かりやすい情報提供等コミュニケーションの強化

- ・食品中の放射性物質基準値、放射性物質による健康影響等に関する情報提供
(シンポジウム、ミニ集会の開催、ポスター等の配布) 等

2. 風評被害を受けた産業への支援

(1) 被災地産品の販路拡大、新商品開発等

- ・福島産農産物等のブランド力回復のためのPR事業
(メディアを活用した広報、全国キャラバン等)
- ・全国的な被災地産品消費拡大に向けた「食べて応援しよう！」キャンペーンの推進
(一環として全府省庁の食堂、自衛隊用糧食等における被災地産食材積極利用等)
- ・被災地産業(農業、商工業等)による新製品開発等支援
- ・被災地産品等に対する諸外国の輸入規制緩和に向けた働きかけ 等

(2) 国内外から被災地への誘客促進等

- ・福島県をはじめとする東北地方等への旅行需要喚起のためのPR事業
(メディアとタイアップした広報、震災語り部・ガイドの育成、復興イベント開催等)

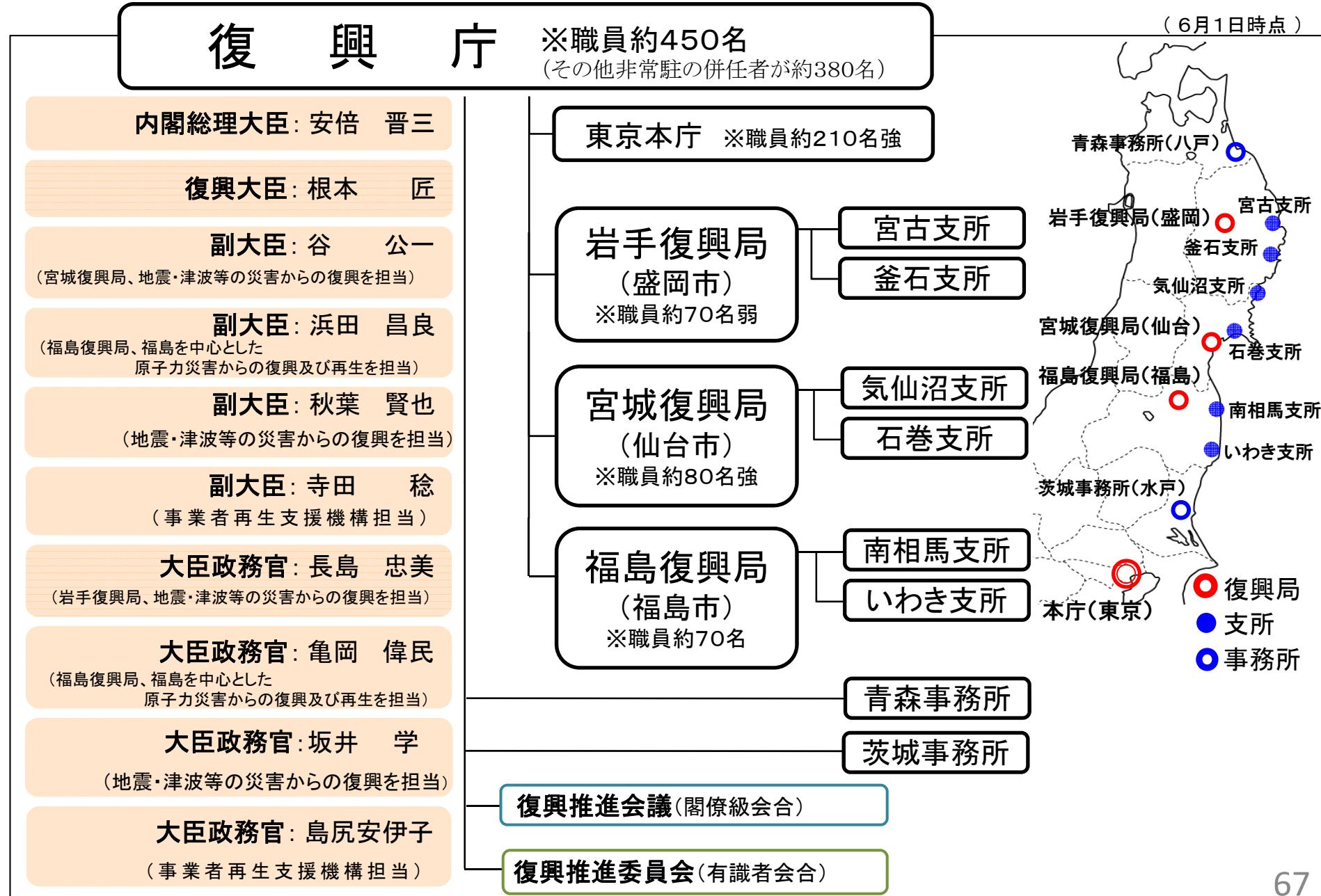
国民の健康
リスク回避

食品等の安全・消費
者の信頼の確保

被災地の産業への直
接的・間接的(風評)
影響の克服

被災地の産業におけ
る新たな需要創出

3-1 復興庁の体制



3-2 最近の復興加速への取組

1. 復興庁の司令塔機能の強化と現場主義の徹底（速やかに対応）

【主な対応】

【福島関係】

- 福島における「福島復興再生総局」の設置(2/1)と復興庁幹部の常駐。
- 東京における「福島復興再生総括本部」の設置(2/1)による政府中枢機能の強化。
- 「除染・復興加速のためのタスクフォース」の開始(1/11～)
- 「風評被害タスクフォース」の開始(3/21～)

【被災地全般関係】

- 復興庁職員の意識改革
- 「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」において施策パッケージをとりまとめ。(2/22～)(3/7)
- 復興大臣の裁量で、事業費追加や新ニーズに機動的に対応するとともに、諸制度の隙間を埋めて復興の調査企画等を実施するための予算制度の創設。(H25予算)

2. 復興予算に関するフレームの見直し等 (H24補正、H25予算)

【主な対応】

- 平成25年度予算編成と併せて復興フレームを見直し(5年間19兆円を25兆円に見直し)、必要な財源を確保。(1/29)
- 復興予算について復興庁に一括計上するとともに、使途を厳格化。

3. 復興の加速策の具体化・推進 (H24補正、H25予算等)

(1) 住宅再建・まちづくり、なりわいの確保等

【主な対応】

- 住宅・宅地の戸数の年度別目標である「住まいの復興工程表」を公表。また、工程表の実現のための加速化措置を策定・公表。(3/7,4/9)
- 津波被災地域において、住民の定着を促進する住宅再建支援のための取崩し型復興基金の増額。(H24補正)
- 公務員OB・民間実務経験者・海外青年協力隊帰国隊員等の活用、URの現地体制拡充、マンパワー対策の強化や被災自治体の事務負担の軽減。
- 津波・原子力災害被災地域における雇用創出のための企業立地に係る新たな支援制度の創設やグループ補助金の事業対象に共同店舗の新設や街区の再配置等を追加し、被災地域の商業復興を促進。(H25予算)
- 復興交付金について、対象拡大やほかの支援制度による対応等、更なる柔軟化を実施。

(2) 福島の復興・再生の加速化

【主な対応】

- 補正予算での福島復興・再生に向けた対策の盛り込み。
- これまで対処できなかった課題に対する新たな支援制度の創設。
 - ・ 地域の希望復活応援事業(H24補正)
 - ・ コミュニティ復活交付金の創設 (H25予算)
 - ・ 子ども元気復活交付金の創設(子育て環境の整備等)(H25予算)
- 福島県に基金を造成し、営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援。
- 「早期帰還・定住プラン」をとりまとめ。(3/7)
- 「原子力被害による被災者支援施策パッケージ」の公表。(3/15)
- 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」の公表 (4/2)
- 避難解除区域等における雇用機会の確保のための迅速な企業立地の促進に資する措置(税制)など福島復興再生特別措置法の改正(5/10公布)

3-3 関連立法

1. 被災者支援

- ・東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年4月27日法律第29号)
- ・地方税法の一部を改正する法律(平成23年4月27日法律第30号)
- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年5月2日法律第40号)
- ・東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成23年6月8日法律第64号)
- ・東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律(平成23年6月15日法律第68号)
- ・東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律(平成23年6月21日法律第69号)【※当該法律の特例期間については、平成23年11月30日をもって終了】
- ・東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(平成24年法律第6号)

2. 復旧事業・まちづくり

- ・東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成23年4月29日法律第33号)
- ・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年8月18日公布法律第99号)
- ・東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律(平成23年4月29日法律第34号)
- ・東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律(平成23年5月2日法律第43号)
- ・津波対策の推進に関する法律(平成23年6月24日法律第77号)

3. 事業再生

- ・東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成23年6月29日法律第80号)
- ・農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律(平成23年8月3日法律第89号)
- ・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年11月28日法律第113号)

4. 自治体等支援

- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年5月2日法律第40号)【再掲】
- ・平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成23年5月2日法律第41号)
- ・東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律(平成23年8月30日法律第102号)
- ・平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年12月2日法律第116号)
- ・東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年2月15日法律第1号)
- ・東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成24年6月20日法律第36号)

5. 原子力災害

- ・原子力損害賠償支援機構法(平成23年8月10日法律第94号)
- ・平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(平成23年8月5日法律第91号)
- ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第110号)
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成23年8月12日法律第98号)
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律(平成23年8月12日法律第96号)
- ・福島復興再生特別措置法(平成24年3月31日法律第25号)
- ・原子力規制委員会設置法(平成24年6月27日法律第47号)
- ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年6月27日法律第48号)

6. 復興施策

- ・東日本大震災復興基本法(平成23年6月24日法律第76号)
- ・東日本大震災復興特別区域法(平成23年12月14日法律第122号)
- ・復興庁設置法(平成23年12月16日法律第125号)

7. その他（財源確保、選挙の特例など）

- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年5月2日法律第40号)
- ・東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(平成23年5月2日法律第42号)
- ・平成二十二年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律(平成23年7月29日法律第88号)
- ・平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の減額特例に関する法律(平成23年3月31日法律第11号)
- ・東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年12月22日法律第117号)
- ・東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年12月2日法律第118号)
- ・平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成23年3月22日法律第2号)
- ・平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成23年5月27日法律第55号)
- ・東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律(平成23年5月2日法律第44号)
- ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年2月29日法律第2号)
- ・国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律(平成24年4月27日法律第29号)
- ・特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成24年3月31日法律第15号)
- ・災害対策基本法の一部を改正する法律(平成24年6月27日法律第41号)

3-4 復興関係予算①

(単位:億円)

23年度1次補正予算 (23年5月2日成立)		23年度2次補正予算 (23年7月25日成立)		23年度3次補正予算 (23年11月21日成立)	
(1)災害救助等関係経費	4,829	1. 原子力損害賠償法等関係経費	2,754	(1)災害救助等関係経費	941
(2)災害廃棄物処理事業費	3,519	(1)原子力損害賠償法関係経費	2,474	(2)災害廃棄物処理事業費	3,860
(3)災害対応公共事業関係費	12,019	(2)原子力損害賠償支援機構法関係経費	280	(3)公共事業等の追加	14,734
(4)施設費災害復旧費等	4,160	2. 被災者支援関係経費	3,774	(4)災害関連融資関係経費	6,716
(5)災害関連融資関係経費	6,407	(1)二重債務問題対策関係経費	774	(5)地方交付税交付金	16,635
(6)地方交付税交付金	1,200	(2)被災者生活再建支援金補助金	3,000	(6)東日本大震災復興交付金	15,612
(7)その他の関係経費	8,018	3. 東日本大震災復興対策本部運営経費	5	(7)原子力災害復興関係経費	3,558
		4. 東日本大震災復旧・復興予備費	8,000	(8)全国防災対策費	5,752
		5. 地方交付税交付金	4,573	(9)その他の関係経費	24,631
※1 計40,153		計19,106		※2 計92,438	

※1 財務省公表資料(一次補正歳出額)に記載されている既定経費の減額(37,102億円)については計に含めず。

※2 財務省公表資料(三次補正歳出額)に記載されている年金臨時財源の補てんやB型肝炎関係経費等は計に含めず。

※3 23年度4次補正予算の一般会計予算算総則において、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の借入れ及び社債に係る債務について、政府保証枠5,000億円を設定。

3-4 復興関係予算②

(単位:億円)

24年度当初予算 (24年4月5日成立)	24年度補正予算 (25年2月26日成立)	25年度予算 (25年5月15日成立)
(1)被災者支援 920	(1)インフラ等復旧、まちづくり 1,970	(1)被災者支援 1,883
(2)まちの復旧・復興 11,854	(2)産業振興・雇用の確保 502	(2)まちの復旧・復興 16,670
(3)産業の振興・雇用の確保 2,920	(3)原子力災害からの復興 706	(3)産業の振興・雇用の確保 3,075
(4)原子力災害からの復興再生 4,655		(4)原子力災害からの復興再生 7,264
(5)東日本大震災復興推進調整費等 83		(5)東日本大震災復興推進調整費等 145
(6)震災復興特別交付税 5,490		(6)震災復興特別交付税 6,053
(7)復興予備費 4,000		(7)復興加速化・福島再生予備費 6,000
(8)国債整理基金特会への繰入 1,253		(8)国債整理基金特会への繰入 662
(9)全国防災事業 4,827		(9)全国防災事業 1,274
(10)その他の関係経費 1,751		(10)その他の関係経費 815
計37,754	計3,177	計43,840

※1 24年度当初予算及び25年度予算のそれぞれの一般会計予算予算総則において、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の借り入れ及び社債に係る債務について、政府保証枠5,000億円を設定。

※2 23年度1次補正から25年度予算までの「計」の単純な合計は約23.6兆円であるが、「集中復興期間」(23年度～27年度)における復旧・復興事業の財源(25兆円程度)との関係では、除染費用など東京電力への求償が想定される経費等を除くことから、約19.8兆円となる。

復興特別会計

(4兆3, 840億円)

復興庁所管

(2兆9, 037億円)

<具体例>

<具体例> (1兆4, 803億円)

○震災復興特別交付税 6, 053億円

○復興加速化・福島再生予備費 6, 000億円

○全国防災 1, 274億円

○復興債費 662億円

○その他 815億円

復興交付金 5, 918億円

復興推進調整費 100億円

福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業 48億円

長期避難者生活拠点形成交付金 503億円

福島定住等緊急支援交付金 100億円 等

復興関係事業費の一括計上

(2兆2, 289億円)

<具体例>

○被災者支援 1, 883億円

○まちの復旧・復興 10, 753億円

○産業の振興・雇用の確保 3, 063億円

○原子力災害からの復興・再生 6, 590億円

復興特別会計

(3兆6,377億円+事項要求)

○震災復興特別交付税	事項要求
○復興加速化・福島再生予備費	6,000億円
○復興債費	1,321億円
○全国防災	1,880億円
○その他	219億円

復興庁所管 (2兆6,957億円+事項要求)

<具体例>	復興交付金	5,155億円
	復興推進調整費	50億円
	地域の希望復活応援事業	113億円
	コミュニティ復活交付金	612億円
	子ども元気復活交付金	101億円
	「新しい東北」先導モデル事業等	16億円 等

復興関係事業費の一括計上 (2兆807億円+事項要求)

<具体例>

○被災者支援	1,331億円
○まちの復旧・復興	11,625億円
○産業の振興・雇用の確保	2,139億円
○原子力災害からの復興・再生	5,711億円

3-4 (参考) 復興関係予算の執行状況 (24年度末現在)

平成24年度 東日本大震災復旧・復興関係経費の執行状況(平成23年度一般会計(繰越分)+平成24年度特別会計)(24年度末現在)

(単位:億円、%)

区分	歳出 予算現額 (A)	支出済 歳出額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (D)=(A)-(B)-(C)	執行率 (B)/(A)	繰越率 (C)/(A)	不用率 (D)/(A)
被災者支援	5,092	3,523	51	1,517	69.2%	1.0%	29.8%
生活支援	3,205	1,795	–	1,410	56.0%	0.0%	44.0%
教育・医療・福祉	913	858	–	55	94.0%	0.0%	6.0%
救助活動	805	714	51	39	88.7%	6.4%	4.9%
その他	167	155	–	12	92.6%	0.0%	7.4%
インフラ等復旧、まちづくり	47,331	26,563	13,707	7,060	56.1%	29.0%	14.9%
災害廃棄物等処理	7,384	3,488	3,810	84	47.2%	51.6%	1.1%
公共事業(災害復旧)	14,009	5,016	4,498	4,494	35.8%	32.1%	32.1%
施設等の災害復旧等	4,963	2,108	1,026	1,828	42.5%	20.7%	36.8%
復興に向けた公共事業等	4,275	2,157	1,586	531	50.5%	37.1%	12.4%
住宅	661	578	5	78	87.4%	0.8%	11.8%
東日本大震災復興交付金等	16,036	13,213	2,780	43	82.4%	17.3%	0.3%
産業の振興・雇用の確保	8,133	5,415	1,919	799	66.6%	23.6%	9.8%
産業振興	7,182	4,592	1,914	675	63.9%	26.7%	9.4%
災害関連融資	1,567	1,531	–	36	97.7%	0.0%	2.3%
中小企業への支援 ・立地補助事業等	2,719	1,285	1,310	123	47.3%	48.2%	4.6%
農林水産業の復興支援	1,401	841	246	313	60.0%	17.6%	22.4%
研究開発・再生エネルギー等	1,493	934	357	201	62.6%	23.9%	13.5%
雇用の確保	618	528	–	89	85.5%	0.0%	14.5%
その他	333	294	4	34	88.3%	1.4%	10.3%
原子力災害からの復興・再生	8,659	3,690	3,386	1,582	42.6%	39.1%	18.3%
風評被害対策・食の安全確保等	228	172	7	47	75.8%	3.5%	20.7%
除染等	6,556	2,105	2,939	1,511	32.1%	44.8%	23.1%
研究開発拠点整備等	1,332	1,149	164	18	86.3%	12.3%	1.4%
ふるさとの復活	208	0	207	0	0.2%	99.8%	0.0%
その他	333	261	67	5	78.3%	20.1%	1.6%
地方交付税交付金	6,704	6,704	–	–	100.0%	0.0%	0.0%
全国防災対策費	10,458	6,911	2,965	581	66.1%	28.4%	5.6%
その他	11,023	10,323	–	700	93.6%	0.0%	6.4%
合計	97,402	63,131	22,030	12,240	64.8%	22.6%	12.6%

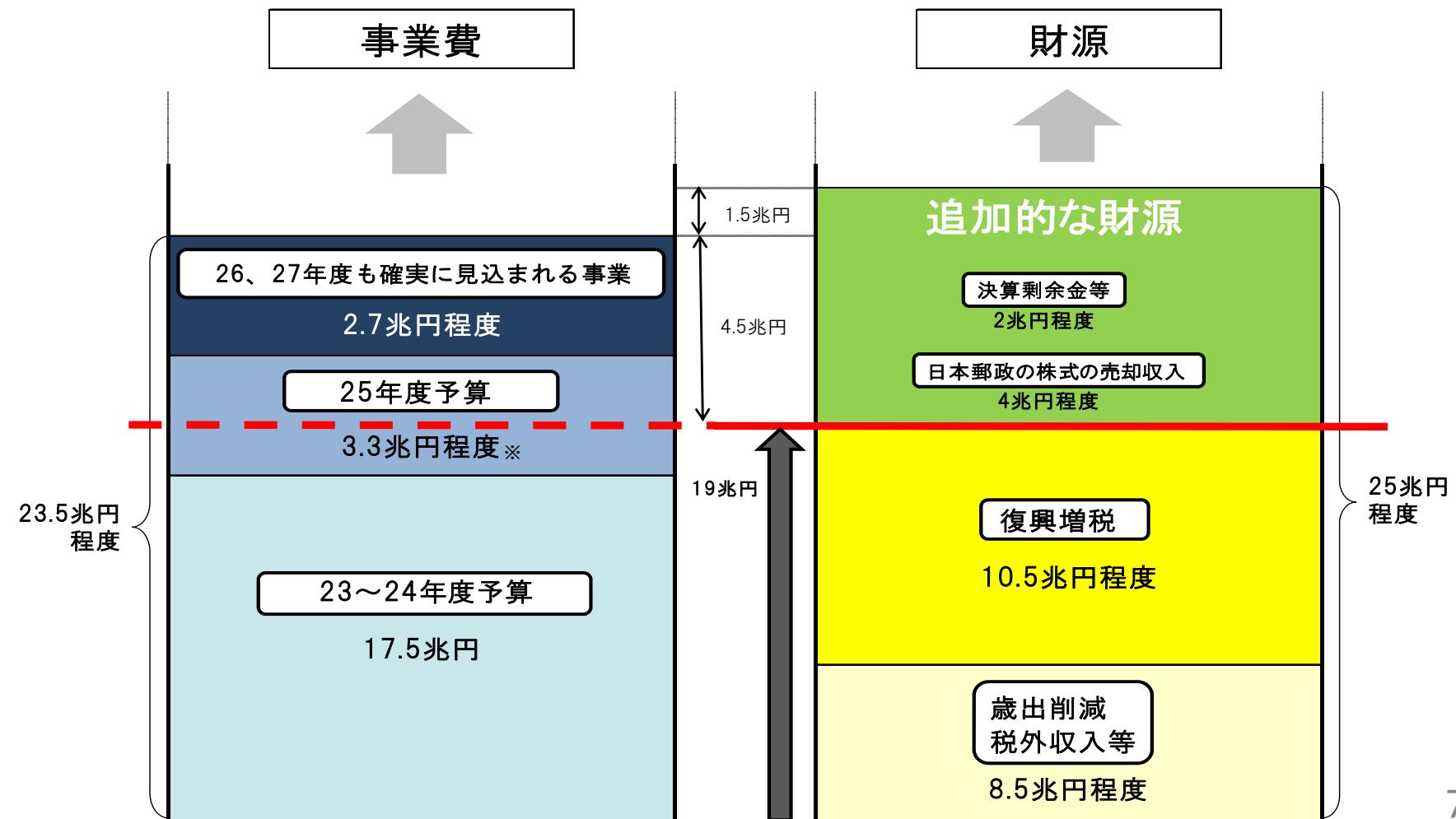
※1 計数は、今後変動がありうる。

※2 計数は、億円未満を切り捨てているため、合計とは一致しない。

※3 計数は、平成23年度一般会計予算措置分(予備費・1次～3次補正)(繰越分)及び平成24年度東日本大震災復興特別会計分の合計額である。

3-4 復興財政フレームの見直し (H25.1.29 復興推進会議決定)

- 「集中復興期間」(平成23年度～平成27年度)における復旧・復興事業の規模と財源について、以下のとおり見直し(5年間19兆円を25兆円)を決定。
- 今後は、毎年度の予算編成において、被災地の復旧・復興に必要な施策・事業を見直したうえで、そのための財源の検討を行い、必要な予算を確保する。また、これを踏まえ、事業規模と財源の枠組みについて、必要に応じ、見直しを行う。



3-5 復興特区制度① 復興推進計画に基づく特例の概要

- 地方公共団体が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた復興推進計画に基づき、税・金融上の特例、規制・手続の特例が講じられ、企業の新規立地や投資をはじめとする復興のための取組を促進。

特例措置の概要

税制上の特例

- ・取得する機械等に係る特別償却又は税額控除
- ・被災雇用者に対する給与等支給額の10%の税額控除
- ・新規立地新設企業を5年間無税 等

事業者の税負担の軽減

金融上の特例

- ・指定金融機関に対する利子補給金の支給

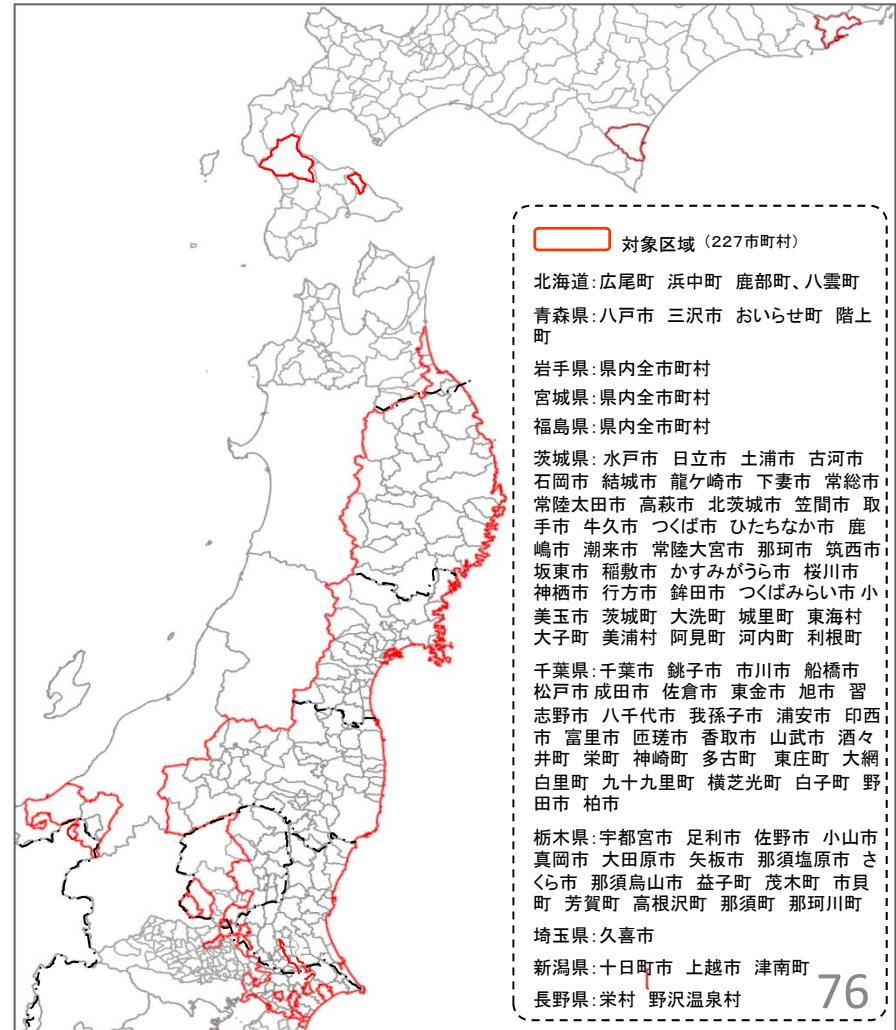
事業者への低利融資

規制・手続等の特例

土地の有効活用等、 事業活動への負担軽減

- ・工場立地法上の緑地面積等の比率に係る要件の緩和
- ・都市計画で定められた土地用途に係る規制の緩和
- ・医療機器製造販売業の許可基準の緩和 等

対象区域



3-5 復興特区制度② 税制上・金融上の特例の活用状況

税制上の特例の適用を受けることができる指定事業者等の数は1,620(注1)、
投資見込額(注2)は約1兆700億円、雇用予定数(注2)は約75,600人。

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	合計
指定事業者等	148	235	440	498	347	1, 668
投資見込額(億円)	319	832	2, 741	2, 437	4, 359	10, 688
雇用予定数(人)	4, 050	5, 280	18, 860	24, 090	23, 330	75, 610

(注1)複数の県で指定を受けている事業者等があるため、各県の指定事業者等の合計とは一致しない。

(注2)指定事業者等が指定受ける際に提出する計画に記載した数字の合計。

(注3)指定事業者等は平成25年7月31日、投資見込額及び雇用予定数は平成25年6月30日現在。

利子補給の認定計画に基づく推薦事業者への融資予定額(注1)は739億円、
投資見込額は2,576億円。

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	合計
融資予定額(億円)	12	6	67	353	301	739
投資見込額(億円)	62	6	135	593	1, 780	2, 576

(注1)推薦事業者が推薦を受ける際に提出する申請書に記載した数字の合計。

(注2)融資予定額及び投資見込額は平成25年3月31日現在。

(注3)利子補給の適用に関しては、25年度も案件の公募を実施する予定。

3-5 復興特区制度③ 税制上・金融上の特例の活用事例

岩手県

- ・岩手県大船渡市で被災した「ゆわて吉田工業株式会社(プラスチック製品製造業)」。
- ・中小企業等グループ補助金及び復興特区法第37条の税制上の特例(機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)を活用。
- ・平成24年7月に、同市内の内陸部に新工場を移転建設。
- ・設備投資は総額17億円、新規に7人を雇用。



宮城県

- ・宮城県石巻市の事業所が被災した「株式会社メイコー(電子回路製造業)」。
- ・中小企業等グループ補助金及び復興特区支援利子補給金を活用。
- ・平成25年2月に、同市内の重吉町に研究開発及び生産拠点を再整備。
- ・設備投資は総額11億円、30人を雇用。



福島県

- ・福島県いわき市の「株式会社クレハ(化学工業)」。
- ・企業立地補助金、復興特区法第37条の税制上の特例(機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)及び復興特区支援利子補給金を活用。
- ・平成26年3月に、同市内の樹脂製造工場を増設予定。
- ・設備投資は総額約134億円。



3-5 復興特区制度④ 規制の特例の活用状況

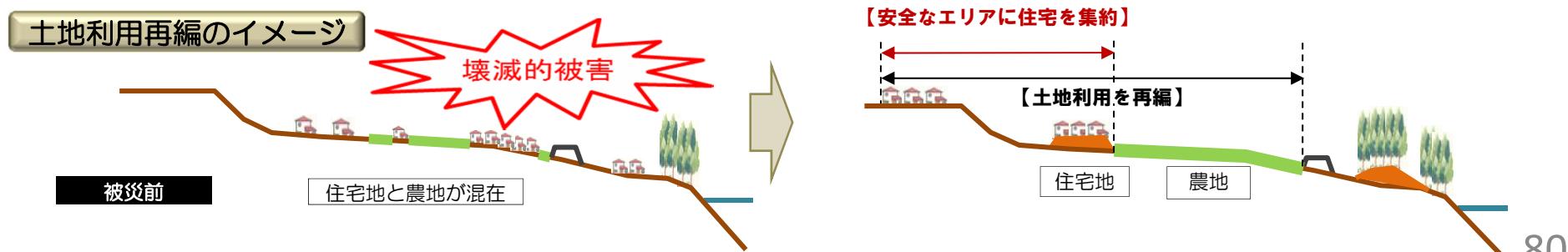
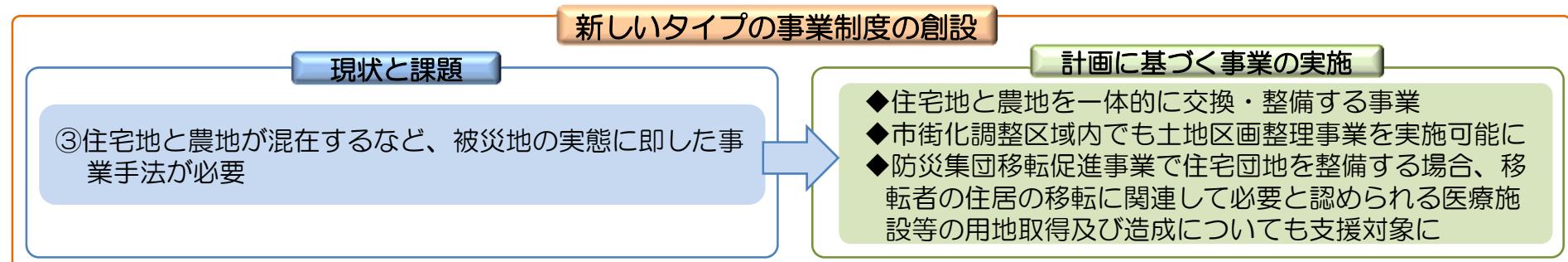
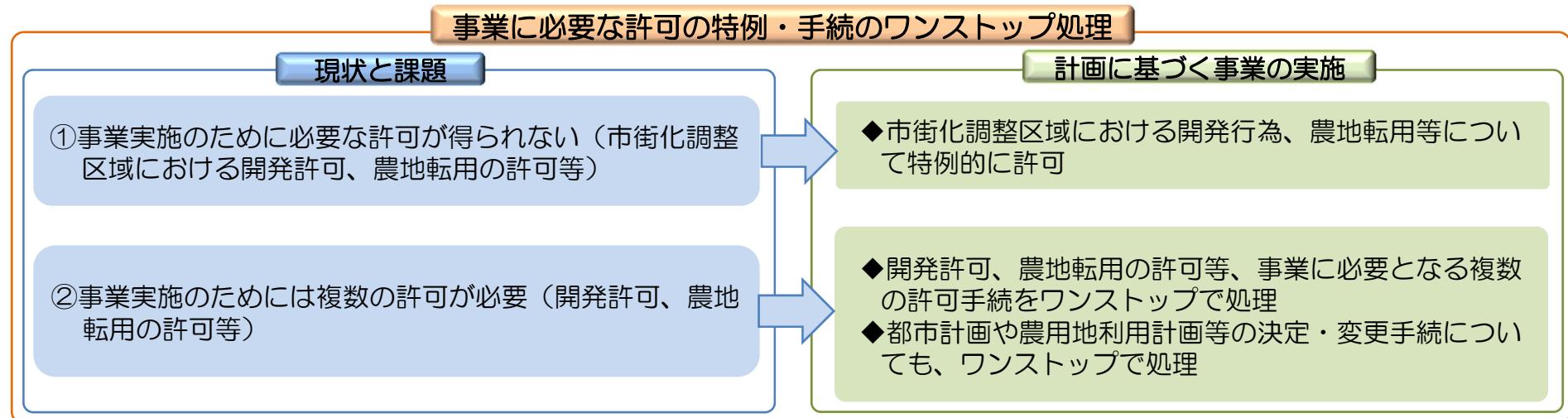


活用が見込まれる者	項目	内 容	活 用 状 況
事業者	工場緑地規制の緩和	工場立地法上の緑地面積等の比率に係る要件の緩和。	【活用実績】9件 【活用事例】A社(青森県)が、工場増設時に緑地面積率の緩和分(25%から6%に緩和)を駐車場等に活用。
事業者	土地用途規制の緩和	都市計画で定められた土地用途に係る規制の緩和。	【活用実績】3市町 【活用事例】宮城県女川町の二種居住地域等において、準工業地域における工場の建設が可能。
事業者	医療機器製造販売業の特例	医療機器製造販売業の許可基準の緩和	【活用実績】47名 【活用事例】岩手県、宮城県、福島県において、計50名が受講し、47名が資格を獲得。
会社法人、地方公共団体、学校法人等	応急仮設建築物の特例	最長2年3ヶ月である仮設建築物の存続期間の要件を緩和。	【活用実績】5県56市町村 【活用事例】南相馬市(福島県)において、事務所・商店等の仮設建築物につき、存続期間を3年間延長。
会社法人等	訪問リハビリ事業所等の特例	訪問リハビリテーション事業主体に係る要件を緩和。	【活用実績】4件 【活用事例】岩手県において、会社法人によるC訪問リハビリテーション事業所が開設。
医療法人等 (医療機関、福祉施設等)	地域医療確保の特例	病院において配置すべき医師等の数に係る基準を緩和。	【活用実績】9件 【活用事例】B病院(宮城県)において、通常の90%相当に緩和された医師配置基準を適用。
地域住民 地方公共団体	災害公営住宅入居要件等の特例	公営住宅への入居に係る収入等の要件を緩和する特別法の適用期間(3年)の延長等を可能とする。	【活用実績】2県及び2市 【活用事例】千葉県旭市に建設される公営住宅(33戸)につき、入居要件緩和の適用期間(平成26年3月までの3年間)を1年間延長。
地域住民	確定拠出年金の特例	確定拠出年金の脱退要件を緩和し、住環境の再建や事業再開等への資金活用を可能とする。	【活用実績】13名 【活用事例】福島県、茨城県の一部の市町において緩和した脱退要件を適用。

注:活用実績及び事例は、平成25年7月31日現在のもの。

3-5 復興特区制度⑤ 規制の特例の活用状況

既存の土地利用計画（都市、農地、森林等）の枠組みを超えて、迅速な土地利用再編を行う特例措置を創設し、地域の実情に応じた復興まちづくりを速やかに実現



3-5 復興特区制度⑥ 復興整備計画の活用状況



(平成25年8月31日現在)

地域	対象市町村	事業施行地区	復興整備事業の内容	主な許認可等の特例
岩手	○計10市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、山田町、大槌町、岩泉町、田野畠村、野田村)	計116地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (宮古市等の計19地区) ・集団移転促進事業 (宮古市等の計35地区) ・都市施設の整備に関する事業 (大船渡市等の計44地区) ・土地改良事業 (釜石市の計1地区) ・その他施設(例:サケふ化場)の整備に関する事業 (宮古市等の計40地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (宮古市等の計38地区)
宮城	○計13市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町)	計254地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (石巻市等の計25地区) ・集団移転促進事業 (仙台市等の計186地区) ・都市施設の整備に関する事業 (石巻市等の計26地区) ・その他施設(例:太陽光発電)の整備に関する事業 (石巻市等の計53地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (仙台市等の計157地区) ・都市計画法の開発許可みなし (石巻市等の計34地区) ・自然公園法の建設等許可みなし (石巻市等の計13地区)
福島	○計5市町 (いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、新地町)	計143地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (いわき市等の計7地区) ・集団移転促進事業 (いわき市等の計54地区) ・都市施設の整備に関する事業 (いわき市等の計57地区) ・土地改良事業 (相馬市等の計6地区) ・その他施設(例:植物工場)の整備に関する事業 (いわき市等の計29地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (いわき市等の計67地区) ・都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計14地区)

※ 1つの地区で複数の事業を実施している場合があるため、「事業施行地区」欄の地区数と「復興整備事業の内容」欄の地区数の合計とは、必ずしも一致しない。

3-6 復興交付金①

- 東日本大震災により、著しい被害を受けた地域において、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興地域づくりを、一つの事業計画の提出により一括で支援。
- 復興地域づくりに必要な事業の幅広い一括化、自由度の高い効果促進事業、全ての地方負担への手当て、基金による執行の弾力化等、既存の交付金等を超えた極めて柔軟な制度。

参考：東日本大震災復興特別区域法（抄）

第七十七条 特定地方公共団体である市町村（以下この章において「特定市町村」という。）は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道県（次節において「特定都道県」という。）は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この章において「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

基幹事業

- ・被災自治体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化（5省40事業→右表参照）。

効果促進事業等（関連事業）

- ・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
 - ・使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業二段に対応
- （補助率80%、基幹事業費の35%を上限）

地方負担の軽減

- ・①及び②により地方の負担は全て国が手当て
- ① 基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
- ② 地方負担分は地方交付税の加算により全て手当て

執行の弾力化・手続の簡素化

- ・市町村の復興交付金事業計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで復興局、支所等に提出
- ・事業間流用や基金の設置、交付・繰越・変更等に係る諸手續の簡素化

文部科学省
1 公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新增築・統合）
2 学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）
3 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
4 埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省
5 医療施設耐震化事業
6 介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）
7 保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省
8 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）
9 農山漁村活性化プロジェクト支援・復興対策事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）
10 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆の生産に必要となる水利施設整備等）
11 被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
12 漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等）
13 渔港施設機能強化事業（漁港施設用地嵩上げ、排水対策等）
14 水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）
15 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
16 木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省
17 道路事業（市街地相互の接続道路）
18 道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））
19 道路事業（道路の防災・震災対策等）
20 災害公営住宅整備事業（災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等）
21 災害公営住宅賃低廉化事業
22 東日本大震災特別家賃低減事業
23 公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）
24 住宅地区改良事業（不良住宅除却・改良住宅の建設等）
25 小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却・小規模改良住宅の建設等）
26 住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）
27 優良建築物等整備事業（市街地住宅の供給、任意の再開発等）
28 住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
29 住宅・建築物安全ストック形成事業（かけ地近接等危険住宅移転事業）
30 造成宅地滑動崩落緊急対策事業
31 津波復興拠点整備事業
32 市街地再開発事業
33 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
34 都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）
35 都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）
36 都市防災総合推進事業（津波シミュレーション等の計画策定等）
37 下水道事業
38 都市公園事業
39 防災集団移転促進事業
環境省
40 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

3-6 復興交付金②

復興交付金の予算規模

○ 事業費 3兆288億円 国費 2兆4,397億円

うち、平成23年度第3次補正予算 事業費 1兆9,307億円 国費 1兆5,612億円

平成24年度予算

事業費 3,584億円 国費 2,868億円

平成25年度予算

事業費 7,397億円 国費 5,918億円

復興交付金のこれまでの配分額

(第1回:24年3月2日、第2回:5月25日、第3回:8月24日、第4回:11月30日、第5回:25年3月8日、第6回:6月25日)

【第1回から6回までの合計額】（申請額を上回る額を配分）

	事業費	国費
申請額	1兆8,459億円	1兆4,462億円
配分額	2兆1億円	1兆6,230億円

【第1回(3月2日(24年))】

	事業費	国費
申請額	4,991億円	3,899億円
配分額	3,055億円	2,510億円

【第2回(5月25日)】

	事業費	国費
申請額	2,139億円	1,696億円
配分額	3,165億円	2,612億円

【第3回(8月24日)】

	事業費	国費
申請額	1,423億円	1,110億円
配分額	1,806億円	1,435億円

【第4回(11月30日)】

	事業費	国費
申請額	7,222億円	5,689億円
配分額	8,803億円	7,148億円

【第5回(3月8日(25年))】

	事業費	国費
申請額	2,139億円	1,625億円
配分額	2,540億円	1,998億円

【第6回(6月25日)】

	事業費	国費
申請額	545億円	443億円
配分額	632億円	527億円

3-6 復興交付金③

復興交付金の主な使途と取組(1)

基幹事業

- 生業の再建、住まいの確保等復興まちづくりに必要な事業を幅広く支援。

- ・防災集団移転促進事業（28市町村（218地区、約3.2万戸）、約4,693億円）
- ・災害公営住宅整備事業（56市町村（約1.7万戸）、約4,729億円）
- ・道路事業（47市町村、約2,308億円）
- ・水産・漁港関連施設整備事業（34市町村、約1,695億円）
- ・都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）（20市町村、約1,335億円）
- ・農地整備、農業用施設等整備事業（35市町村、約939億円）（事業費ベース）

- それに加えて、住宅、生業の再建にとどまらないまちづくりの新たな課題に対応するため、以下のような事業にも対応。

○津波復興拠点における施設整備

- ・公益施設（地域交流センター）
- ・防災拠点施設（津波避難デッキ、防災センター）
- ・その他便益施設（駐車場、広場）

○将来を見据えた農業・水産業関連機械・施設整備

- ・将来の営農再開に対応する農業用機械（トラクター、コンバイン等）導入
- ・水産業の関連施設（残渣処理施設、排水処理施設等）整備

○防集跡地の利用方策

- ・津波防災緑地、公園整備
- ・漁業集落の嵩上げ

○観光・交流施設整備

- ・自治会館、コミュニティーセンター
- ・キャンプ場復旧、農林水産物販売施設

3-6 復興交付金④

復興交付金の主な使途と取組(2)

効果促進事業等

- 基幹事業に関する連絡して市町村等が自主的かつ主体的に実施する復興事業を支援。ネガティブリスト(※)に該当しないものには基本的に対応するとの方針の下、幅広い事業ニーズに対応。

(※)①市町村等の経常的な経費に充当を目的とする事業、②二重補助となる事業、③専ら個人・法人の負担軽減や資産形成のための事業

(主な活用例)

・ 市街地整備等の効率的な促進支援

市街地整備コーディネート、住民合意形成の促進、権利関係調整

・ 被災者の生活再建支援

被災者への生活健康相談支援、被災高齢者向け巡回活動支援、被災者へのコミュニティバス運行支援

・ 地域ニーズに合ったまちづくりの推進

災害公営住宅団地における売店、診療所等の小規模店舗の配置、災害公営住宅周辺の憩いの場整備、

都市下水路のポンプ場整備事業、区画整理区域内の通信施設の既設管路の移設補償、盛土材の仮置場支援、

仮設ポンプ設置(内水排除対策)支援、消防屯所の新築整備事業、駅前駐輪場整備、埋蔵文化財収蔵庫整備、

私立幼稚園用地整備、グラウンド照明設備の整備事業、不登校の小中学生を対象とした適応指導教室の復旧整備

・ まちづくりに合わせた防災機能の向上

津波避難タワーの整備、防災行政無線のための屋外放送塔整備、津波避難シミュレーション調査、

防災用備蓄倉庫・耐震性貯水槽の整備

・ 産業、観光業の復興等にぎわいの再生支援

一定の利用見込みのある商業・産業用地の嵩上げ、進出見込みのある企業用地の整備、

水産加工団地整備のための計画策定、農林水産物のPR・販売促進、砂浜の再生調査・整備、水族館の水槽整備、

スポーツ交流拠点ビジョン策定、震災遺構保存に向けた調査

- また、事業実施主体に関する運用を弾力化し、県は市町村の、市町村は県の基幹事業に連絡し、効果促進事業等を実施することを可能に。

例：県の農地圃場整備に関する連絡して市町村が効果促進事業としてPR事業実施が可能

復興交付金の主な使途と取組(3)

効果促進事業等の一括配分の実施

- 復興まちづくりの根幹をなす5事業(※)には、幅広い関連事業が存在。交付手続の簡素化のため、県及び市町村に、効果促進事業等の予算の一定割合を先渡し。内訳書の提出により、自治体の判断による迅速な事業実施が可能。
- 第5回配分において、県への一括配分を創設。また、一括配分で実施可能な対象事業を限定列举したポジティブリストを廃止。

(※)漁業集落防災機能強化事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業、都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業の5事業

被災地の要望への対応

- そのほか、被災地の負担軽減のため、要望を踏まえて以下の対応を実施。

- ・復興交付金基金の活用

7県と90市町村において復興交付金の受け皿となる基金を設置(25年6月現在)。
繰越等の手續なく予算執行が可能。

- ・交付決定前の事業着手

特例的に交付決定前の事業着手が可能(これまで約50件活用(25年6月現在))。

- ・事務手続の簡素化

制度創設より申請書類の1/3を廃止するなど、事務手続を大幅に簡素化。

3-6 復興交付金⑥

主な市町村におけるこれまでの復興交付金の活用事例(1)

①岩手県

陸前高田市(配分額:事業費1,125億円)

- 土地区画整理事業(都市計画決定:316.7ha、268億円)
- 災害公営住宅の整備(214億円)
- 防災集団移転促進事業(5地区、240億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(16事業、64億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、59億円)
- 水産加工団地等における民間の水産加工場の整備(55億円)
- 圏場整備事業(2地区、38億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 保育所再建整備(2億円)
- 災害公営住宅の下層階への生活利便施設の整備(1.5億円)
- 自治会館の整備(0.4億円) 等

釜石市(配分額:事業費970億円)

- 災害公営住宅の整備(383億円)
- 水産加工団地及び民間水産加工場の整備(76億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、54億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(14事業、46億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 復興拠点における駐車場の整備(6億円)
- 仮設警察署・免許センターの駐車場の整備(2億円)
- 障がい者就労支援施設用地整備(0.7億円)
- 鵜住居地区スポーツ交流拠点ビジョン策定(0.4億円)
- 市営墓地の整備(0.2億円)
- 史跡案内板の復旧(0.1億円) 等

大槌町(配分額:事業費878億円)

- 防災集団移転促進事業(6地区、263億円)
- 災害公営住宅の整備(247億円)
- 水産加工団地及び民間水産加工場の整備(59億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(11事業、35億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 町所有のさけますふ化場等の整備(7億円)
- 災害公営住宅のピロティ部分を駐車場等に整備(0.5億円)
- 中学校仮設運動場の整備(0.2億円)
- 公営住宅長寿命化計画策定(0.1億円) 等

山田町(配分額:事業費844億円)

- 防災集団移転促進事業(5地区、349億円)
- 災害公営住宅の整備(112億円)
- 津波復興拠点整備事業(24億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(19事業、82億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(2地区、4億円)
- 民間の水産加工場の整備(29億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 水産加工施設再建に伴う設備導入支援(4億円)
- ボランティア等向けの簡易宿泊施設(トレーラーハウス)整備(0.3億円)
- 流出した砂浜再生に向けた調査(0.1億円) 等

大船渡市(配分額:事業費666億円)

- 災害公営住宅の整備(205億円)
- 防災集団移転促進事業(22地区、171億円)
- 民間の水産加工場整備、製氷施設整備、船揚場の嵩上げ(89億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(25事業、68億円)
- 津波復興拠点整備事業(15億円)
- 圏場整備事業(1地区、14億円)
- 土地区画整理事業(12億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 菌床しいたけ生産施設等の整備(2億円)
- 漁港内のトイレの復興整備(1億円) 等

宮古市(配分額:事業費616億円)

- 防災集団移転促進事業(5地区、158億円)
- 災害公営住宅の整備(174億円)
- 水産加工団地における民間の水産加工場の整備、
水産物卸売市場の整備(80億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(9地区、30億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(15事業、21億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 地盤沈下地域の内水排除のための地盤嵩上げ(2億円)
- 漁港内のトイレの復興整備(1億円)
- 総合交流施設の駐車場・イベント施設整備(0.2億円) 等

3-6 復興交付金⑦

主な市町村におけるこれまでの復興交付金の活用事例(2)

②宮城県

石巻市(配分額:事業費2,211億円)

- 災害公営住宅の整備(602億円)
- 防災集団移転促進事業(48地区、549億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(42事業、420億円)
- 水産加工団地における民間の水産加工場の整備、
水産物卸売市場の整備(172億円)
- 土地区画整理事業(93億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 津波被災企業等のための企業用地の整備(6億円)
- 市営墓地の整備(4億円)
- 不登校の児童生徒を対象とした適応指導教室の復旧
(0.9億円)
- 区画整理地区内の内水排除のための嵩上げ(0.7億円)
- 消防署の新築(0.4億円) 等

東松島市(配分額:事業費962億円)

- 防災集団移転促進事業(1地区、164億円)
- 土地区画整理事業(都市計画決定:111.8ha、160億円)
- 災害公営住宅の整備(185億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(11事業、128億円)
- 農地の圃場整備や農業用施設等の整備(66億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 防災備蓄用品の購入(1億円)
- 埋蔵文化財収蔵庫整備(0.6億円)
- 排水機場整備完了までの間のポンプ車等
借上げ支援(0.2億円) 等

山元町(配分額:事業費658億円)

- 災害公営住宅の整備(149億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備
(6事業、113億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、103億円)
- 防災集団移転促進事業(1地区、99億円)
- いちご栽培用ハウス、関連機械の再建整備(77億円)
- 圃場整備(22億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 仮設住宅、既存集落、市街地を結ぶバス等の運行
支援(2億円)
- 災害対策用の臨時FM放送局の運営(0.3億円) 等

南三陸町(配分額:事業費894億円)

- 防災集団移転促進事業(20地区、345億円)
- 災害公営住宅の整備(148億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(18事業、104億円)
- 民間の水産加工場の整備(57億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、54億円)
- 土地区画整理事業(都市計画決定:60.2ha、26億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 渔港施設用地の嵩上げ(13漁港、2億円)
- シロサケふ化場整備(0.3億円)
- 子育て支援(保育所等)拠点整備(0.1億円) 等

亘理町(配分額:事業費604億円)

- 災害公営住宅の整備(148億円)
- いちご栽培用ハウス、関連機械の再建整備(114億円)
- 防災集団移転促進事業(6地区、103億円)
- 圃場整備(102億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(8事業、60億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(15億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- いちご選果場整備(10億円)
- 花卉・野菜団地造成(5億円) 等

仙台市(配分額:事業費1,523億円)

- 防災集団移転促進事業(2地区、553億円)
- 災害公営住宅の整備(392億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(309億円)
- 地盤沈下地域の内水排除のための雨水管及び
雨水ポンプ場の整備(39億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(3事業、40億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 農業用機械及び育苗施設の農家への貸付(19億円)
- 滑動崩落に起因する土地境界調整への専門家派遣
(0.3億円) 等

女川町(配分額:事業費774億円)

- 防災集団移転促進事業(15地区、204億円)
- 土地区画整理事業(都市計画決定:226.4ha、141億円)
- 水産加工団地における排水処理施設、水産物卸売市場
及び民間の水産加工場の整備(108億円)
- 災害公営住宅の整備(100億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(12事業、100億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 区画整理事業予定地の既設構造物除却、撤去(2億円)
等

岩沼市(配分額:事業費561億円)

- 防災集団移転促進事業(1地区、157億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(8事業、138億円)
- 排水路・排水機整備事業(3地区、73億円)
- 圃場整備(2地区、52億円)
- 災害公営住宅の整備(42億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(32億円)
- 防災緑地などの都市公園整備事業(2地区、12億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 道路整備促進(工事監督支援)(0.5億円) 等

3-6 復興交付金⑧

主な市町村におけるこれまでの復興交付金の活用事例(3)

③福島県

いわき市(配分額:事業費1,110億円)

- 災害公営住宅の整備(444億円)
- 土地区画整理事業(170億円)
- 津波防災緑地等の都市公園事業(7地区、162億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(20事業、104億円)
- 水産物卸売市場等の整備(66億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
 - 水産調査船「いわき丸」の建造(7億円)
 - 被災した集会所の整備(9か所、3億円)
 - いちごのブランド化促進(施設整備、販路拡大等)(0.7億円) 等

南相馬市(配分額:事業費431億円)

- 防災集団移転促進事業(3地区、192億円)
- 災害公営住宅の整備(102億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(5事業、31億円)
- 被災した園芸施設の整備(20億円)
- 圃場整備(15億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
 - 復興作業者用住居の建設補助(3億円)
 - 新たな農産特産品・加工品の開発、販路開拓等(1億円)
 - 埋蔵文化財収蔵庫整備(1億円)
 - 木造の市民交流センターの整備(0.4億円) 等

相馬市(配分額:事業費539億円)

- 防災集団移転促進事業(8地区、179億円)
- 災害公営住宅の整備(83億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(28事業、50億円)
- 共同利用の水産加工施設等の再建(47億円)
- 津波防災緑地の整備(1地区、35億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
 - 地盤沈下地区の内水排除のための嵩上げ(8億円)
 - 被災者への生活・健康相談支援(2億円) 等

新地町(配分額:事業費254億円)

- 防災集団移転促進事業(7地区、94億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(7事業、40億円)
- 津波防災緑地の整備(2地区、30億円)
- 災害公営住宅の整備(35億円)
- 土地区画整理事業(13億円) 等

※ その他の市町村においても、地域の実情に応じ、以下のような用途にも復興交付金を活用

須賀川市(配分額:事業費21億円)

- ・市街地再開発事業(5億円)
- ・地震により決壊した藤沼ダム周辺の被災した地域交流拠点の再建(2億円)

二本松市(配分額:事業費2億円)

- ・造成宅地の滑動崩落への対策工事(1億円)
- ・仮設住宅により使用できない運動場の代替施設への照明整備(0.5億円)

白河市(配分額:事業費5億円)

- ・災害公営住宅の整備(3億円)

楨葉町(配分額:事業費21億円)

- ・防災集団移転促進事業(1地区、14億円)
- ・造成宅地の滑動崩落への対策工事(2億円)

川俣町(配分額:事業費0.6億円)

- ・原発事故により使用できない鶏飼育施設の代替施設の整備(0.6億円)

飯舘村(配分額:事業費6億円)

- ・原発事故からの避難先での営農再開のための農業施設の整備(3億円)
- ・災害公営住宅の整備(2億円)

川内村(配分額:事業費5億円)

- ・野菜工場の復興整備(3億円)
- ・被災した地域間交流施設の修復(2億円)

1 取崩し型復興基金の創設（平成23年度）

※ 総務省まとめ

東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として、復興基金を創設。

2 復興基金への特別交付税措置（基金の規模）

現在の低金利の状況では従来の運用型基金は有効ではないことから、取崩し型基金により対処することとして、特定被災地方公共団体である9県が基金を設置することとなる場合について、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、2次補正により増額された既存の特別交付税により措置。

(単位：億円)

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	合計
80	420	660	570	140	40	30	10	10	1,960

※ 被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改革や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除き、措置対象を同レベルとした場合の阪神・淡路大震災復興基金の措置額 960億円程度

3 基金の使途・運用

基金を具体的にどのように使うのか、直営方式・財団方式等どのような運用をするかについては、各県の判断に委ねられる。各県においては、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨から、市町村事業に十分に配慮した運用を実施。

4 交付時期

基金の設置について、12月分の特別交付税により措置(平成23年12月14日交付)。

3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」について②

○東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」の各県の活用状況について

※ 総務省まとめ
(単位：百万円)

県名	基金名	基金規模	特別交付税措置額	復興基金活用額		〈参考〉		備考
				平成23・24年度 (実績額)(①)	平成25年度 (当初予算)(②)	活用累計額 (①+②)	うち市町村への交付金	
青森県	青森県東日本大震災復興推進基金	8,000	8,000	4,429	1,032	5,461	(4,000)	
岩手県	東日本大震災津波復興基金	42,600	42,000	25,311	6,959	32,271	(21,000)	基金規模には、寄附金を含む
宮城県	東日本大震災復興基金	66,000	66,000	40,968	5,590	46,558	(33,000)	
福島県	福島県原子力災害等復興基金	57,000	57,000	32,806	6,780	39,586	(28,500)	
茨城県	茨城県東日本大震災復興基金	15,733	14,000	9,298	1,621	10,919	(7,000)	基金規模には、寄附金を含む
栃木県	栃木県東日本大震災復興推進基金	4,000	4,000	2,520	725	3,245	(2,000)	
千葉県	千葉県東日本大震災市町村復興基金	3,000	3,000	2,000	0	2,000	(2,000)	H25.6月補正で市町村への交付金1,000百万円を計上予定
新潟県	(公財)新潟県中越大震災復興基金	1,000	1,000	577	273	850	(500)	財団において特別会計を設置
長野県	長野県栄村復興基金	1,000	1,000	92	500	592	(592)	全額栄村に交付予定
合 計		198,333	196,000	118,001	23,480	141,482	(98,592)	

○復興基金からの市町村交付金の活用状況について

(単位：百万円)

県名	交付金事業名	市町村交付金額 (既交付額)	交付金活用額		〈参考〉		備考
			平成23・24年度 (実績額)(①)	平成25年度 (当初予算)(②)	交付金活用累計額 (①+②)		
青森県	青森県東日本大震災復興推進交付金	4,000	404	726	1,130		活用額には一部寄附金等を含む
岩手県	東日本大震災津波復興基金市町村交付金	21,000	3,909	3,785	7,694		活用額には一部寄附金等を含む
宮城県	東日本大震災復興基金交付金	33,000	4,951	6,261	11,212		活用額には一部寄附金等を含む
福島県	福島県市町村復興支援交付金	28,500	4,475	7,714	12,189		
茨城県	市町村復興まちづくり支援事業費交付金	7,000	2,972	1,753	4,725		
栃木県	東日本大震災復興推進事業交付金	2,000	557	580	1,137		
千葉県	「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金	2,000	877	502	1,379		県のH25.6月補正に市町村への交付金1,000百万円を交付予定
新潟県	東日本大震災復興事業交付金	500	210	178	388		
長野県	長野県栄村復興交付金	592	92	146	238		
合 計		98,592	18,447	21,645	40,091		

※ 復興基金を活用した市町村への交付金を受けて、市町村が基金を設けるなどしたうえで復興事業を執行。

3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」について③



※ 総務省まとめ

「取崩し型復興基金」を活用した主な事業（県）

【市町村向け交付金】（986億円）

- 地域の実情に応じた復興事業を実施するための市町村交付金

【生活支援】（30億円）

- 被災者の心の健康の保持増進を図るための相談支援
- 仮設住宅における防犯ボランティアへの支援
- 仮設住宅の共同利用施設の維持管理費への補助
- 被災地域の集会所等のコミュニティ施設の再建支援 など

【住宅対策】（50億円）

- 災害救助法等の対象とされない被災住宅の補修等への支援
- 融資が困難な被災者の宅地復旧工事等への支援 など

【教育文化対策】（30億円）

- 私立学校・私立博物館等の災害復旧に対する支援
- 部活動に必要な備品の購入や施設の修繕等に対する支援
- 被災地における芸術・文化活動に対する支援 など

【産業復興・地域振興対策】（160億円）

- 被災商店街の復興支援や地域産業再生のための販路開拓支援
- 被災中小企業の早期復興のための経営相談等による支援
- 小規模農地や補助対象外の農林水産業施設の復旧に対する支援
- 早期の経営再開のために必要なウニ、アワビ等の種苗や代替家畜等の導入支援
- 被災農業者向けの農林業復興等に関する研修等への支援
- 被災者の就業支援や事業主の雇用維持に対する支援
- 被災地の観光振興に対する支援 など

【融資への利子補給】（110億円）

- 県の復興融資を利用した中小企業に対する利子補給
- 経営再建のための融資を活用した被災農林漁業者に対する利子補給
- 二重住宅ローンを抱える被災者に対する利子補給 など

【その他】（40億円）

- 被災者自らが主体となって実施する復興関連の地域づくり事業への支援
- 震災周年追悼・記念行事開催への支援
- 震災の記録・教訓の伝承や展示 など

復興基金からの市町村交付金を活用した事業例（市町村）

【生活支援における事業例】

- 被災した市民等に必要な生活支援等の情報を発信する災害情報誌の発行、避難住民に対する広報誌の郵送
- 仮設住宅や避難者居住地区周辺の安全確保のための防犯灯の設置
- 避難者受入自治体における交流会の開催
- 仮設住宅での見守り活動等を実施する災害ボランティアセンターの運営費補助
- 被災地域で新規に開業する診療所に対する開業費用の支援
- 地区集会施設の復旧等に対する支援
- 被災した私道の復旧に対する支援

【住宅対策における事業例】

- 一部損壊住宅の修繕、畠・襖・瓦の入替え等災害救助法適用外経費の支援

【教育文化対策における事業例】

- 被災した児童福祉施設等における各種備品の整備
- 通学用のバス乗車券の購入補助
- 被災を受けた学校や仮設住宅を巡回する移動図書館の運営
- 青少年のスポーツの練習場所の確保のための移動費支援

【産業復興・地域振興対策における事業例】

- 仮設店舗で開催される被災商店街の復興イベント等に対する助成
- 被災農業者向けの苗木の購入等の支援

3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」について④

津波被災地域の住民の定着促進（平成24年度補正予算により措置：1,047億円）

津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、被災県の復興基金の積立て等について、震災復興特別交付税の増額により措置。

- 対象住宅数：40,738棟

津波により被災（全壊）した持ち家住宅のうち防災集団移転促進事業等の対象とならないもの

- 対象経費：住宅再建支援に要する経費

① 土地区画整理事業等の対象外の住宅（32,184棟）分
：282万円（住宅建築に係る利子相当額、宅地の嵩上げ経費（1／2）、移転経費）

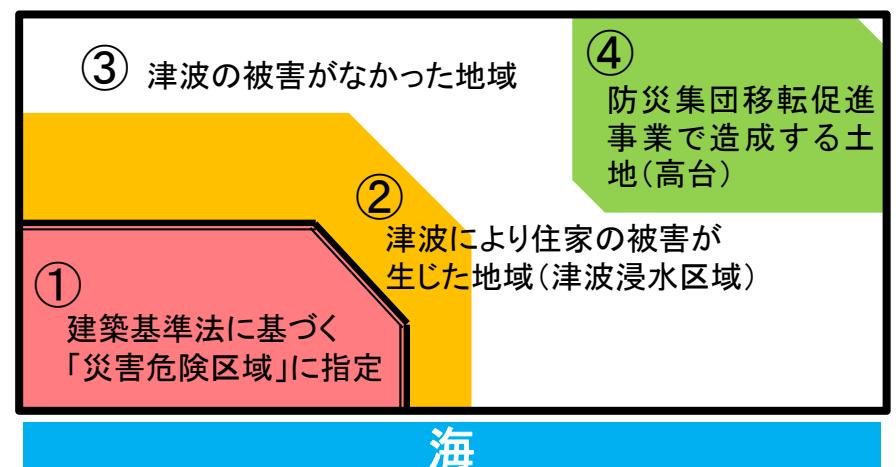
② 土地区画整理事業等の対象の住宅（8,554棟）分
：163万円（住宅建築に係る利子相当額、移転経費）

※ 被災者への具体的な支援内容については、被災団体が地域の実情に応じて決定

- 交付額

【再建パターンと支援策】

A市の行政区域



①→②～④の移転：防災集団移転促進事業等による支援あり
(被災土地買上げ、住宅建築・土地購入利子補給、移転経費助成)

②における現地再建、②→③、④の移転：上記支援措置なし

（単位：億円）

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	合計
5	215	709	103	5	11	1,047

※ 平成24年度3月分の震災復興特別交付税により措置（平成25年3月25日交付）

3-8 福島復興に向けた制度①（福島復興再生特別措置法概要）

（平成24年3月31日施行）

目的・基本理念・国の責務

- ・原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進
- ・基本理念として、安心して暮らし子どもを生み育てる環境の実現、多様な住民の意見の尊重、地域経済の活性化、福島の地域社会の絆の維持及び再生、住民一人一人が災害を乗り越え豊かな人生を送ること、福島の地方公共団体の自主性・自立性の尊重、地域コミュニティの維持、正確な情報の提供など

福島復興再生基本方針（閣議決定）

（避難解除等区域等）

避難解除等区域の復興及び再生
のための特別の措置

避難解除等区域復興再生計画
(県の申出により国が決定)

安心して暮らすことのできる
生活環境の実現のための措置

産業復興再生計画
(県が作成し国が認定)

（福島全域）

原子力災害からの産業の
復興及び再生

新たな産業の創出等に寄与
する取組の重点的な推進

重点推進計画
(県が作成し国が認定)

福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

避難者・帰還者に対する生活の安定を図るための措置、保健・医療・福祉にわたる総合的な措置、再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置、復興交付金その他財政上の措置の活用、住民の健康を守るために基金に係る財政上の措置 など

原子力災害からの福島復興再生協議会

復興大臣、福島県知事その他の関係者からなる協議会を組織

その他（見直しの検討）

施行後3年以内に、課税の特例を含め、法律の規定を見直し

(平成24年7月13日閣議決定)

《第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生》

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

- 1 意義 ~「福島の再生なくして、日本の再生なし」~
- 2 目標
- 3 基本理念・基本姿勢

《第2部 避難解除等区域の復興及び再生》

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- 1 避難解除等区域の復興及び再生の道すじ
- 2 政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 3 課税の特例
- 4 住居の安定確保
- 5 将来的な住民の帰還を目指す地域の復興及び再生に向けた準備のための取組
- 6 避難解除等区域復興再生計画の策定手続き

《第3部 福島全域の復興及び再生》

第3 安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第4 産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第5 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

第6 先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的事項

第7 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

第8 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

第9 その他福島の復興及び再生に関し必要な事項

3-8 福島復興に向けた制度③

(福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の概要)

(平成25年4月26日成立)

～福島の復興及び再生を加速するための措置の創設・拡充

長期避難者の生活拠点の形成

コミュニティ復活交付金の創設(平成25年度予算)

- ・交付先: 福島県、避難者受入市町村等
- ・対象: 公営住宅の整備を中心とした受入に伴い必要なハード整備これらと一体となって行うソフト事業

公共インフラの復興・再生

国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の対象区域の拡充

現行

- ・避難解除区域
- ・避難指示解除準備区域

改正後

- ・居住制限区域を追加
 - ・帰還困難区域を追加
- ※広域インフラ施設の機能回復等、住民の帰還等に向けて必要な事業が対象

企業立地の更なる促進

避難解除区域における税制優遇措置の対象拡充

現行

- ・対象事業者: 既存事業者
- ・対象区域: 避難解除区域

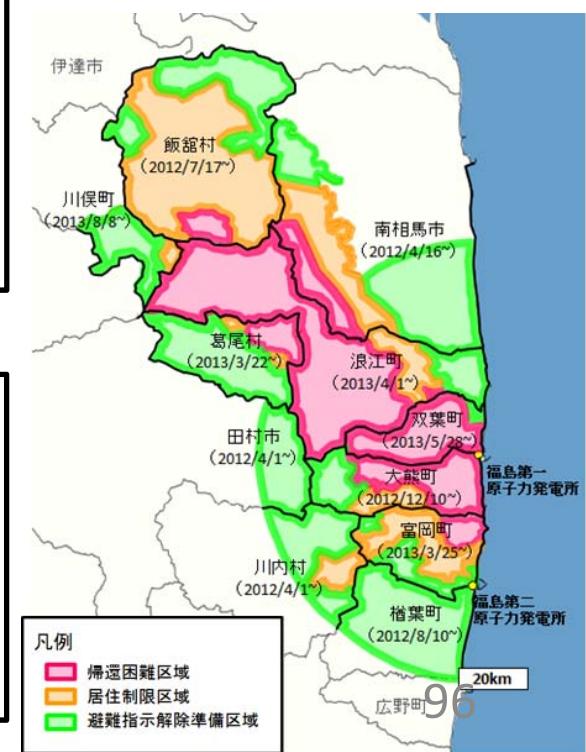
改正後

- ・対象事業者: 新規立地事業者を追加
- ・対象区域: 避難指示解除準備区域
居住制限区域追加

※事業用設備の特別償却 被災者を雇用した場合の税額控除等

※施行期日: 平成25年5月10日

警戒区域と避難指示区域の概念図
平成25年8月8日時点



避難解除区域に係る税制の特例措置の避難指示解除準備区域等への拡大

背景・必要性

※避難指示解除準備区域及び居住制限区域

これまで、全ての避難指示が解除された「避難解除区域」のみに特例措置を適用。

しかし、一旦、他の地域に移り住むと、帰還しない可能性が高まるため、早期の帰還を促進することが重要。また、避難指示解除準備区域(※1)では66事業所(平成25年1月7日現在)、居住制限区域(※2)では18事業所(同)が事業を再開。そのため、これらの区域でも事業再開を支援することが必要。

(※1)避難指示解除準備区域…年間積算線量が20ミリシーベルト以下で、同区域内では製造業等の事業再開等も柔軟に認められている。

(※2)居住制限区域…年間積算線量が20ミリシーベルトを超える恐れがあるため、原則、事業再開が認められないが、市町村の許可等を得て、例外的に事業再開が認められる。

特例措置の対象区域を
避難指示解除準備区域及び居住制限区域
に拡大

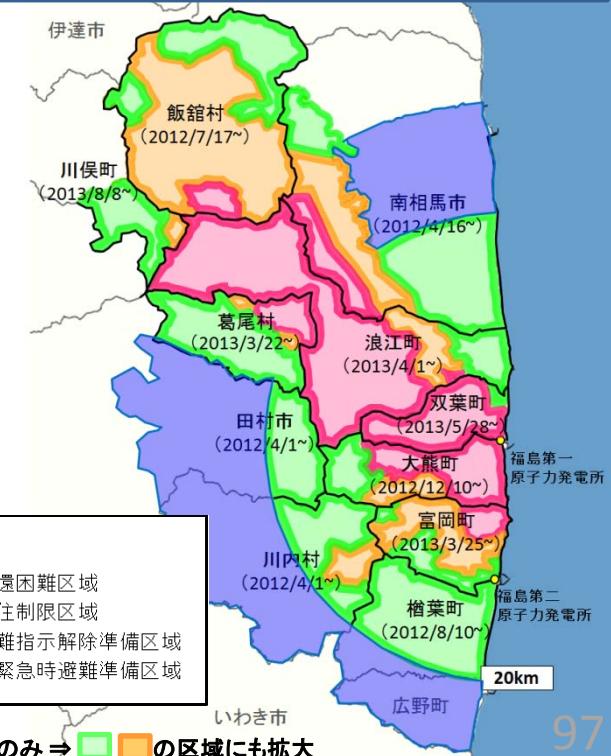
特例措置の内容

○既存事業者に税制の特例措置を適用

- ①設備投資に対する特別償却制度又は税額控除
 - ・特別償却：機械等100%、建物等25%
 - ・税額控除：機械等15%、建物等8%
- ②被災被用者に対する給与等支給額の20%を税額控除

○課税免除又は不均一課税をする場合の減収補填措置。

平成28年3月31日までの間に、設備投資(施設又は設備の新設又は増設)に対して地方公共団体が事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合にその減収額を特別交付税の算定の基礎に算入



福島復興再生特別措置法と各計画等の関係

福島復興再生特別措置法

(平成24年3月31日施行)

福島復興再生基本方針

(平成24年7月13日閣議決定)

即して
作成

【重点推進計画】

◎県が作成、国が認定

→主に県が行う取組を記載

◎県全域を対象

◎新たな産業の創出等

1 重点推進事業

(1)再生可能エネルギー

関連産業の創出

(2)医療関連産業の創出

(3)先導的な施策への取組

①環境創造センター

②浜地域農業再生研究センター

③会津大学復興支援センター

2 実施を確保するための措置

(1)工場用地の無償譲渡

(2)企業立地の促進等

【産業復興再生計画】

◎県が作成、国が認定

→主に県が行う取組を記載

◎県全域を対象

◎産業全般の復興・再生

1 取組の内容

【区域別】 ①避難解除等区域、

②将来的な住民の帰還を
めざす区域、③県内全域

【産業別】 ①農林水産業、

②中小企業、③観光振興

2 産業復興再生事業(規制の特例)

①通訳案内士、②地域団体商標

③新品種育成、④小名浜港埠頭

3 復興特区制度(課税の特例)活用

①製造業、②観光産業、③農林漁業

【避難解除等区域復興再生計画】

◎県が申出、国が策定

→主に国が行う取組を記載

◎解除区域を主に対象

◎生活環境等全般の再生

第1部 全般的な事項

①公共インフラの復旧

②生活環境の復興・再生

③放射線対策の強化

④地域を支える産業の再生

⑤農林水産業の再生

⑥状況に応じた生活の再建

第2部 広域的な地域整備

広域的な施設の整備等

第3部 市町村ごとの計画

3-8 福島復興に向けた制度⑥（子ども・被災者支援法の概要）

(平成24年6月27日施行)

■背景

- 東京電力原子力事故による放射性物質が広く拡散
- 放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない
- 被災者の健康上の不安・生活上の負担
- 特に子どもに配慮した支援の必要性

被災者の不安の解消・安定した生活の実現には、包括的な支援法が必要

■被災者生活支援等施策の推進

◆基本理念

- 災害の状況、災害からの復興等に関する正確な情報の提供
- 支援対象地域での居住・他地域への移動・帰還を自らの意思で行えるよう、いずれを選択しても適切に支援
- 放射線による健康上の不安が早期に解消されるよう最大限の努力
- 被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう適切な配慮
- 子ども・妊婦に対する特別の配慮
- 被災者の支援の必要性が継続する間の確実な実施



上記にのっとり、
政府が策定



地域住民、避難している
者等の意見を反映

◆基本方針

- 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向
- 支援対象地域(*)に関する事項 (*放射線量が、20msv未満だが「一定の基準」以上の地域)
- 被災者生活支援等施策に関する基本的事項 等

◆主な支援施策

対象地域内で生活する者

- 就学援助
- 食の安全・安心確保
- 自然体験活動

避難先で生活する者

- 住宅の確保
- 学習支援
- 就業支援

対象地域に帰還する者

- 住宅の確保
- 就業支援

その他

- 健康診断